

令和5年度 随意契約理由書

番号	1
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 総合政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 1 (直通)
契 約 案 件 名	庄内地区市民協働型コミュニティバス運行業務委託
案 件 の 概 要	庄内地区における、公共交通空白地の解消のためのコミュニティバスの運行を、地域の任意団体である庄内地区まちづくり協議会に委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市庄内町12692番地2 [名 称] 庄内地区まちづくり協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 庄内地区コミュニティバスについては、庄内地区の公共交通空白地解消するために、平成28年に地域住民が主体となって運行を開始したものである。コミュニティバスの運行については、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定により様々な形態があるが、庄内地区においては、同法第78条の規定による自家用有償旅客運送が採用されている。この自家用有償旅客運送に関して、庄内地区まちづくり協議会が運行することは、同法79条の4及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の7の規定による都城市地域公共交通会議により、協議が整っている。 以上の理由により、上記協議会と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	3, 9 1 9, 1 1 3 円

令和5年度 随意契約理由書

番号

2

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 総合政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 1 (直 通)
契 約 案 件 名	バスロケーションシステム保守業務委託 (過疎3系統)
案 件 の 概 要	市内の過疎地域と市街地を結ぶ高崎観光バスの路線バス3系統のバスロケーションシステムの保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都調布市布田4丁目5-1 藍澤調布ビル6階 [名 称] アーティサン株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 当該システムは、上記業者が独自に開発したもので、当該システムの保守業務は、上記業者しか履行できない。 以上の理由により上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	512,160円

令和5年度 随意契約理由書

番号	3
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 財政課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	新財務会計システム等に係る運用保守支援業務委託
案 件 の 概 要	令和5年度以降における新財務会計システム等に係る運用保守支援業務の委託を行うもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都江東区新木場一丁目18番7号 [名 称] NECソリューションイノベータ株式会社 営業統括本部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>財務会計システム導入については、平成30年度に公募型プロポーザル方式による選定を行い、審査の結果、日本電気株式会社を優先交渉者に決定した。当該システムの保守業務について、構築した日本電気株式会社と令和2年10月から令和7年9月まで長期継続契約を締結している。</p> <p>この度、日本電気株式会社の実施体制が令和5年4月から変更となり、日本電気株式会社のグループ会社である上記事業者が当該システムの保守業務について引き継ぐことになった。</p> <p>上記事業者は、これまで当市財務会計システムの改修業務等の履行も行っていることからシステム保守業務について、業務の最適化・効率化を図ることが可能である。</p> <p>なお、本業務を他の事業者へ委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、事務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	9, 5 7 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	4
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 財政課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	行財政情報サービス「iJAMP」利用許諾
案 件 の 概 要	行財政情報サービス「iJAMP」の利用許諾
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都中央区銀座5丁目15番8号 [名 称] 株式会社時事通信社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>上記法人が提供している行財政情報サービス「iJAMP」は、これまで紙媒体で年間購読していた官庁速報が、インターネット回線及びLWAN回線を通じてオンラインで提供されるものである。</p> <p>「iJAMP」では、官庁速報に加え、他自治体の先進事例や補助金等の行財政に係る最新情報を閲覧することができ、紙媒体からオンラインへ移行することで利便性・迅速性の向上に繋がるものであり、現在このような情報サービスを提供している事業者は上記事業者のみである。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	554,400円

令和5年度 随意契約理由書

番号	5
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 秘書広報課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 7 4 (直通)
契 約 案 件 名	ラジオ番組制作等業務委託
案 件 の 概 要	市政広報の一環として、都城市の情報を宮崎県民に広くPRすることを目的に、毎週月曜日から金曜日（祝日を除く。）までの15分間、AMラジオによる生放送を行う業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市橘通西4丁目6番7号 [名 称] 株式会社宮崎放送
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>現在、都城市の情報を宮崎県民に広くPRすることを目的として、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く毎週月曜日から金曜日までの午後3時30分から午後3時45分までの15分間、AMラジオによる生放送を行っている。</p> <p>ラジオ放送に当たっては、良好な音質を保つため、スタジオでの収録が不可欠である。また、出演者の負担の軽減及び災害等の緊急時での素早い情報提供への対応のため、宮崎市内へ出向くことなく本市内で収録できることが必要である。</p> <p>以上の理由により、宮崎県下全域を放送範囲としており、本市に唯一サテライトスタジオを開設している上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	7, 4 7 1, 2 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	6
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 秘書広報課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 7 4 (直通)
契 約 案 件 名	市政広報インフォーマーシャル制作業務委託
案 件 の 概 要	市政広報の一環として、市政情報の広告を行うことを目的に、毎週土曜日にテレビ宮崎で放送される昼の番組（12時から12時30分放送）において、毎月第1週及び第3週の終了直後に30秒のCM放送を行う業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市大橋3丁目101番地1 [名 称] 株式会社UMKエージェンシー
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、宮崎県民に対し、都城市のイベント告知、観光及び市政に関する情報を提供することを目的に、毎週土曜日にテレビ宮崎で放送される昼の番組（12時から12時30分放送）において、毎月第1週及び第3週の番組放送終了後に30秒のCM放送を行うに当たり、CM映像の制作及び放送を委託するものである。</p> <p>本業務を行うに当たっては、多種多様な映像資料の蓄積、高度な制作技術及びテレビ宮崎との放送枠の調整が必要である。</p> <p>以上の理由により、本業務に必要な映像資料を多く所有しており、テレビ宮崎の広告代理店となっている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	2, 8 6 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	7
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 秘書広報課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 7 4 (直通)
契 約 案 件 名	サービスライセンス (KANAMETO利用) 契約
案 件 の 概 要	市民サービスの向上のためのLINEアプリを活用した情報発信に必要なソフトウェアを利用するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都渋谷区渋谷区東一丁目2番20号 [名 称] トランス・コスモス株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、LINEアプリを活用した情報発信を行うために、上記事業者やLINE株式会社（以下「LINE社」という）を含む共同出資会社が開発したソフトウェアKANAMETO（以下「ソフトウェア」という。）を利用するものである。このことにより、必要な情報を必要な人に届けることが可能となり、市民サービスの向上が図られる。</p> <p>上記ソフトウェアは、LINE社が開発当初から開発に加わっており、LINEアプリとの調整や連携が他事業者の同様のサービスより優れている。また、セグメント配信、チャット機能、ボット等を実装していて、本市が必要とするLINEアプリを活用した情報発信の仕様に整合しており、情報発信力強化に必要なものである。</p> <p>以上の理由により、本業務を履行可能な唯一の事業者である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 3 2 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	8
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 秘書広報課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 7 4 (直通)
契 約 案 件 名	都城市イベント情報集約インターネットサービス提供業務
案 件 の 概 要	本市、観光協会、民間団体等のホームページなど、さまざまなサイトに掲載されている都城市のイベント情報を集約して提供するサービスを運営するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都目黒区目黒2-13-25-403 [名 称] 株式会社インフォモーション
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、上記事業者と本市が連携し、平成30年4月26日から平成30年5月31日及び平成30年8月1日から平成31年3月31日までの間に実施したイベント情報を集約したサイト（以下「サイト」という。）の実証実験（以下「実証実験」という。）のアンケート結果が好評だったことを受け、令和元年度に本格導入したものである。</p> <p>本事業を実施するに当たっては、サイト利用者の利便性を保つため、実証実験で用いたサイトを引続き使用することが求められる。このサイトは、上記事業者の自社開発によるものであり、本格導入後のサイトの安定的な運営及び改良・改善を行うことができる事業者は同事業者のみである。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 3 2 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	9
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城市スマートシティ推進事業委託
案 件 の 概 要	都城市スマートシティ推進協議会の運営支援、地域課題の把握及び課題解決のための施策検討、スマートシティ推進に資する外部人材の活用等の業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区東新橋1丁目8番1号 [名 称] 株式会社 電通
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、地域社会のデジタル化を図るため、スマートシティを志向する協議会を運営し、産学官の連携等により地域課題を解決し、新たな価値を創出するデジタル技術を活用した取組を進めていくことを目的とする業務である。</p> <p>令和5年度は、令和4年度から実施を検討しているスマートシティ関連事業を構築していくフェーズに入り、事業を確実に遂行するためには、すでに様々な関係団体と交渉を行っている上記事業者であることが必要である。</p> <p>仮に、本事業を他の事業者へ委託した場合、既に連携を予定している関係団体との協議が反故となり、本事業の遂行に支障をきたす恐れがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	7, 9 2 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	10
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城市メディアリテラシー向上事業委託
案 件 の 概 要	都城市メディアリテラシー向上事業の発信媒体の運営及び広報業務、発信テーマの選定と取材・執筆活動・発信活動、発信媒体からの記事発信に関する読者反応の収集等の業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都世田谷区三軒茶屋2-21-8 アクアビオン三軒茶屋502 [名 称] 株式会社リニューズ
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、時間をかけて物事を掘り下げるスロージャーナリズムの概念に基づいて取材・執筆した都城に関する記事の特設サイトにて発信していくものであり、令和4年度には上記事業者が市内各所で取材等を実施した上で、特設サイトを開発・構築・運営してきた。 令和5年度は令和4年度の取材を踏まえたテーマ設定及び記事発信を行うことも予定しているから、上記事業者であることが必要である。 また、本特設サイトの適切かつ確実な運用を期待できる唯一の事業者であり、同事業者でなければ本業務の適切確実な履行を期待できない。 仮に本事業を他の事業者に委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、本事業の遂行に支障をきたす恐れがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	7, 6 8 2, 4 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	11
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 6 (直通)
契 約 案 件 名	ソフトウェア使用権許諾 (Acrocity×BI) 及びサポート契約
案 件 の 概 要	住民情報分析システムAcrocity×Biソフトウェアの使用権の許諾及び障害対応等のサポート業務
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本システムは、上記事業者が開発し、システムに係るライセンスを保有しているものであり、同事業者でなければ使用権の許諾を受けることができない。また、本市が利用している基幹系システムのAcrocityから住民情報や福祉情報等を抽出・匿名化し、自動集計するシステムであるため、本システム以外の分析システムを導入することは非常に困難である。</p> <p>さらに、障害対応等の基本サポートについても開発元である上記事業者でなければ実施できない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	3, 9 6 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	12
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 6 (直通)
契 約 案 件 名	3次元測量システム使用許諾
案 件 の 概 要	災害現場等の現地調査においてiPhoneを使用し、一人で高精度の3次元測量を容易に行う3次元測量システムを導入するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区海岸1丁目2番20号汐留ビルディング18階 [名 称] 株式会社オブティム
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、災害現場等の現地調査において、高精度の3次元測量を容易に行い、得られた3次元データを利活用することで、早急な災害復旧が可能となり、営農再開や交通制限解除など社会経済活動の早期回復を図ることを目的に、3次元測量システム（以下「システム」という。）を使用するものである。</p> <p>システムを使用するに当たり、高額な測量機器を用いず、iPhoneにインストールした3次元測量アプリを使用し、一人で容易に3次元データを取得することが可能であることを求めている。</p> <p>これらの条件を全て満たすシステムを提供できるのは、上記事業者のみである。</p> <p>また、令和3年度に本市でシステムの実証を行い、令和4年度から本格導入を行っており、確実な履行が見込まれる事業者である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 9 4 9, 6 4 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	13
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 6 (直通)
契 約 案 件 名	ビジネス動画セルフサービス使用許諾
案 件 の 概 要	パワーポイントで作成した説明会等の資料を、撮影・録音等一切不要で動画にすることができるシステムの使用許諾を受けるもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市広島一丁目18-7 [名 称] トップラン・フォームズ株式会社宮崎営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本システムは、説明会等で使用するパワーポイントで作成した資料に、説明用のコメントを追加することで、AIがコメントをしゃべる音声付き動画を作成するものである。</p> <p>本システムを利用することで、撮影や録音等の手間がなくなり、最短5分程度で動画コンテンツを作成及び配信することが可能である。これにより市民も、いつでもどこでも何度でも説明を聞くことが可能となり、スケジュールの調整や会場まで出向くという手間がなくなる。</p> <p>さらに、常時20種の動画を配信可能であり、URLやQRコードの配布のみで1,000人まで同時に視聴することが可能となることから、説明会や研修等を行う必要がなく、昨今のコロナ禍においても本システムは有用である。</p> <p>本システムは、株式会社4 COLORSが開発し、上記事業者が販売契約者となっているため、同事業者からでなければ使用許諾は受けられない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1,264,560円

令和5年度 随意契約理由書

番号	14
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 6 (直通)
契 約 案 件 名	汎用予約システムotetsuzuki使用許諾
案 件 の 概 要	汎用予約システムotetsuzukiの使用権の許諾及びサポート業務
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 大阪府大阪市西区江戸堀2丁目1番1号江戸堀センタービル8F [名 称] シフトプラス株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本システムは、イベントの予約や行政手続の申請等の様々な手続について、受付フォームの作成、手続きの受付及び管理を行うものである。</p> <p>本システムは、インターネット系端末及びLGWAN系端末のどちらでも使用できる特徴的なシステムである。また、令和4年度に本市でシステムの実証事業を行っているため、本市が必要とするシステムの仕様に整合している。かつ確実な履行が見込まれる事業者である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	660,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	15
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 6 (直通)
契 約 案 件 名	工事現場等情報共有システム使用許諾
案 件 の 概 要	工事現場などと市役所を音声と映像を相互通信でき、リアルタイムに現場の確認が出来る情報共有システムの使用権の許諾
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県北九州市八幡東区枝光2丁目7-32 [名 称] 株式会社クアンド
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、工事現場等における現地立会いや不測の事態への対応時において、現地への移動時間を削減し、作業の効率化を図ることを目的に、工事現場等情報共有システム（以下「システム」という。）を使用するものである。</p> <p>システムを使用するに当たり、本市では、国土交通省「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」の基準を満たすこと、スマートフォンを利用したビデオ通話ができること、複数人（最大10名）同時通話が可能であること、通話チャットが可能であること、リアルタイム映像に双方向ポインタを表示できること、遠隔撮影ができること、図面の画面共有が可能であること、音声のテキスト化・送信が可能であること及び通話内容の録画保存が可能であることを求めている。</p> <p>これらの条件を全て満たすシステムを提供できるのは、上記事業者のみである。</p> <p>また、令和2年度に本市でシステムの実証、令和3年度から本格導入を行っており、確実な履行が見込まれる事業者である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	660,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	16
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 5 1 0 (直通)		
契 約 案 件 名	市例規データ更新業務委託		
案 件 の 概 要	法制執務体制の充実と例規管理に係る事務の効率化を図ることに伴い必要となるSUPER REIKI-BASEシステムの例規データ更新業務を委託するもの		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市早良区百道浜2-4-27 [名 称] 株式会社 ぎょうせい 九州支社		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	<p>現在、本市が使用している例規執務サポートシステムである「SUPER REIKI-BASEシステム」は、法制執務体制の充実及び例規管理に係る事務の効率化を図るために、「機能性」、「操作性」等に重きを置きながら、平成23年に「例規データベースシステム評価基準」に基づき、コンペ方式で業者選定を行い、導入したものである。</p> <p>本システムは、上記事業者が開発したものであり、当該システムにおける例規データ更新業務についても、同事業者に委託して行わせるのが最も適切かつ確実である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>		
契 約 締 結 日	令和5年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額		2, 6 4 0, 0 0 0 円
	単価契約	単価	予定数量
都城市例規データベースの更新 データ作成		6600 円	400 件
		合計 2, 640, 000	

令和5年度 随意契約理由書

番号	17
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 7 (直 通)
契 約 案 件 名	電子文書管理システム保守業務委託
案 件 の 概 要	平成28年4月1日から稼動している電子文書管理システム（IPKK KNOWLEDGE V3）の運用保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>電子文書管理システム（以下「本システム」という。）は、平成27年度において構築業務を上記事業者に委託し、同事業者が導入したものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、ハードウェア及びソフトウェアの専門知識を有することや、本市の仕様で構築された本システムの設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。このため、上記事業者は、本業務に係るシステムの運用及び保守を確実に履行することが期待できる唯一の事業者である。</p> <p>仮に他の事業者に委託した場合、障害発生時の迅速な対応が難しく、行政事務に支障が出るおそれが高い。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	2, 5 7 4, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	18
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 5 1 0 (直通)
契 約 案 件 名	全国市長会市民総合賠償補償保険
案 件 の 概 要	市に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害に対する賠償保険
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都千代田区平河町2丁目4番2号 [名 称] 全国市長会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 市が所有、使用又は管理する施設の瑕疵及び市の業務遂行上の過失に起因する事故に係る賠償に伴う損害について総合的に補償できる保険は、本保険以外に存在しないため、本保険を取り扱う唯一の事業者である上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	2, 1 2 1, 9 4 9 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	19
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 5 1 0 (直 通)
契 約 案 件 名	法律顧問契約
案 件 の 概 要	行政事務を処理する上で法律的判断を必要とする事項の判断等を行う顧問弁護士の顧問契約
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市旭一丁目7番12号エスポワール宮崎県庁通り 205号小城和男法律事務所 [名 称] 小城和男法律事務所 代表者 弁護士 岩井 翼
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本市が抱える行政事務における様々な法的問題やトラブルに的確に対処していくには、法律の専門家である弁護士からの指導・助言が欠かせない。</p> <p>このような中、上記の弁護士事務所の所属弁護士と、30年以上にわたり顧問契約をしており、本市の行政全般について熟知され、法律顧問として全幅の信頼を寄せているところである。今回、当弁護士が高齢化していることもあり、事務所との契約とするものである。</p> <p>本市にとって、このような弁護士事務所は他には見当たらず、競争入札に適さないため、上記事務所と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 3 2 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	20
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 5 1 0 (直 通)
契 約 案 件 名	Super Reiki-Base使用許諾
案 件 の 概 要	法制執務体制の充実と例規管理に係る事務の効率化を図るために必要となるSUPER REIKI-BASEシステム使用権の許諾
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市早良区百道浜2-4-27 [名 称] 株式会社ぎょうせい 九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>現在、本市が使用している例規執務サポートシステムである「SUPER REIKI-BASEシステム」は、法制執務体制の充実及び例規管理に係る事務の効率化を図るため、「機能性」、「操作性」等に重きを置きながら、平成23年に「例規データベースシステム評価基準」に基づき、コンペ方式で業者選定を行い、導入したものである。</p> <p>本システムは、上記事業者が開発したものであり、同事業者からでなければ、使用権の許諾が受けられない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 108, 800円

令和5年度 随意契約理由書

番号	21
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 5 1 0 (直通)
契 約 案 件 名	自治体法務サービス等利用許諾
案 件 の 概 要	自治体法務サービス「コンシェルジュデスク」及び法情報総合データベース「D1-Law.com判例体系」の利用許諾
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区南青山2丁目11番17号 [名 称] 第一法規株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>上記法人がオンラインで提供している自治体法務サービス「コンシェルジュデスク」は、「地方自治法Web」、「行政実務キーワードバンク」、「行政手続・争訟実務Web」、「情報公開・個人情報保護Web」及び「地方財務実務大全」で構成されるサービスであり、各サービスが相互連携している。</p> <p>また、「コンシェルジュデスク」は、上記事業者の法情報総合データベース「D1-Law.com判例体系」とも連携している。</p> <p>「コンシェルジュデスク」及び「D1-Law.com判例体系」は、各サービスが連携していることにより、検索時の利便性・迅速性が高く、法制執務上極めて有用であるが、現在、このようなオンラインでの自治体向け法務支援サービスを体系的に提供している事業者は上記事業者のみである。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	570,900円

令和5年度 随意契約理由書

番号	22
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	都城市浄化槽保守管理業務委託
案 件 の 概 要	市有施設について、浄化槽の関係法令の規定に基づく保守点検及び清掃業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市吉尾町2159番地 [名 称] 株式会社都城北諸地区清掃公社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>浄化槽の点検業務及び清掃業務は業務が一部重複するため、これらを切り離して発注した場合、必然的に業務を重複的に行う部分が生じ、委託料が割高になってしまう。また、それぞれの業務の関連部分の連絡体制等が難しくなり、適正な業務遂行に支障を来すおそれがある。このため、浄化槽点検業務と清掃業務をまとめて一つの契約とする。</p> <p>本業務の内容には、市有施設の浄化槽に係る点検業務及び清掃業務の両方が含まれる。このうち、浄化槽清掃業は許可が必要なものであり、現在、上記事業者が市内において唯一の許可業者である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	21,975,657円

別紙 1 (番号 2 3 関係)

契約相手方	
事業者名	所在地
株式会社エコロ	都城市都北町 7403 番地
ニシモロ開発株式会社	小林市野尻町紙屋字長瀬 1859 番地 4
株式会社ジェイ・リライツ	福岡県北九州市若松区響町一丁目 62 番の 17
九州北清株式会社	小林市東方 4066 番地 25

別紙2 (番号23関係)

委託する産業廃棄物の種類、数量、作業方法、処理単価等

1 運搬

☆エコロ

産 廃 種 別	汚泥・金属くず	廃油	廃プラ	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
主 成 分	①乾電池	②廃油・塗料	③プラスチック	⑧金属製品	⑩蛍光灯以外のもの
予 定 数 量	800kg/年間	300 kg/年間	混合 33,000kg/年間		
処 理 単 価	170 円/kg	80円/kg	0円/kg		

産 廃 種 別	廃プラ	廃プラ	廃プラ	木くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
主 成 分	④タイヤ	⑤残渣付	⑥小型電気機器	⑦廃プラ混合(木+金属+紙+プラ)	⑨蛍光灯・HIDランプ
予 定 数 量	1,500kg/年間	7,700kg/年間	10,500/年間	300kg/年間	1,200kg/年間
処 理 単 価	80円/kg	30円/kg	10円/kg	10円/kg	260円/kg

2 処理

☆ジェイリライツ

産 廃 種 別	汚泥・金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
主 成 分	①乾電池	⑨蛍光灯・HIDランプ
予 定 数 量	800 kg/年間	1,200kg/年間
処 理 単 価	300 円/kg	300円/kg

☆九州北清

産 廃 種 別	廃油
主 成 分	②廃油・塗料
予 定 数 量	300 kg/年間
処 理 単 価	100円/kg
産 業 廃 棄 物 税	800円/ t

☆エコロ

産 廃 種 別	廃プラ	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
主 成 分	③プラスチック	⑧金属製品	⑩蛍光灯以外のもの
予 定 数 量	混合 33,000kg/年間		
処 理 単 価	40円/kg		
産 業 廃 棄 物 税	0円/ t		

☆エコロ

産 廃 種 別	廃プラ	廃プラ	木くず
主 成 分	④タイヤ	⑥小型電気機器	⑦廃プラ混合（木+金属+紙+プラ）
予 定 数 量	1,500kg/年間	10,500kg/年間	300kg/年間
処 理 単 価	60円/kg	50円/kg	50円/kg
産 業 廃 棄 物 税	0円/t	0円/t	0円/t

☆ニシモロ

産 廃 種 別	廃プラ
主 成 分	⑤残渣付
予 定 数 量	7,700kg/年間
処 理 単 価	50円/kg
産 業 廃 棄 物 税	1,000円/t

3 マニフェスト票

単 位	1 部
処 理 単 価	40 円

- 備考 1 上記処理単価には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。
- 2 単価契約である場合の委託料は、処理単価を適用して計算した額に、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額（1円未満切捨て）とする。この場合において、産業廃棄物税が課される処分が含まれるときは、産業廃棄物税額についても加算する。

令和5年度 随意契約理由書

番号	24
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	本館エレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	市役所本庁舎に設置されているエレベータの毎月の遠隔定期診断、技術員の巡回保守点検及び調整並びに稼働状況に応じたプログラムによる整備等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区上呉服町10番10号 [名 称] 株式会社日立ビルシステム 西日本支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>エレベータの仕様・構造は、メーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で安全管理を行っている。このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の契約不適合によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられない懸念がある。</p> <p>以上の点を考慮し、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化のため、設置されているエレベータの施工及びメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	2, 8 1 6, 8 8 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	25
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	空調設備保守点検業務委託
案 件 の 概 要	市役所本庁舎空調設備管理システムの保守点検業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区冷泉町2番1号 [名 称] アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー九州支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>市役所本庁舎の庁舎内における、温度湿度等を設定値に自動制御する装置である空調設備管理システムについては、製造メーカーが独自の機械及び特殊部品を使用しており、部品手配、故障時及び保守点検については、製造メーカーのみが対応可能である。</p> <p>以上の理由により、本庁舎空調設備管理システムの製造メーカーである上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 9 2 5, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	26
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	電話交換機保守点検業務委託
案 件 の 概 要	市役所本庁舎電話交換機の保守管理業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市早鈴町1496番地 [名 称] 九州電通建設株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>市役所本庁舎の電話交換機は、沖電気工業株式会社の製品であり、その保守管理については、メーカーかその代理店でしか対応ができない。</p> <p>また、電話交換機の不調は、行政事務の遂行に多大な支障を来す原因となるため、緊急時においては、1分でも早く電話交換室に駆けつけ、復旧作業を行う必要がある。このため、本業務の履行事業者は、市役所に短時間でアクセスできる場所に事業所を有している必要がある。</p> <p>この点、沖電気工業株式会社の代理店で都城市内に事業所を有し、速やかな対応が可能なのは、上記事業者のみである。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 8 8 7, 6 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	27
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	都城駅北駐車場管理業務委託
案 件 の 概 要	都城駅北駐車場の定期利用駐車、一般利用駐車が発券、料金の徴収及び警備業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市前田町7街区24号 [名 称] 南九州システム株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城駅北駐車場（以下『駐車場』という。）の定期駐車申請受付・発券・使用料徴収、自動精算機内の使用料回収、機械・巡回警備業務を委託するものである。</p> <p>現在の業務委託契約が令和4年度末で3年間の期間満了を迎えるにあたり、次回委託についても、本来は競争入札により3年間の複数年契約を締結すべきところである。</p> <p>しかし、当駐車場は、現在、今後の利活用方針について検討しているところであり、本業務が何年継続することになるか不確定な状況にある。</p> <p>このため、利活用の方針が決定するまでは、本件業務の内容を熟知し、安定的に業務を履行できる体制が整っている事業者が望ましい。</p> <p>この点、上記事業者はこれまでの当業務の受託により、管理体制の構築がなされ、業務内容を熟知しており安定的な業務履行が可能である。</p> <p>仮に現在と異なる事業者が受注した場合、単年度契約であるにかかわらず、長期継続契約の場合と同様に、安定的な履行のために人材確保等体制を整える必要があり、受注者に不利益となる。また、業務の習熟にも一定の期間を要するため、利用者の混乱を招くおそれもある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と単年度の随意契約をするものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 108, 800円

令和5年度 随意契約理由書

番号	28
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	非常用発電機保守点検業務委託
案 件 の 概 要	市役所本庁舎非常用発電機の保守点検業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 兵庫県明石市川崎町1番1号 [名 称] 株式会社カワサキマシンシステムズ 統括本部 ガスター ビンサービス本部 西部事業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務における保守点検対象である非常用発電機は、本庁舎停電時の非常用電源である。</p> <p>当該発電機が故障した場合、停電時において電力が供給されないため、証明書等発行が不可能となるなど来庁者に迷惑がかかるとともに、本庁舎における多くの行政事務の遂行に支障が生じる。</p> <p>当該発電機については、川崎重工株式会社が独自の機械及び特殊部品を使用して製造したものであり、部品手配、故障時及び保守点検については、川崎重工株式会社又はその系列会社のみが対応可能である。</p> <p>上記事業者は川崎重工株式会社の系列会社であり、九州エリアにおいて唯一非常用発電設備の点検整備事業を行っている。そのため、系列会社の中でもっとも迅速かつ安価に本業務を履行可能である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 0 4 5, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	29
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	本庁舎課名変更に伴うサイン書替業務
案 件 の 概 要	新年度の課名変更に伴い、各階にある既設サインの書替を行う。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市都北町5987番地8 [名 称] 有限会社せり工房
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>今回対象となる各課表示サインは、庁舎レイアウト改修事業により設置したものを含み、図面データを持っている業者でないと、同じ施工ができない。同じ施工をしないと統一性が失われる為、案内サインとしての機能を損なってしまう。</p> <p>以上の理由により、既設サインの施工業者である上記業者と随意契約するもの。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	839,300円

令和5年度 随意契約理由書

番号	30
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0986-23-2672 (直通)
契 約 案 件 名	駐車場用地 (建設業協会南駐車場) 賃貸借
案 件 の 概 要	職員駐車場を確保するために民有地を借用するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町2街区22号 [名 称] 株式会社 都城市建友会館
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>土地の賃貸借契約に当たっては、面積、形状その他の立地条件を総合的に考慮する必要があり、契約の性質上、一定の仕様に基づく比較が困難である。</p> <p>本件は、これまで職員駐車場用地として長年借用している土地を借り上げるものであるが、近隣に駐車場に利用できる同規模の土地がないため、今年度も引き続き同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	704,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	31
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	南別館エレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	市役所南別館に設置されているエレベータの毎月の遠隔定期診断、技術員の巡回保守点検及び調整並びに稼働状況に応じたプログラムによる整備等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目2番13号 [名 称] 日本オーチス・エレベータ株式会社 九州支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>エレベータの仕様・構造は、メーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で安全管理を行っている。このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の契約不適合によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられない懸念がある。</p> <p>以上の点を考慮し、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化のため、設置されているエレベータの施工及びメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	620,400円

令和5年度 随意契約理由書

番号	32
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	本館小便器洗浄殺菌装置賃貸借
案 件 の 概 要	本館男子トイレ内の小便器の殺菌、洗浄、脱臭、排水管のスケールによる詰まりの予防を行うため、小便器洗浄殺菌装置を設置し、機器の保守点検を行う業務である。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都千代田区九段南一丁目5番10号 [名 称] 日本カルミック株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、本館男子トイレ内に小便器洗浄殺菌装置を設置し、機器の保守点検を行う業務である。 衛生器具用給水装置の二次側以降の配管に設置する小便器洗浄殺菌装置は、上記事業者のみが提供できる唯一の製品であり、同事業者でなければ適切かつ確実な業務の履行ができない。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	600,600円

令和5年度 随意契約理由書

番号	33
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	汚水槽清掃保守点検業務委託
案 件 の 概 要	市役所本庁舎汚水槽の「1 汚水槽の清掃」「2 汚泥の収集・運搬(清浄館へ運搬)」「3 ポンプの動作確認」「4 汚水槽の消毒」を行う業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市吉尾町2159番地 [名 称] 株式会社都城北諸地区清掃公社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>汚水槽は、し尿及び雑排水を一時溜めて、下水道へと排水するもので、汚泥が蓄積されるとポンプの正常な動作を阻害し、ハエ、蚊等の発生源となることから、清掃が法的に義務付けられている。</p> <p>本業務のうち、「1 汚水槽の清掃」業務については、市内には浄化槽法に基づく浄化槽清掃の許可条件を満たす事業者が上記事業者以外に存在しない。</p> <p>また、「2 汚泥収集・運搬」業務についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「都城市一般廃棄物処理計画」において、し尿・浄化槽の汚泥の収集・運搬を上記事業者のみが行い、今後のし尿の減少傾向を鑑み、現在の許可体制（1者体制）を維持することが明記されている。</p> <p>以上の理由により、本業務の一体的で適切な履行が可能であるのは上記事業者のみであるため、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	584,100円

令和5年度 随意契約理由書

番号	34
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	南別館非常用発電機保守点検業務委託
案 件 の 概 要	市役所本庁舎（南別館）非常用発電機の保守点検業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市田代町170番1号 [名 称] ヤンマーエネルギーシステム株式会社 宮崎出張所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務における保守点検対象である非常用発電機は、本庁舎（南別館）停電時の非常用電源である。</p> <p>当該発電機が故障した場合、停電時において電力が供給されないため、証明書等発行が不可能となるなど来庁者に迷惑がかかるとともに、本庁舎（南別館）における多くの行政事務の遂行に支障が生じる。</p> <p>当該発電機については、ヤンマー株式会社が独自の機械及び特殊部品を使用して製造したものであり、部品手配、故障時及び保守点検については、ヤンマー株式会社又はその系列会社のみが対応可能である。</p> <p>上記事業者はヤンマー株式会社の系列会社であり、宮崎エリアにおいて唯一非常用発電設備の点検整備事業を行っている。そのため、系列会社の中でもっとも迅速かつ安価に本業務を履行可能である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	561,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	35
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 23-2672 (直通)
契 約 案 件 名	冷温水処理保守点検業務委託
案 件 の 概 要	市役所本庁舎に設置されている空調用蓄熱槽水、冷却水及び消火水槽用水を良好な状態に保ち、排水規制を遵守し、安全、無公害で水処理が行えるよう保守管理する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡市博多区住吉1丁目2番25号 [名 称] 東西化学産業株式会社 福岡営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 現在、空調設備用水（1,000トン）及び消火水槽用水（65トン）内には上記事業者製の薬品が入っており、他の事業者の製品を混入すると化学反応を起こし、空調機及び消火ポンプが故障する恐れがある。他の事業者の製品を使用するためには水を入れ替える必要があるが、その場合約400,000円の費用が発生する。 については、委託費及び水道料金を総合的に比較した場合、昨年度の請負業者である上記事業者に委託したほうが経費を削減出来るため、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	506,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	36
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 職員課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 9 (直通)
契 約 案 件 名	職員定期健康診断等業務
案 件 の 概 要	労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に基づき、職員に対する定期健康診断及び採用時健康診断を実施するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>上記健康診断は、これまで都城健康サービスセンターで実施しており、同センターが過去のデータを保有・管理している。</p> <p>本業務は、職員の健康管理を目的に実施するものであるため、受診者本人が、当該年度の健診結果だけでなく、過去複数年の健診データを知り得ることが重要である。</p> <p>このため、過去のデータを保有・管理している都城健康サービスセンターでなければ、本業務の目的に合致した履行が期待できない。</p> <p>以上の理由により、同センターの指定管理者である上記法人と随意契約するものである。</p> <p style="text-align: center;">※契約単価については、別紙のとおり</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	執行見込総額 11,317,270円

別紙（番号36号関係）

単価等内訳書

1 契約単価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（1）市職員及び会計年度任用職員の定期健康診断並びに新規採用職員の採用時健康診断

検査項目	1人当たり単価(円)
内科・聴力・視力・尿・血液・心電図・胸部X線	9,803

（2）肝炎検査

検査項目	1人当たり単価(円)
HCV抗体検査	2,191

2 予定数量及び予定総額（推定総額）

（1）市職員及び会計年度任用職員の定期健康診断並びに新規採用職員の採用時健康診断

検査項目	1人当たり単価(円)	予定数(人)	予定総額(円)
内科・聴力・視力・尿・血液・心電図・胸部X線	9,803	1,150	11,273,450

（2）肝炎検査

検査項目	1人当たり単価(円)	予定数(人)	予定総額(円)
HCV抗体検査	2,191	20	43,820

予定総額合計 11,317,270 円

（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和5年度 随意契約理由書

番号 37

担当課	[部課等名] 総務部 職員課 [電話番号] 0986-23-2119 (直通)		
契約案件名	都城市職員採用試験業務委託		
案件の概要	職員採用試験に係る試験問題の貸与並びに採点結果及び結果処理に関する業務を委託するもの		
契約の相手方	[所在地] 東京都品川区大崎1-11-1 [名称] 株式会社リクルートマネジメントソリューションズ		
契約の相手方の選定理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>現在、本市が第一に求める人材は、企画力及び創造性に長け、様々な課題や社会情勢の変化に対しても柔軟に対応できるような、現場能力に優れた人材である。本業務の履行事業者は、高い現場能力を有する人材の確保に適した試験を提供可能であり、かつ本市の想定する実施スケジュールに対応可能であることが望ましい。</p> <p>上記事業者が提供するSPI3試験は、個人の基本的な資質を能力検査及び性格検査に基づき測定する現場能力重視型の試験である。テストセンター方式では全国47都道府県の会場での受験が可能であることから、他県在住の受験者等にとっての利便性が格段に向上し、本市の求める人材を全国から募ることができる。</p> <p>さらに、上記事業者は、同種の試験を提供している他事業者と比較して、試験準備段階から採点結果報告までに要する期間が短く、本市採用試験計画に基づく実施スケジュールに対応可能である。</p> <p>このように、本市が求める条件を同時に満たすのは、上記事業者が提供するSPI3試験のみである。また、上記事業者は民間企業及び他自治体における多数のSPI3試験導入実績を有しており、本業務の適切な実施が可能であると認められる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>		
契約締結日	令和5年4月1日		
契約金額	執行見込総額	3,932,500円	
	単価契約	単価	予定数量
	テストセンター方式	6050円	650人
			合計
			3,932,500

令和5年度 随意契約理由書

番号	38
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 職員課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 9 (直 通)
契 約 案 件 名	デジタル面接システム利用
案 件 の 概 要	職員採用試験の利便性向上及び人材の確保を図るため、デジタル面接システムを利用するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都渋谷区恵比寿南1-5-5 JR恵比寿ビル11F [名 称] タレント株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、採用試験受験者の利便性向上による受験者数の増加を図り、本市の求める人材をより多く確保することを目的として、デジタル面接システムを利用するものである。</p> <p>デジタル面接システムについて、本市では、録画、ライブ及びAIアセスメントが可能であること、質問形式を多種多様に設定できること、状況に応じて面接動画を共有できること、今後の試験内容の見直しにも柔軟に対応が可能であること、面接官の面接スキルの向上に活用するため録画データの長期保存が可能であること及び、AIアセスメントにおいて言語・非言語情報を分析し、短時間に精度の高い分析結果を算出することが可能であることを求めている。</p> <p>上記事業者が提供する「Hire Vue」は、録画面接、ライブ面接及びAIアセスメントのすべてに対応したクラウド型デジタル面接プラットフォームであり、上記の要件をすべて満たすデジタル面接を提供できるのは同事業者のみである。</p> <p>また、上記事業者は国内外の大手企業において多数の導入実績を有しており、サーバー停止、アプリの不具合等の大きな事故も起きていないことから製品の信頼性も高く、本業務の適切な実施が可能であると認められる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	3, 8 5 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	39
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 職員課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 9 (直 通)
契 約 案 件 名	産業医業務委託
案 件 の 概 要	労働安全衛生法に基づく、職員の健康管理を目的とした産業医としての労働衛生管理業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>職員の健康管理を行う産業医の選定に当たり、市にはどの医師が産業医の業務を実施できるのかという情報が少なく、適切な医師の選定が非常に困難である。</p> <p>このため、本業務の委託に当たっては、市内の医師が所属し、それぞれの医療機関の実態を把握している上記法人に適切な医師の選定まで含めて委託する必要がある。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	2, 9 7 5, 2 8 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	40
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 職員課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 9 (直 通)																
契 約 案 件 名	職員採用管理システム利用契約																
案 件 の 概 要	職員採用試験における受験者にとっての利便性向上及び業務の効率化を図るため、受験申込受付から採用決定までを一元管理できる職員採用管理システムを導入するもの																
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 大阪府大阪市中央区淡路町3-1-9 淡路町ダイビル [名 称] 株式会社日本経営協会総合研究所																
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>職員採用において、民間企業や他自治体との競争が激しさを増している中で、本市が求める人材を採用するためには、本市への受験がしやすい環境を整える必要がある。本業務は、職員採用試験受験者の利便性向上及び手続事務の効率化を図るため、採用試験の申込、受験票の発行、可否連絡等を電子化した職員採用管理システムを利用するものである。</p> <p>システムには、試験別及び職種別の募集要項・エントリーフォーム作成、年齢その他の資格要件を満たさない受験者への制限表示、顔写真のアップロード及び受験票作成の機能が必要である。</p> <p>これらの要件を満たすのは、上記事業者の提供するシステム「Be-smart」のみである。また、上記事業者は人材の採用、登用等に関する各種適性検査及び測定・診断ツールの開発・提供企業として多数の実績を有しており、本業務の適切な実施が可能であると認められる。</p> <p>以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。</p>																
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">7 1 5 , 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">複数単価契約</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">単価</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">予定数量</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>基本料金</td> <td style="text-align: center;">55000 円</td> <td style="text-align: center;">1 年</td> <td style="text-align: right;">55,000</td> </tr> <tr> <td>登録者数0~1,000名</td> <td style="text-align: center;">55000 円</td> <td style="text-align: center;">12 月</td> <td style="text-align: right;">660,000</td> </tr> </table>	執行見込総額	7 1 5 , 0 0 0 円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	基本料金	55000 円	1 年	55,000	登録者数0~1,000名	55000 円	12 月	660,000
執行見込総額	7 1 5 , 0 0 0 円																
複数単価契約	単価	予定数量	合計														
基本料金	55000 円	1 年	55,000														
登録者数0~1,000名	55000 円	12 月	660,000														

令和5年度 随意契約理由書

番号	41
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直 通)
契 約 案 件 名	住民情報システムクラウドサービス利用契約
案 件 の 概 要	市で使用している住民情報システムクラウドサービスの使用権の許諾及び障害対応等のサポート業務
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>住民情報システムクラウドサービス（以下「サービス」という。）は、上記事業者が開発し、サービスに係る使用権を保有しているものであり、同システムについては、同事業者からでなければ、使用権の許諾を受けることはできない。</p> <p>また、障害対応等の基本サポートや法改正対応サポートについても、上記事業者でなければ実施できない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	59,702,280円

令和5年度 随意契約理由書

番号	42
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直通)
契 約 案 件 名	電子計算組織に係るシステムエンジニアリング支援業務委託
案 件 の 概 要	業務上必要な基幹系システムAcrocityに係るシステムエンジニアリング支援業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、基幹系システムAcrocity（以下「Acrocity」という。）の開発及び運用に関する委託業務で、日常的な各課からの開発依頼、改修依頼、運用等即時に対応する必要がある作業をシステムエンジニアリング支援により行うものである。</p> <p>上記事業者は、現在のAcrocityの導入事業者であり、この委託業務を安全かつ継続的に履行すること及び即時の対応ができる唯一の事業者である。</p> <p>仮に他の事業者の本業務を委託した場合、障害時の対応が難しいことに加え、業務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	25,080,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号 43

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直 通)
契 約 案 件 名	ヘルプデスク及びネットワーク管理業務委託
案 件 の 概 要	ヘルプデスク業務及びネットワークの安定稼働のための障害対応、職員に対する指導や助言などの支援等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>現在利用している庁内ネットワークの根幹となるサーバー及びネットワーク機器（以下「サーバー等」という。）は、上記事業者が導入及び設定を行ったものである。</p> <p>本業務に当たっては、サーバー等についての専門的知識を有すること及び設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。</p> <p>仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、サーバー等の導入事業者と管理事業者が混在することとなるため、障害発生時の速やかな対応が難しく、その際の責任の所在も不明確となる。また、職員からの問合せ等の確実な履行が期待できず、行政事務に支障が出るおそれがある。</p> <p>以上の理由により、本業務については上記事業者でなければ適切かつ確実な対応ができないことから、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	14,916,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	44
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直通)
契 約 案 件 名	情報ネットワークシステム保守業務委託
案 件 の 概 要	情報ネットワークシステムを正常かつ円滑に使用するための運用及び機器保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、令和3年度のプロポーザルで選定し契約した、情報ネットワークシステム賃貸借契約で導入したネットワークの保守業務を委託するものである。</p> <p>現在、整備されている情報ネットワークシステムは、上記事業者が導入及び設定を実施したものであり、同事業者は、今回の委託業務を確実に履行することが期待できる唯一の事業者である。</p> <p>仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、ネットワークの導入事業者と保守事業者が混在することになり、障害発生時の迅速な対応が難しく、その責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	10,530,036円

令和5年度 随意契約理由書

番号	45
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直 通)
契 約 案 件 名	電子計算組織に係るデータエントリ業務委託
案 件 の 概 要	電子計算組織に係るデータエントリ業務、バリファイ業務をキーパンチャー2名常駐により委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市花繰町20号8番地 [名 称] 株式会社システム・ナイン
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>本件は、納付書をはじめ、各種紙文書の内容を、電子計算組織で処理するためにパンチ入力してデータとする業務と、当該入力内容を確認する業務を委託するものである。</p> <p>このデータエントリ業務が遅れると、その後の後処理も遅くなるため、速やかに処理していく必要がある。</p> <p>本件に係る入札について3者を指名し競争入札の通知を行ったが、3者のうち2者から辞退届が提出され、入札参加業者が上記事業者のみとなった。</p> <p>現状から応札の意思表示をする事業者の確保が困難であることに加え、本業務の履行期間の確保を考慮すると、改めて競争入札に付する時間がないことから、入札参加業者のうち応札の意思を示した上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	9, 1 0 8, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	46
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直 通)
契 約 案 件 名	総合福祉システム保守業務委託
案 件 の 概 要	総合福祉システムのカスタマイズや不具合が生じた際の保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>総合福祉システム（以下「システム」という。）は、上記事業者が開発・導入したものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>仮に本業務を他の事業者に委託した場合、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	8, 5 8 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	47
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直通)
契 約 案 件 名	地域イントラネットワーク保守業務委託
案 件 の 概 要	地域イントラネットワーク運用に係るネットワーク設定及びネットワーク運用支援に関する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中町1街区7号 [名 称] B T V株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>地域イントラネットワークは、地域間の情報格差是正を目的として整備された、市の出先機関を含む複数の行政機関を統合するネットワークである。</p> <p>現在整備されている都城市地域イントラネットワークは、上記事業者が整備・構築を行ったものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、ネットワークの構築事業者と保守事業者が混在することになり、障害発生時の迅速な対応が難しく、その責任の所在も不明確になる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者との随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	6, 1 2 2, 4 2 4 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	48
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直通)
契 約 案 件 名	財務会計システムネットワーク保守業務委託
案 件 の 概 要	財務会計システムネットワーク運用に係るネットワーク設定及びネットワーク運用支援に関する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中町1街区7号 [名 称] B T V株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、地域イントラネットワーク賃貸借で構築したネットワークに含まれている財務会計システムネットワークを継続して運用するために行うものである。</p> <p>現在整備されている財務会計システムネットワークは、上記事業者が整備・構築を行ったものであり、同事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、ネットワークの整備事業者と保守事業者が混在することとなるため、障害発生時の迅速な対応が難しく、その責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	4, 6 5 3, 2 6 4 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	49
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直 通)
契 約 案 件 名	自治体専用チャットシステム (LGTalk) サービス利用
案 件 の 概 要	グループチャットの機能を用いて部局間及び外部団体等との効率的な連絡体制を図るため、自治体向けのビジネスチャットを利用するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 大阪府大阪市西区江戸堀二丁目1番1号 江戸堀センタービル8F [名 称] シフトプラス株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、自治体向けビジネスチャットシステムサービスを利用するものである。</p> <p>令和3年度に本市が導入したチャットシステム「LGTalk」（以下「同システム」という。）は、インターネットと分離したセキュリティの高い自治体専用のネットワークであるLGWANに対応している。また、同システムの利用によって、庁内だけでなく他自治体や関連事業者との情報共有が可能となっている。安全性及び利便性を保ち、また同システムを用いて作成及び蓄積したデータを今後の業務においても活用するため、同システムを継続して利用することが望ましい。</p> <p>上記事業者は同システムの開発事業者であるため、利用に係る契約の相手方が同事業者に特定される。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	3, 8 2 8, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	50
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直 通)
契 約 案 件 名	健康管理システム保守業務委託
案 件 の 概 要	健康管理システムのカスタマイズや不具合が生じた際の保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>健康管理システム（以下「システム」という。）は、上記事業者が開発・導入したものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>仮に本業務を他の事業者に委託した場合、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	3, 4 9 4, 0 4 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	51
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直 通)
契 約 案 件 名	ソフトウェア使用権許諾 (WinActor) 及びサポート契約
案 件 の 概 要	R P A の ライセンスを更新するとともに、操作者向けの説明会を実施し、システムの運用が円滑に行えるようにするもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市柳丸町85番地 [名 称] スパークジャパン株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務はWinActorのライセンス更新等を行うものである。WinActorは株式会社NTTデータが開発したR P A (ロボティック・プロセス・オートメーション) ツールで、「ソフトウェア型ロボット」と呼ばれるソフトウェアを用いて、パソコン上で行う定型作業を自動化する技術であり、本市では令和2年5月1日よりWinActorの運用を開始した。現在では主に市民税課、保育課が日々の業務にWinActorを使用しており、停止による業務への影響が大きいため中断なく運用する必要がある。</p> <p>本市が導入しているR P A は、サーバー不要でスモールスタート可能なもの、プログラミングが不要であるもの及び本市の基幹業務システムと連携が取れるものであり、本市が求める仕様に対応可能なのは株式会社NTTデータが開発した「WinActor」のみである。</p> <p>上記事業者は株式会社NTTデータの代理店として本市へのWinActor導入を行った事業者であり、仮に本業務を他の事業者に依頼した場合、システムの利用ができず、適切かつ確実に継続的な行政事務に重大な支障が生じるおそれがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	2, 6 4 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	52
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直 通)
契 約 案 件 名	ソフトウェア使用権許諾 (LGWAN-ASP版DX-Suite) 及びサポート契約
案 件 の 概 要	A I - O C R の ラ イ セ ン ス を 更 新 す る と と も に 、 問 合 せ 対 応 等 の シ ス テ ム 運 用 サ ポ ー ト 業 務 を 委 託 す る も の
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮 崎 市 柳 丸 町 8 5 番 地 [名 称] ス パ ー ク ジ ャ パ ン 株 式 会 社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は令和4年度に導入したA I - O C R ツール「DX-Suite」のライセンス更新等を行うものである。</p> <p>A I - O C R ツールとは、読み取った文字を自動でデータに変換する技術であり、DX-Suiteは株式会社NTTデータが開発したソフトである。本市が既に導入しているR P A ツール (プロセス自動化技術) であるWinActor (株式会社NTTデータ開発) と「DX-Suite」を組み合わせることで、文字の読取りからパソコン上での定型作業まで、全て自動で行うことができるようになるものである。</p> <p>上記事業者は株式会社NTTデータの代理店として、本市へのWinActor導入及びサポート業務も行っており、R P A (WinActor) と A I - O C R (DX-Suite) の一体的な運用を行うため、上記事業者と契約するのがもっとも適している。</p> <p>仮に、本業務を他の事業者へ委託した場合、問合せ対応等のサポート業務の責任の主体が不明確となり、確実なサポートが受けられず、システムの一体的な運用に支障が生じるおそれがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p> <p>※契約単価については別紙のとおり</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	執行見込総額 1, 3 2 0, 0 0 0 円

単価等内訳書

1 契約単価

区 分		単 価 (消費税及び地方消費税相当額を含まない。)
サービス基本料（120 万円/年までのリクエスト料含む）	1 式	1,200,000 円
超過リクエスト料(文字読取)	1 項目	1.5 円
超過リクエスト料 (空欄・チェックボックス)	1 項目	0.15 円

2 予定数量及び予定総額（推定総額）

区分	予定 数量	予定総額 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
サービス基本料（120 万円/年までのリクエスト利用料含む）	1 式	1,320,000 円
超過リクエスト料(文字読取)		
超過リクエスト料 (空欄・チェックボックス)		

ただし、超過リクエスト料は、全項目数より求められたリクエスト料から、サービス基本料に含まれるリクエスト利用料（132 万円）を控除した金額とする。

なお、本契約は単価を契約の主目的としており、実際の取引量と上記の予定数量が一致しない場合でも、予定価格や単価を変更する必要がないかどうかを甲と乙とが協議し、単価を変更する必要がないと認められる場合には、改めて変更契約する必要はないものとする。

令和5年度 随意契約理由書

番号	53
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 危機管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 9 (直 通)
契 約 案 件 名	消防団管理システム保守業務委託
案 件 の 概 要	消防団管理システムの障害対応及び障害発生防止のための機器保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市上町13街区18号 テレビ宮崎 都城支社内 [名 称] 株式会社システム開発 都城支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務の履行に当たっては、システムの専門的知識を有すること及び設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。</p> <p>消防団管理システムは上記事業者が導入及び設定を行ったものである。そのため、上記事業者が本業務の適切かつ確実な対応を期待できる唯一の事業者である。</p> <p>仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、障害発生時の速やかな対応等の確実な履行が期待できず、システムの不具合等により消防団運営に支障が出るおそれが高い。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 5 8 4, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	54
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 危機管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 9 (直 通)
契 約 案 件 名	避難所Wi-Fi機器保守管理業務委託
案 件 の 概 要	一次避難所に設置した無線LANアクセスポイント機器の保守管理委託契約。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中町1街区7号 [名 称] BTV株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>令和3年度及び令和4年度で全ての一次避難所（全33箇所）に光回線を敷設し、無線LANアクセスポイントを設置した。</p> <p>本案件は、設置した機器の保守管理業務を委託するものである。</p> <p>上記事業者は、当該機器等の導入、設置を実施した事業者であるため、機器等に精通しており、本業務の早急かつ確実な対応が可能である。</p> <p>仮に他の事業者の本業務を委託した場合、障害等の対応が難しいことに加え、業務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者でなければ本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	888,888円

令和5年度 随意契約理由書

番号	55
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 危機管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 9 (直通)
契 約 案 件 名	避難所管理システム使用料
案 件 の 概 要	避難所管理システムを利用するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>避難所管理システム（以下「同システム」という。）は、災害発生時の適切な情報発信により、避難する市民の負担低減や避難所管理の効率化を図るため、令和3年度に導入したものである。</p> <p>同システムは上記事業者が開発したものであり、同事業者からでなければ使用権の許諾が受けられない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	660,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	56
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 市民税課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 3 (直通)
契 約 案 件 名	地方税電子申告支援サービス利用契約
案 件 の 概 要	地方税ポータルシステム (eLTAX) を通して、地方税の電子申告及び住民税に係る公的年金からの特別徴収データの送受信、国税連携による確定申告書等の電子データ送受信等に当たり、ASPサービス及び地方税電子申告審査サービスを利用する業務
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地 [名 称] 株式会社 TKC
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>エルタックス (eLTAX : 地方税ポータルシステム) は、地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムである。住民税の賦課資料データの送受信、法人市民税及び固定資産税 (償却資産) の電子申告の受付、審査及び共通納税等が全てこのシステムで行われる。また、令和5年度課税分から対象税目も拡大し、地方税業務には不可欠なものである。</p> <p>本件はエルタックスについて、ASP方式 (エルタックスの運用に必要な審査システムを民間企業が構築、運用し、地方公共団体が有料でサービスを受ける方式) における審査システムの利用契約を行うものである。</p> <p>上記事業者は、平成31年4月に本市が導入した審査システムを構築した事業者で、本市の基幹業務とデータ連携が密接な関係にあるため、利用に係る契約の相手方が同事業者に特定される。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	8, 4 4 8, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	57
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 市民税課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 6 3 7 6 (直通)														
契 約 案 件 名	軽自動車税申告に係る調査委託														
案 件 の 概 要	軽自動車税課税のために、小型二輪自動車及び軽自動車の軽自動車税申告に係る新規届出、廃車、名義変更等についての調査を委託するもの														
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市大字本郷北方鶴戸尾 2 7 2 9 - 3 1 [名 称] 一般社団法人全国軽自動車協会連合会 宮崎事務所														
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、軽自動車税課税のために、小型二輪自動車及び軽自動車の軽自動車税申告に係る新規届出、廃車、名義変更等についての調査を委託するものである。</p> <p>課税対象である小型二輪自動車及び軽自動車に係る新規届出、廃車、名義変更等については、本来、使用者による本市への直接申告が必要であるが、申告者の利便性及び課税客体の適正な把握のために、申告を代行する機関として、都道府県単位で、軽自動車協会連合会が設立されている。</p> <p>このため、本件については、上記法人以外に軽自動車税申告に係る調査を委託できる者がいないため、同法人と随意契約するものである。</p>														
契 約 締 結 日	令和5年4月1日														
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">2, 6 1 3, 6 0 0 円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">単価契約</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>調査件数（申告書紙媒体のみ）</td> <td style="text-align: center;">88 円</td> <td style="text-align: center;">27000 件</td> <td style="text-align: right;">2, 376, 000</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>※税抜単価</td> <td></td> </tr> </table>	執行見込総額	2, 6 1 3, 6 0 0 円	単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>調査件数（申告書紙媒体のみ）</td> <td style="text-align: center;">88 円</td> <td style="text-align: center;">27000 件</td> <td style="text-align: right;">2, 376, 000</td> </tr> </table>		単価	予定数量	合計	調査件数（申告書紙媒体のみ）	88 円	27000 件	2, 376, 000	※税抜単価	
執行見込総額	2, 6 1 3, 6 0 0 円														
単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>調査件数（申告書紙媒体のみ）</td> <td style="text-align: center;">88 円</td> <td style="text-align: center;">27000 件</td> <td style="text-align: right;">2, 376, 000</td> </tr> </table>		単価	予定数量	合計	調査件数（申告書紙媒体のみ）	88 円	27000 件	2, 376, 000						
	単価	予定数量	合計												
調査件数（申告書紙媒体のみ）	88 円	27000 件	2, 376, 000												
※税抜単価															

令和5年度 随意契約理由書

番号	58
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 資産税課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 4 (直通)
契 約 案 件 名	土地評価システム運營業務委託
案 件 の 概 要	固定資産税の土地評価をするに当たり、毎年の異動処理及び3年ごとの評価替えに対応するため、税務地図情報システムを利用して、土地評価に必要なデータを整備する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目5番16号 [名 称] 朝日航洋株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>土地評価業務は、所有権移転や分合筆などの普通異動処理の他に3年毎の評価替えに向けた準備作業を毎年実施している。特に評価替え作業については、市内における地域性を踏まえつつ、過去からの土地評価に関するデータを引き継ぎながら、様々な要因の変化を適正に把握し、評価に反映させなければならない。</p> <p>現在、稼働中の土地評価システム(税務地図情報システム)は、土地評価に係る様々なデータを整備し、過去のデータを蓄積・活用しながら評価を行うばかりでなく、長年にわたり本市と上記事業者がそれぞれの知見とノウハウを駆使して構築してきたシステムである。さらに、上記事業者は、本市の評価方法等に精通していることから評価基準に関する提案等を行うなどアドバイザー的な役割も果たしており、現システムには、上記事業者の知的財産を活用した機能も随所に盛り込まれている。</p> <p>毎年の土地評価業務は、これら過去の土地評価に関する様々なデータやノウハウが蓄積された、現システムを今後も継続的に活用しながらシステム変更等による急激な評価変動の可能性を回避しながら、公平かつ公正で安定した土地の評価を行っていく必要がある。</p> <p>なお、同システムは、上記事業者が開発し、導入したものであり、その著作権を有していることから、本業務は、土地評価システムを開発した上記事業者以外には履行できないものであり、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	42,130,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	59
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 資産税課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 4 (直通)
契 約 案 件 名	地図情報管理システム保守業務委託
案 件 の 概 要	固定資產業務支援システムソフト、本庁・総合支所窓口地図閲覧システムソフト及び全庁型地図情報システムソフトの保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目5番16号 [名 称] 朝日航洋株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 現在稼働中の固定資產業務支援システムソフト、本庁・総合支所窓口地図閲覧システムソフト及び全庁型地図情報システムソフトについては、上記事業者がソフトウェアの著作権を持っているため、同事業者以外ではシステムの環境設定等を行うことが困難であり、本業務の適切かつ確実な履行が望めない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 6 5 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	60
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 資産税課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 4 (直通)
契 約 案 件 名	土地評価支援業務委託
案 件 の 概 要	固定資産の評価及び課税を適正に行い、納税者への説明責任を果たすため、土地評価方法の見直し、土地の評価額についての問合せ、審査申出等に対する回答、土地評価マニュアルの更新、職員向け研修会の開催等、業務遂行に必要な専門家の助言及び資料の提供等の各種支援業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 一般財団法人日本不動産研究所 宮崎支所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>固定資産の評価は、固定資産評価基準に基づいて評価する。しかし、評価方法の細部で確定していない部分もあり、精度の高い適正な評価をするためには、業務への十分な理解及び経験が必要である。また、土地評価の困難事例が度々発生している。最近では、弁護士、税理士等の専門家から不服申立てがあり、専門的な問合せも増えているため、よりの確な対応が求められるようになっている。</p> <p>このため、適切な土地評価事務遂行においては、専門的な助言、勉強会及び土地評価マニュアルの更なる充実が必要であり、専門家の支援が必要不可欠となっている。この点、上記事業者は、これまで、本市の土地評価マニュアルの作成業務を受注し、土地評価の問題点の相談に応じており、また、本市の評価の状況を熟知し、全国で300人弱もの鑑定士から構成されていることから全国的な事例も把握している。</p> <p>以上の理由により、本業務の最も適切かつ確実な履行が可能と見込まれる上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 3 1 4, 5 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	61
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 地域振興課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 2 9 5 (直通)
契 約 案 件 名	都城市国際交流センター運営業務委託
案 件 の 概 要	都城市が令和5年4月1日から運営を開始する「都城市国際交流センター」の相談窓口業務等の委託を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町4-1 [名 称] 都城国際交流協会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城国際交流協会はこれまでに、都城地区に根ざした国際交流活動・多文化共生の推進事業を行い、市内在住の外国人の拠り所となっており、継続的に外国人と日本人が交流する場を提供するにあたり、その役割を果たす団体は他にはないと考えられる。</p> <p>以上の理由により、年間を通して、都城市国際交流センターの運営の一連の業務について、都城国際交流協会であれば、適切かつ確実な対応が期待できないことから、同協会を選定するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	5, 4 1 4, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	62
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 8 2 (直通)
契 約 案 件 名	証明書等自動交付サービス契約約款 (市区町村契約編)
案 件 の 概 要	コンビニ交付サービスを実施するにあたり、地方公共団体情報システム機構と証明書等自動交付事務の運営管理に関して協定を締結するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都千代田区一番町25番地 [名 称] 地方公共団体情報システム機構
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 コンビニ交付サービスを実施するに当たっては、当該サービスの運営主体である上記団体と交付事務の運営管理について協定を締結する必要があるため、同団体と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	4, 7 8 7, 0 3 7 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	63
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 8 2 (直通)	
契 約 案 件 名	マイナンバーカードの電子証明書関連事務委託	
案 件 の 概 要	マイナンバーカードの電子証明書発行・更新の受付及び暗証番号の初期化業務を郵便局に委託するもの	
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 熊本県熊本市中央区城東町1-1 [名 称] 日本郵便株式会社	
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>マイナンバーカードの電子証明書発行・更新の受付及び暗証番号の初期化事務を「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」第2条第6号及び同第7号の規定に基づき、郵便局へ委託する。</p> <p>同法律第3条第3項に基づき、上記事務は令和5年第2回都城市議会定例会（3月）の議決によって、イオンモール都城駅前内郵便局が指定された。</p> <p>指定された上記郵便局に同事務を委託するため、日本郵便株式会社九州支社と随意契約するものである。</p> <p>※契約単価については別紙のとおり</p>	
契 約 締 結 日	令和5年4月1日	
契 約 金 額	執行見込総額	2, 5 1 4, 0 5 8 円

別紙（番号63号関係）

単価等内訳書

月別の業務委託料は、全ての取扱郵便局の、下表＜業務委託料（月別）＞に定める初期導入費（初月分の請求時のみ加算。）、固定費、従量費及び一般管理費を算出し、合算したものとす。

＜業務委託料（1局当たり月別）＞

項目		金額	備考
初期導入費	本委託事務に係る研修等導入に当たり要する費用	0円	導入研修を実施した月の請求時のみ加算
固定費	本委託事務を実施するスペース等に係る費用	10,000円	専用機器設置日又は撤去日が月の途中である場合は注書きのとおり算出
従量費	本委託事務の実施に係る人件費	取扱実数に下表＜本委託事務の一覧等＞に定める単価を乗じて算出	
一般管理費	—	固定費及び従量費の合計額の20%	

（注）所定の固定費（10,000円）を、取扱郵便局における当該月の総営業日数で除し、当該月のサービス提供日数を乗じて算出した額を当該月の固定費とする。（1円未満の端数が生じた場合には、端数を切り捨てとする。）

＜本委託事務の一覧等＞

業務名	単価
電子証明書の発行	900円
電子証明書の更新	970円
署名用電子証明書用暗証番号の初期化	770円
その他暗証番号（署名用電子証明書用以外の暗証番号をいう。以下同じ。）の初期化	730円
署名用電子証明書用暗証番号の初期化、電子証明書の発行を同時に行った場合	1,070円
署名用電子証明書用暗証番号の初期化、電子証明書の更新を同時に行った場合	1,150円

その他暗証番号の初期化、電子証明書の発行を同時に行った場合	1,140 円
その他暗証番号の初期化、電子証明書の更新を同時に行った場合	1,220 円
その他暗証番号の初期化、署名用電子証明書用暗証番号の初期化、電子証明書の発行を同時に行った場合	1,310 円
その他暗証番号の初期化、署名用電子証明書用暗証番号の初期化、電子証明書の更新を同時に行った場合	1,380 円
署名用電子証明書用暗証番号の初期化、その他暗証番号の初期化を同時に行った場合	1,010 円

予定数量および予定金額

従量費の内訳

業務名	単価	想定件数	計
①電子証明書の発行	900	148	133,200
②電子証明書の更新	970	277	268,690
③署名用電子証明書の暗証番号の初期化	770	9	6,930
④利用者証明用電子証明書等の暗証番号の初期化	730	425	310,250
⑤署名用電子証明書用暗証番号の初期化、電子証明書の発行	1,070	28	29,960
⑥署名用電子証明書用暗証番号の初期化、電子証明書の更新	1,150	65	74,750
⑦利用者証明用電子証明書等の暗証番号の初期化、電子証明書の発行	1,140	28	31,920
⑧利用者証明用電子証明書等の暗証番号の初期化、電子証明書の更新	1,220	9	10,980
⑨利用者証明用電子証明書等の暗証番号の初期化、署名用電子証明書用暗証番号の初期化、電子証明書の発行	1,310	111	145,410
⑩利用者証明用電子証明書等の暗証番号の初期化、署名用電子証明書用暗証番号の初期化、電子証明書の更新	1,380	46	63,480
⑪署名用電子証明書用暗証番号の初期化、利用者証明用電子証明書暗証番号の初期化	1,010	702	709,020
合計		1,848	1,784,590

業務委託料

項目	金額	内訳
初期導入費	0	
固定費	120,000	10,000*12
従量費	1,784,590	
一般管理費	380,918	(120,000+1,784,590)*0.2
消費税	228,550	2,285,508*0.1
計	2,514,058	

予定総額合計 2,514,058 円

(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

令和5年度 随意契約理由書

番号	64
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 1 - 2 1 8 2 (直通)
契 約 案 件 名	各種証明書コンビニ交付システム保守業務委託
案 件 の 概 要	各種証明書コンビニ交付システムのハードウェア及びソフトウェアの保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>各種証明書コンビニ交付システム（以下「システム」という。）は、上記事業者が開発及び導入を行ったものである。</p> <p>当該システムの保守業務の履行に当たっては、ハードウェア及びソフトウェアの専門知識を有すること並びに設定内容の十分な理解が必要不可欠である。</p> <p>仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、当該システムの開発及び導入を実施した上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 6 2 9, 2 7 6 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	65
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 8 2 (直 通)																
契 約 案 件 名	本庁舎証明書発行機基本契約																
案 件 の 概 要	住民票等の証明書を発行できる証明書発行機の運用に係る手数料及び通信料についての協定を締結するもの																
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 大阪府八尾市北亀井町三丁目1番72号 [名 称] シャープマーケティングジャパン株式会社																
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、住民票等の証明書等のコンビニ交付サービスの利用促進及び市民サービスの向上のため、都城市役所本庁舎に住民票等の証明書等が発行できる証明書発行機（以下「機器」という。）を運用するものである。</p> <p>同機器は、上記事業者製のものであり、令和3年度に導入された。</p> <p>同機器の運用については、地方公共団体情報システム機構とシャープマーケティングジャパン株式会社と本市との3者間契約に基づく委託手数料及びデータセンターとの通信が必要となるが、同機器からデータセンターへの通信は上記事業者でなくては提供ができない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>																
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">1, 395, 792円</td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td style="text-align: right;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>証明書発行手数料見積額 (消費税及び地方消費税相当額を含む)</td> <td style="text-align: center;">93円</td> <td style="text-align: center;">15000通</td> <td style="text-align: right;">1,395,000</td> </tr> <tr> <td>「利用登録申請」における申請番号の印刷料金 (消費税及び地方消費税相当額を含む)</td> <td style="text-align: center;">5.5円</td> <td style="text-align: center;">144枚</td> <td style="text-align: right;">792</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	執行見込総額	1, 395, 792円	複数単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>証明書発行手数料見積額 (消費税及び地方消費税相当額を含む)</td> <td style="text-align: center;">93円</td> <td style="text-align: center;">15000通</td> <td style="text-align: right;">1,395,000</td> </tr> <tr> <td>「利用登録申請」における申請番号の印刷料金 (消費税及び地方消費税相当額を含む)</td> <td style="text-align: center;">5.5円</td> <td style="text-align: center;">144枚</td> <td style="text-align: right;">792</td> </tr> </table>		単価	予定数量	合計	証明書発行手数料見積額 (消費税及び地方消費税相当額を含む)	93円	15000通	1,395,000	「利用登録申請」における申請番号の印刷料金 (消費税及び地方消費税相当額を含む)	5.5円	144枚	792
執行見込総額	1, 395, 792円																
複数単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>証明書発行手数料見積額 (消費税及び地方消費税相当額を含む)</td> <td style="text-align: center;">93円</td> <td style="text-align: center;">15000通</td> <td style="text-align: right;">1,395,000</td> </tr> <tr> <td>「利用登録申請」における申請番号の印刷料金 (消費税及び地方消費税相当額を含む)</td> <td style="text-align: center;">5.5円</td> <td style="text-align: center;">144枚</td> <td style="text-align: right;">792</td> </tr> </table>		単価	予定数量	合計	証明書発行手数料見積額 (消費税及び地方消費税相当額を含む)	93円	15000通	1,395,000	「利用登録申請」における申請番号の印刷料金 (消費税及び地方消費税相当額を含む)	5.5円	144枚	792				
	単価	予定数量	合計														
証明書発行手数料見積額 (消費税及び地方消費税相当額を含む)	93円	15000通	1,395,000														
「利用登録申請」における申請番号の印刷料金 (消費税及び地方消費税相当額を含む)	5.5円	144枚	792														

令和5年度 随意契約理由書

番号	66
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 8 2 (直通)
契 約 案 件 名	本庁舎証明書発行機等の保守及び消耗品等供給業務委託契約
案 件 の 概 要	住民票等の証明書を発行できる証明書発行機の保守及び消耗品等の供給を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 大阪府八尾市北亀井町三丁目1番72号 [名 称] シャープマーケティングジャパン株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、住民票等の証明書等のコンビニ交付サービスの利用促進と市民サービスの向上のため、都城市役所本庁舎に住民票等の証明書等が発行できる証明書発行機（以下「機器」という。）の保守及び消耗品等の供給を行うものである。</p> <p>同機器は上記事業者が製造、設置したものであり、保守及び消耗品等の供給については、上記事業者のデータセンターとの通信により管理するのが最も適切かつ確実な方法である。また、同機器を長期間安定的に性能を維持させるためには、構造を熟知している上記事業者が最良である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 0 5 6, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	67
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 7 8 (直通)
契 約 案 件 名	おくやみナビシステム運用保守業務委託
案 件 の 概 要	「おくやみ窓口」に係る申請書や案内等を一括作成するシステムの運用保守に係る業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 [名 称] 大日本印刷株式会社 左内町営業部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、令和元年11月から本市において運用を開始した「おくやみ窓口」の申請書一括作成支援システム「おくやみナビシステム」（以下「システム」という。）の運用保守に係る業務を委託するものである。</p> <p>現在設置されているシステムは、上記事業者が開発及び設置したものである。そのため、本業務を確実に履行することが期待できる唯一の事業者であり、同事業者でなければ本業務の適切確実な履行を期待できない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	550,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	68
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山之口地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 7 - 3 1 1 1 (直通)		
契 約 案 件 名	山之口地区デマンド型乗合タクシー運行事業委託		
案 件 の 概 要	公共交通の無い地区を対象に、予約型乗合タクシー（デマンドタクシー）を運行するもの		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市吉尾町1906番地2 [名 称] 有限会社 銀星タクシー		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	<p>本業務は、公共交通の空白地である山之口地域での利便性確保のため、代替措置として予約型乗合タクシー（デマンドタクシー）を運行する業務を委託するものである。</p> <p>予約型乗合タクシーの運行に当たっては、道路運送法第4条の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業に関する国土交通大臣の許可を受ける必要があり、許可申請の際は、運行区域を定める必要があるが、現在、山之口地区において区域運行許可を受けているのは、上記事業者のみである。</p> <p>また、上記事業者は、事業開始当初から当該業務を請負っておりこれまでの履行状況も申し分ない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>		
契 約 締 結 日	令和5年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額		4, 6 9 2, 6 0 8 円
	単価契約 運行業務（1日当たり）	単価 19,643 円	予定数量 256 日 合計 5,028,608

令和5年度 随意契約理由書

番号	69
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山之口地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 7 - 3 1 1 1 (直通)
契 約 案 件 名	山之口総合センター小便器自動洗浄器・腰掛便座用便座除菌剤吐出装置 保守点検業務委託
案 件 の 概 要	山之口総合センター内に小便器自動洗浄器・腰掛便座用便座除菌剤吐出装置を設置し、装置の保守点検を委託する業務である。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都千代田区九段南一丁目5番10号 [名 称] 日本カルミック株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、山之口総合センターのトイレ内に便器自動洗浄器・腰掛便座用便座除菌剤吐出装置を設置し、装置の保守点検を委託する業務である。 これらの装置は、上記事業者のみが提供できる唯一の製品であり、同事業者でなければ適切かつ確実な業務の履行ができない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	533,400円

令和5年度 随意契約理由書

番号	70
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山之口産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 7 - 3 1 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	道の駅山之口 (駐車場・トイレ) 管理業務委託
案 件 の 概 要	道の駅山之口の駐車場及びトイレに関する清掃、消耗品交換等の維持管理業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市山之口町山之口2304番地6 [名 称] 道の駅山之口株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>道の駅山之口内にある本市所有の都城市山之口ふるさと産品販売所、都城市山之口農林水産物直売・食材供給施設及び都城市山之口農林水産物処理加工施設については、令和2年4月1日から令和7年3月31日まで上記事業者が指定管理者として管理運営業務に関する基本協定を締結している。</p> <p>これに対し、道の駅山之口内の駐車場及びトイレについては、宮崎県所有の施設であり、県と市との覚書により、本市が日常的な維持管理を行っているが、本市所有の施設ではないため、これらの維持管理については、前述の指定管理業務の範囲に含めることができない。</p> <p>しかしながら、この駐車場及びトイレは、本来、道の駅山之口の利用者のために整備されたものであり、清掃や消耗品の交換、施設の故障や破損等があった場合の応急処置などの業務は、道の駅の管理として一体的に行うべき性格のものである。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 5 0 9, 9 6 3 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	71
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山之口産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 7 - 1 3 1 2 (直通)
契 約 案 件 名	花木第3団地エレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	花木第3団地に設置されているエレベータのメンテナンス、定期点検及び年1回の年次検査等の委託をするもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区長浜2-4-1 [名 称] 東芝エレベータ株式会社 九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、花木第3団地に設置されているエレベータの遠隔監視・点検（常時）、定期点検・定期整備、年1回の年次検査及び年1回の法定定期検査の委託をするもので、点検・調整から修理部品の交換までのエレベータの機能維持に必要なメンテナンスの全てを含む業務である。</p> <p>エレベータの仕様・構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で安全管理を行っている。</p> <p>このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の契約不適合によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、設置されているエレベータの製造元であり、保守管理まで行っている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 3 9 9, 2 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	72
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高城地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 8 - 2 3 1 1 (直通)														
契 約 案 件 名	高城地域乗合バス運行業務委託														
案 件 の 概 要	高城地域乗合バス運行業務委託														
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高崎町縄瀬3549番地40 [名 称] 有限会社 高崎観光バス														
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業を営む事業者は、道路運送法第4条の規定により国土交通省の許可を受ける必要がある。</p> <p>許可申請の際は、運行路線を定めることとされ、当地域の乗合バス運行3路線については、上記事業者のみが許可を受けており、当該業務を実施できる者が同事業者に限られる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p> <p>※推定総額は、合計から運賃収入見込み額（235,000円）を減じた額。</p>														
契 約 締 結 日	令和5年4月1日														
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">7, 5 2 6, 6 0 0 円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">単価契約</td> <td style="border-top: 1px solid black;">単価</td> <td style="border-top: 1px solid black;">予定数量</td> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> </tr> <tr> <td>A、B及びCコース2往復</td> <td style="text-align: right;">39600 円</td> <td style="text-align: right;">196 日</td> <td style="text-align: right;">7, 7 6 1, 6 0 0</td> </tr> </table>			執行見込総額	7, 5 2 6, 6 0 0 円			単価契約	単価	予定数量	合計	A、B及びCコース2往復	39600 円	196 日	7, 7 6 1, 6 0 0
執行見込総額	7, 5 2 6, 6 0 0 円														
単価契約	単価	予定数量	合計												
A、B及びCコース2往復	39600 円	196 日	7, 7 6 1, 6 0 0												

令和5年度 随意契約理由書

番号	73
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高城地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 8 - 2 3 1 1 (直通)
契 約 案 件 名	穂満坊排水樋管外操作管理業務委託
案 件 の 概 要	大雨における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高木町4119番地シーマンズあい101号 [名 称] 都城市消防団高城方面隊第5部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、大雨に伴う河川水位上昇時に、河川に接続する排水路等への逆流による内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するものである。</p> <p>本業務を履行するには、大雨による河川の水位上昇時に短時間で水門の配置につくことが可能であること、水門の開閉に当たって的確な状況把握及び判断ができること及び危険時には安全かつ速やかな退避行動を行うことが必要である。</p> <p>この点、上記団体の構成員は、当該水門周辺に居住しているため速やかに配置につくことが可能であり、これまでも本市の水門操作を行っていたことにより水門の開閉経験も十分であること及び周辺地理にも精通しており風雨時も安全に行動することが可能である。</p> <p>以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 406, 402円

令和5年度 随意契約理由書

番号	74
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高城地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 8 - 2 3 1 1 (直通)
契 約 案 件 名	市有財産 (土地) 賃貸借 (株式会社SHIN-SEI)
案 件 の 概 要	市有財産 (土地) 賃貸借 (歳入)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市清武町木原58番地13 [名 称] 株式会社SHIN-SEI
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 四家地区学校跡地利用計画に基づき平成22年8月から期間を定めて同校跡地利用者を公募したところ、平成23年2月に応募があり、学校跡地利用計画検討委員会にて書類審査及び面接を経て、跡地利用者として上記事業者が決定したものである。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	705,900円

令和5年度 随意契約理由書

番号	75
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高城産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 8 - 2 3 1 0 (直通)
契 約 案 件 名	都城市高城農村婦人の家警備業務委託
案 件 の 概 要	高城農村婦人の家の警備業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市柳丸町10番 [名 称] 株式会社NPK
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当</p> <p>上記案件について、7社を指名し競争入札を執行したところ、2回目まで入札を執行したが落札者がなく、3回目の入札において、上記事業者以外の6社が辞退し、入札は不落となった。</p> <p>残る1社である上記事業者が、見積合せ参加を希望したため、不落随意契約の移行した。</p> <p>そのため、同事業者から見積書を徴し、随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	501,600円

令和5年度 随意契約理由書

番号	76
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山田地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 4 - 1 1 1 1 (直通)
契 約 案 件 名	都城市山田総合センター警備業務
案 件 の 概 要	山田総合センターにおける夜間、休日等閉庁時間における常駐警備業務
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市柳丸町10番 [名 称] 株式会社NPK
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、令和5年4月及び5月の山田総合支所における行政事務の補助及び山田総合センターの貸館運営等に関する業務を含む警備業務を委託するものである。</p> <p>現在、山田総合センターの人的警備業務については、令和元年のリノベーション工事終了後の令和2年4月1日から令和5年3月31日の契約を締結している。</p> <p>本来ならば、令和5年4月から契約の切替をするところであるが、当該施設の人的警備業務については引継等に準備時間を確保する必要があるため、年度当初の4月契約への切替が難しい。</p> <p>以上の理由により、令和5年6月の契約切替に向け、引継業務が発生するため、現在当該施設の警備業務を受注している上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1,386,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	77
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山田地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 4 - 1 1 1 1 (直通)	
契 約 案 件 名	山田デマンド型乗合タクシー (ABコース) 運行業務委託	
案 件 の 概 要	山田町及び夏尾町の公共交通空白地の解消のため、市が運行主体となる予約制乗合タクシーの運行業務を委託するもの	
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市新栄町91番地 [名 称] 宮交タクシー株式会社	
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当	
	<p>本業務は、山田町を運行している宮崎交通路線バスが令和2年9月で区間廃止されたことに伴い、山田町及び夏尾町の公共交通の再編を実施し、地域の生活交通を維持するものである。</p> <p>再編については、路線バス廃止区間及び地域内の公共交通空白地を乗合タクシーの運行エリア拡大でカバーするもので、当該業務の運行を既存の乗合タクシー事業者へ委託するものである。</p> <p>近年、公共交通の利用者は減少しており、中山間地域等の地域では、タクシー事業者の撤退が進んでいる。中山間地域等の公共交通を維持していくためには、既存事業者を活用し、地域一体となって取り組んでいくことが重要となる。</p> <p>以上の理由により、平成16年から既存の乗合タクシーを運行し、当該地域を熟知している上記事業者と随意契約するものである。</p> <p>※推定総額は、合計から運賃収入見込み額 (20,000円) を減じた額。 ※契約単価については別紙のとおり</p>	
契 約 締 結 日	令和5年4月1日	
契 約 金 額	執行見込総額	1, 1 7 6, 0 0 0 円

別紙（番号 77 関係）

契約単価

予定数量及び予定総額（推定総額）

※ 予約率 50% で算定

区分	予定数量	予定総額 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
A コース 3,000 円区間	150 便	450,000 円
A コース 3,500 円区間	30 便	105,000 円
A コース 4,000 円区間	20 便	80,000 円
B コース 3,000 円区間	150 便	450,000 円
B コース 3,500 円区間	30 便	105,000 円
給油 500 円	12 回	6,000 円
合計額		1,196,000 円

3 利用者負担運賃予定表（令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月分）

コース	運賃区分	予定数量	金額【税込】
A コース	200 円／1 乗車	70 人	14,000 円
	100 円／1 乗車	0 人	0 円
	1,000 円／月	0 人	0 円
B コース	200 円／1 乗車	30 人	6,000 円
	100 円／1 乗車	0 人	0 円
	1,000 円／月	0 人	0 円
200 円／1 乗車の合計額			20,000 円
100 円／1 乗車の合計額			0 円
1,000 円／月の合計額			0 円
合計額			20,000 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	78
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山田総合支所地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 4 - 1 1 1 1 (直通)
契 約 案 件 名	都城市山田総合センターエレベータ保守点検業務
案 件 の 概 要	山田総合センターに設置されているエレベータの保守点検業務を委託する。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区綱場町4-1 [名 称] フジテック株式会社 九州支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、山田総合センターに設置しているエレベータの点検・調整から修理部品の交換まで、エレベータの機能維持に必要なメンテナンスの全てを含むものである。</p> <p>エレベータの仕様、構造はメーカーごとに異なり、保守管理についても各メーカーが直接または専門のサービス会社を設立し、設置から一貫した体制で安全管理まで行っている。</p> <p>当該施設におけるエレベータ設置の施工業者は、上記の事業者であり、他事業者へ保守点検を委託した場合、事故発生時の責任の主体(製造の瑕疵か、メンテナンス不良によるものなのか)が不明確となり、確実な賠償が受けられない懸念がある。</p> <p>以上の点を考慮し、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化の観点から、エレベータ設置施工事業者の上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	613,800円

令和5年度 随意契約理由書

番号	79
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山田産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 4 - 1 1 1 3 (直 通)
契 約 案 件 名	インターネット固定IP使用
案 件 の 概 要	駒発電所遠方監視システムにおいて接続する電気通信回線等（インターネット固定IP）の使用契約（令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年の長期継続契約）
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中町1街区7号 [名 称] BTV株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城市が運営する駒発電所において、施設の監視及びゲートの遠隔操作を行うために遠隔監視システム（以下「システム」という。）を使用している。</p> <p>このシステムは、上記事業者が構築した電気通信回線等（以下「回線等」という。）を使用しているため、同事業者の回線等を継続的に使用しなければ施設の監視及び遠隔操作は行えない。</p> <p>仮に他事業者の回線等を使用した場合、再度回線等を構築する必要があり、システム障害等が発生する事も考えられ、発電所の運営にも支障が出るおそれが高い。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 3 4 6, 4 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	80
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 1 (直通)																														
契 約 案 件 名	自家用乗合自動車運行管理業務委託																														
案 件 の 概 要	高崎・高城総合支所で所有する自家用乗合自動車（バス）の車両運行に関する業務（運転、管理、整備等）を一括して委託するもの																														
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高崎町縄瀬3549番地40 [名 称] 有限会社 高崎観光バス																														
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、公用車として高崎及び高城総合支所で所有する、それぞれ1台の自家用乗合自動車（バス）の車両運行に関する業務（運転、管理、整備等）を一括して委託するものである。</p> <p>本件の委託方式は、一般的には「自家用自動車管理業」の請負に該当し、車両の運転業務のみの委託（人材派遣業）とは業務内容及び履行形態が大きく異なる。</p> <p>契約の履行に当たっては、高崎総合支所における乗車人員の需要に応じ、大型観光貸切バス及び小型観光貸切バス賃貸借との密接な連携・調整を図る必要があり、同業務を受託している上記事業者以外では、適切な履行が期待できないため、上記事業者と随意契約するものである。</p> <p>なお、本件は、事務効率化のため、業務内容及び受託者が同じである高城総合支所の契約についても、高崎総合支所において一括して契約締結の処理をするものである。</p>																														
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																														
契 約 金 額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">2, 7 0 0, 5 0 0 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">複数単価契約</td> <td style="text-align: right;">単価</td> <td style="text-align: right;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">運転業務1日当たり</td> <td style="text-align: right;">14,300 円</td> <td style="text-align: right;">122 日</td> <td style="text-align: right;">1,744,600</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">宿泊料1泊当たり</td> <td style="text-align: right;">13,200 円</td> <td style="text-align: right;">4 泊</td> <td style="text-align: right;">52,800</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">業務管理費1月当たり</td> <td style="text-align: right;">52,800 円</td> <td style="text-align: right;">12 月</td> <td style="text-align: right;">633,600</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">燃料費月払(遠隔地及び発注者の指定した給油所で給油を行えないやむを得ない特段の事情がある場合の給油分のみ実費)</td> <td style="text-align: right;">143 円</td> <td style="text-align: right;">500 日</td> <td style="text-align: right;">71,500</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">保険料月払(実費)</td> <td style="text-align: right;">16,500 円</td> <td style="text-align: right;">12 月</td> <td style="text-align: right;">198,000</td> </tr> </table>			執行見込総額	2, 7 0 0, 5 0 0 円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	運転業務1日当たり	14,300 円	122 日	1,744,600	宿泊料1泊当たり	13,200 円	4 泊	52,800	業務管理費1月当たり	52,800 円	12 月	633,600	燃料費月払(遠隔地及び発注者の指定した給油所で給油を行えないやむを得ない特段の事情がある場合の給油分のみ実費)	143 円	500 日	71,500	保険料月払(実費)	16,500 円	12 月	198,000
執行見込総額	2, 7 0 0, 5 0 0 円																														
複数単価契約	単価	予定数量	合計																												
運転業務1日当たり	14,300 円	122 日	1,744,600																												
宿泊料1泊当たり	13,200 円	4 泊	52,800																												
業務管理費1月当たり	52,800 円	12 月	633,600																												
燃料費月払(遠隔地及び発注者の指定した給油所で給油を行えないやむを得ない特段の事情がある場合の給油分のみ実費)	143 円	500 日	71,500																												
保険料月払(実費)	16,500 円	12 月	198,000																												

令和5年度 随意契約理由書

番号	81
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 1 (直通)																																				
契 約 案 件 名	高崎デマンド型乗合タクシー (DEFコース) 運行業務委託																																				
案 件 の 概 要	地域福祉交通対策として、郊外に居住する住民を対象に、総合支所への用事や買い物・通院などの生活交通手段を確保するため、デマンド型乗合タクシーの運行を委託するもの																																				
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高崎町縄瀬3549番地40 [名 称] 有限会社 高崎観光バス																																				
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、高崎地区において、交通弱者の生活交通手段を確保するため実施するデマンド型乗合タクシー運行事業の運行管理業務委託に係る契約である。</p> <p>高崎地区では平成12年から公共交通空白地を解消する目的で乗合バス・タクシーを定期運行していたが、利用者減少のため、令和3年度からデマンド方式に変更した。</p> <p>中山間地域の公共交通を維持していくためには、既存事業者を活用し、地域一体となって取り組んでいくことが重要となる。</p> <p>上記事業者は路線認可を受けて平成12年から乗合バスを運行し、デマンド型乗合タクシーに変更後も継続運行しており、地域を熟知している。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p> <p style="text-align: center;">※推定総額は、委託料の推定総額から運賃収入見込み額(72,000円)を減じた額。</p>																																				
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																																				
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">1,727,000円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">複数単価契約</td> <td style="border-top: 1px solid black;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">単価</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Dコース (縄瀬原～南鶴戸)</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> <td style="text-align: center;">98便</td> <td style="text-align: right;">294,000</td> </tr> <tr> <td>Dコース (鶴戸公民館～下轟)</td> <td style="text-align: right;">3,500円</td> <td style="text-align: center;">68便</td> <td style="text-align: right;">238,000</td> </tr> <tr> <td>Eコース (上田平～朝倉)</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> <td style="text-align: center;">98便</td> <td style="text-align: right;">294,000</td> </tr> <tr> <td>Eコース (前田迫～上前田原)</td> <td style="text-align: right;">3,500円</td> <td style="text-align: center;">68便</td> <td style="text-align: right;">238,000</td> </tr> <tr> <td>Fコース (西鍋～山王面)</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> <td style="text-align: center;">165便</td> <td style="text-align: right;">495,000</td> </tr> <tr> <td>Fコース (杉倉～杉倉温泉)</td> <td style="text-align: right;">3,500円</td> <td style="text-align: center;">24便</td> <td style="text-align: right;">84,000</td> </tr> <tr> <td>車両管理業務</td> <td style="text-align: right;">13000円</td> <td style="text-align: center;">12月</td> <td style="text-align: right;">156,000</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>	執行見込総額	1,727,000円	複数単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">単価</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Dコース (縄瀬原～南鶴戸)</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> <td style="text-align: center;">98便</td> <td style="text-align: right;">294,000</td> </tr> <tr> <td>Dコース (鶴戸公民館～下轟)</td> <td style="text-align: right;">3,500円</td> <td style="text-align: center;">68便</td> <td style="text-align: right;">238,000</td> </tr> <tr> <td>Eコース (上田平～朝倉)</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> <td style="text-align: center;">98便</td> <td style="text-align: right;">294,000</td> </tr> <tr> <td>Eコース (前田迫～上前田原)</td> <td style="text-align: right;">3,500円</td> <td style="text-align: center;">68便</td> <td style="text-align: right;">238,000</td> </tr> <tr> <td>Fコース (西鍋～山王面)</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> <td style="text-align: center;">165便</td> <td style="text-align: right;">495,000</td> </tr> <tr> <td>Fコース (杉倉～杉倉温泉)</td> <td style="text-align: right;">3,500円</td> <td style="text-align: center;">24便</td> <td style="text-align: right;">84,000</td> </tr> <tr> <td>車両管理業務</td> <td style="text-align: right;">13000円</td> <td style="text-align: center;">12月</td> <td style="text-align: right;">156,000</td> </tr> </tbody> </table>		単価	予定数量	合計	Dコース (縄瀬原～南鶴戸)	3,000円	98便	294,000	Dコース (鶴戸公民館～下轟)	3,500円	68便	238,000	Eコース (上田平～朝倉)	3,000円	98便	294,000	Eコース (前田迫～上前田原)	3,500円	68便	238,000	Fコース (西鍋～山王面)	3,000円	165便	495,000	Fコース (杉倉～杉倉温泉)	3,500円	24便	84,000	車両管理業務	13000円	12月	156,000
執行見込総額	1,727,000円																																				
複数単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">単価</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Dコース (縄瀬原～南鶴戸)</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> <td style="text-align: center;">98便</td> <td style="text-align: right;">294,000</td> </tr> <tr> <td>Dコース (鶴戸公民館～下轟)</td> <td style="text-align: right;">3,500円</td> <td style="text-align: center;">68便</td> <td style="text-align: right;">238,000</td> </tr> <tr> <td>Eコース (上田平～朝倉)</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> <td style="text-align: center;">98便</td> <td style="text-align: right;">294,000</td> </tr> <tr> <td>Eコース (前田迫～上前田原)</td> <td style="text-align: right;">3,500円</td> <td style="text-align: center;">68便</td> <td style="text-align: right;">238,000</td> </tr> <tr> <td>Fコース (西鍋～山王面)</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> <td style="text-align: center;">165便</td> <td style="text-align: right;">495,000</td> </tr> <tr> <td>Fコース (杉倉～杉倉温泉)</td> <td style="text-align: right;">3,500円</td> <td style="text-align: center;">24便</td> <td style="text-align: right;">84,000</td> </tr> <tr> <td>車両管理業務</td> <td style="text-align: right;">13000円</td> <td style="text-align: center;">12月</td> <td style="text-align: right;">156,000</td> </tr> </tbody> </table>		単価	予定数量	合計	Dコース (縄瀬原～南鶴戸)	3,000円	98便	294,000	Dコース (鶴戸公民館～下轟)	3,500円	68便	238,000	Eコース (上田平～朝倉)	3,000円	98便	294,000	Eコース (前田迫～上前田原)	3,500円	68便	238,000	Fコース (西鍋～山王面)	3,000円	165便	495,000	Fコース (杉倉～杉倉温泉)	3,500円	24便	84,000	車両管理業務	13000円	12月	156,000				
	単価	予定数量	合計																																		
Dコース (縄瀬原～南鶴戸)	3,000円	98便	294,000																																		
Dコース (鶴戸公民館～下轟)	3,500円	68便	238,000																																		
Eコース (上田平～朝倉)	3,000円	98便	294,000																																		
Eコース (前田迫～上前田原)	3,500円	68便	238,000																																		
Fコース (西鍋～山王面)	3,000円	165便	495,000																																		
Fコース (杉倉～杉倉温泉)	3,500円	24便	84,000																																		
車両管理業務	13000円	12月	156,000																																		

令和5年度 随意契約理由書

番号	82
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 1 (直通)
契 約 案 件 名	都城市高崎町東霧島及び江平地域フットパス事業支援業務委託
案 件 の 概 要	田園地帯や町並みなど地域に昔からある風景を楽しみながら歩いてもらう「フットパス」の取組みを、自治公民館連絡協議会が地域住民や大学などと連携し、地域資源発掘のワークショップや現地調査を行い、コース選定・マップ作成などを行いながら地域活性化を図るもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高崎町大牟田 1 1 5 0 番地 1 [名 称] 都城市高崎地区自治公民館連絡協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、「フットパス」の取組みにより交流人口の増加と地域の活性化を図ることを目的に、高崎地区内を対象としてフットパスコースづくりや将来の担い手育成等を委託するものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、フットパスを主体的に実施することとなる地域住民との十分な調整・連携を図る上で、自治公民館を統括し、地域に精通していることが必要である。</p> <p>上記協議会は、高崎地区内の6地域43自治公民館により組織された協議会であり、地域にも精通している。</p> <p>以上の理由により、上記協議会と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 6 1 6, 4 2 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	83
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 1 (直通)																																						
契 約 案 件 名	高崎デマンド型乗合タクシー (ABCコース) 運行業務委託																																						
案 件 の 概 要	地域福祉交通対策として、郊外に居住する住民を対象に、総合支所への用事や買い物・通院などの生活交通手段を確保するため、デマンド型乗合タクシーの運行を委託するもの																																						
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市上川東一丁目1号2番地 [名 称] 株式会社 おくつタクシー																																						
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、高崎地区において、交通弱者の生活交通手段を確保するため実施するデマンド型乗合タクシー運行事業の運行管理業務委託に係る契約である。</p> <p>高崎地区では平成12年から公共交通空白地を解消する目的で乗合バス・タクシーを定期運行していたが、利用者減少のため、令和3年度からデマンド方式に変更した。</p> <p>中山間地域の公共交通を維持していくためには、既存事業者を活用し、地域一体となって取り組んでいくことが重要となる。</p> <p>上記事業者は路線認可を受けて平成12年から乗合タクシーを運行し、デマンド型に変更後も継続運行しており、地域を熟知している。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p> <p style="text-align: center;">※推定総額は、委託料の推定総額から運賃収入見込み額 (72,000円)を減じた額。</p>																																						
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																																						
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">1,262,000円</td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>Aコース (温水～椎屋入口)</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> <td style="text-align: right;">50便</td> <td style="text-align: right;">150,000</td> </tr> <tr> <td>Aコース (氏益～東崎山)</td> <td style="text-align: right;">3,500円</td> <td style="text-align: right;">34便</td> <td style="text-align: right;">119,000</td> </tr> <tr> <td>Aコース (下笛ヶ水～竹元)</td> <td style="text-align: right;">4,000円</td> <td style="text-align: right;">18便</td> <td style="text-align: right;">72,000</td> </tr> <tr> <td>Bコース (高崎小南～万徳橋)</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> <td style="text-align: right;">78便</td> <td style="text-align: right;">234,000</td> </tr> <tr> <td>Bコース (荒場大平～星塚)</td> <td style="text-align: right;">3,500円</td> <td style="text-align: right;">18便</td> <td style="text-align: right;">63,000</td> </tr> <tr> <td>Cコース (高坂～枝溝)</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> <td style="text-align: right;">180便</td> <td style="text-align: right;">540,000</td> </tr> <tr> <td>車両管理業務</td> <td style="text-align: right;">13,000円</td> <td style="text-align: right;">12月</td> <td style="text-align: right;">156,000</td> </tr> </table>			執行見込総額	1,262,000円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	Aコース (温水～椎屋入口)	3,000円	50便	150,000	Aコース (氏益～東崎山)	3,500円	34便	119,000	Aコース (下笛ヶ水～竹元)	4,000円	18便	72,000	Bコース (高崎小南～万徳橋)	3,000円	78便	234,000	Bコース (荒場大平～星塚)	3,500円	18便	63,000	Cコース (高坂～枝溝)	3,000円	180便	540,000	車両管理業務	13,000円	12月	156,000
執行見込総額	1,262,000円																																						
複数単価契約	単価	予定数量	合計																																				
Aコース (温水～椎屋入口)	3,000円	50便	150,000																																				
Aコース (氏益～東崎山)	3,500円	34便	119,000																																				
Aコース (下笛ヶ水～竹元)	4,000円	18便	72,000																																				
Bコース (高崎小南～万徳橋)	3,000円	78便	234,000																																				
Bコース (荒場大平～星塚)	3,500円	18便	63,000																																				
Cコース (高坂～枝溝)	3,000円	180便	540,000																																				
車両管理業務	13,000円	12月	156,000																																				

令和5年度 随意契約理由書

番号	84
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 1 (直通)
契 約 案 件 名	樋渡樋管外2樋管操作管理業務委託
案 件 の 概 要	大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高崎町縄瀬1949番地5 [名 称] 都城市消防団 高崎方面隊第2部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は大雨に伴う河川水位上昇時に、河川に接続する排水路等への逆流による河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するものである。</p> <p>本業務を履行するには、大雨による河川の水位上昇時に短時間で水門の配置につくことが可能であり、水門の開閉に当たって的確な状況把握及び判断が求められ、危険時には退避行動を安全かつ速やかに行なう必要がある。</p> <p>この点、上記団体の構成員は、当該水門周辺に住居があり、速やかに配置につくことが可能である。また、継続して本市の水門操作を行っており、水門の開閉経験も十分である上、周辺地理にも精通していることから、風雨時も安全に行動することが可能である。</p> <p>以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	772,137円

令和5年度 随意契約理由書

番号	85
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 1 (直通)
契 約 案 件 名	都城市高崎総合支所庁舎空調設備保守点検業務委託
案 件 の 概 要	高崎総合支所庁舎空調設備の年2回(冷房、暖房切替え時期)の定期点検を含む保守点検業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市宮丸町3048番地1 [名 称] つやげん九州株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、蓄熱空調を採用している高崎総合支所庁舎空調設備の保守点検業務を委託するものである。</p> <p>蓄熱空調は、宮崎県内では都城市本庁舎及び高崎総合支所庁舎のみ採用している。</p> <p>上記事業者は、現在、蓄熱槽を備えた都城市本庁舎及び高崎総合支所庁舎の空調設備の保守を行い、また、令和2年度には高崎総合支所庁舎の蓄熱槽配管及びフート弁等の修繕を行った実績があり、同庁舎の蓄熱槽内の設備状況を十分に熟知している。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	594,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	86
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 1 (直通)
契 約 案 件 名	都城市高崎総合支所庁舎エレベーター保守点検業務委託
案 件 の 概 要	高崎総合支所庁舎に設置しているエレベーターの毎月1回の保守点検・整備及び関係法令の規定に準ずる年次検査等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区住吉1-2-25 [名 称] 三菱電機ビルソリューションズ株式会社九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、点検・調整から修理部品の交換まで、エレベーターの機能維持に必要なメンテナンスの全てを実施するものである。</p> <p>エレベーターの仕様・構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で安全管理を行っている。</p> <p>このため、仮に、他の事業者へ保守点検を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の契約不適合によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられない懸念がある。</p> <p>以上の点を考慮し、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化の点から、設置しているエレベーターの施工及びメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	567,600円

令和5年度 随意契約理由書

番号	87
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	高崎新田駅前団地エレベーター保守点検業務委託
案 件 の 概 要	高崎新田駅前団地に設置されているエレベーターに係る毎月の遠隔定期診断、技術員の巡回保守点検及び調整、稼働状況に応じたプログラムによる整備等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区上呉服町10番10号 [名 称] 株式会社 日立ビルシステム 西日本支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>エレベータについては、通常、製造メーカー又はその関連会社(以下「メーカー等」という。)が設置及びメンテナンスを実施している。</p> <p>このため、仮にメーカー等以外の事業者へ本業務を委託した場合、人身事故等発生時の責任の主体(製品の契約不適合によるものか、メンテナンス不良によるものか)が不明確になり、確実な賠償が受けられないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化のため、当該エレベータの製造・設置をしたメーカーの関連会社であり、エレベータの施行及びメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	930,600円

令和5年度 随意契約理由書

番号	88
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 0 (直通)																							
契 約 案 件 名	都城市指定ごみ袋製造及び保管・配送業務委託																							
案 件 の 概 要	都城市指定ごみ袋の製造及び保管並びに市内全域に16者ある登録業者の受注管理及び配送業務を委託するもの																							
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高城町穂満坊750番地 [名 称] 益山商工株式会社																							
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、本市の指定ごみ袋について、指定ごみ袋の製造及び在庫の保管並びに登録業者への納品という一連の業務を行うものである。</p> <p>本市では、一定の規格を定めて指定ごみ袋を製造し、指定ごみ袋取扱業者として登録された事業者（登録業者）にごみ袋を販売している。令和4年度現在、登録業者は都城市内に16者あり、年間の指定ごみ袋発注数は約462,000冊となっている。</p> <p>本業務の受注者は、製造した指定ごみ袋について、自社倉庫等での在庫管理及び入出庫状況の把握をし、登録業者からの1月平均70回程度の注文に応じて、配送を行う必要がある。</p> <p>このような状況を鑑みると、指定ごみ袋の製造、在庫管理から入出庫状況の把握、配送までの一連の業務を一貫して履行可能な事業者は、現状において、上記事業者しかない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>																							
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																							
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">執行見込総額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">1 2 7 , 8 5 8 , 5 0 0</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">複数単価契約</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">単価</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">予定数量</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">合計</td> </tr> <tr> <td>都城市指定ごみ袋(大)45L 20枚入り</td> <td>308円</td> <td>315000</td> <td>97,020,000</td> </tr> <tr> <td>都城市指定ごみ袋(中)30L 30枚入り</td> <td>316.8円</td> <td>126000</td> <td>39,916,800</td> </tr> <tr> <td>都城市指定ごみ袋(小)10L 50枚入り</td> <td>313.5円</td> <td>21000</td> <td>6,583,500</td> </tr> </table>				執行見込総額		1 2 7 , 8 5 8 , 5 0 0		複数単価契約	単価	予定数量	合計	都城市指定ごみ袋(大)45L 20枚入り	308円	315000	97,020,000	都城市指定ごみ袋(中)30L 30枚入り	316.8円	126000	39,916,800	都城市指定ごみ袋(小)10L 50枚入り	313.5円	21000	6,583,500
執行見込総額		1 2 7 , 8 5 8 , 5 0 0																						
複数単価契約	単価	予定数量	合計																					
都城市指定ごみ袋(大)45L 20枚入り	308円	315000	97,020,000																					
都城市指定ごみ袋(中)30L 30枚入り	316.8円	126000	39,916,800																					
都城市指定ごみ袋(小)10L 50枚入り	313.5円	21000	6,583,500																					

令和5年度 随意契約理由書

番号	89
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 0 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市斎場管理業務委託
案 件 の 概 要	都城市斎場の火葬炉運転業務、遺体等の受取り及び遺骨の引渡し、火葬台帳、火葬予約受付、備品及び消耗品の管理等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市前田町7街区24号 [名 称] 南九州システム株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、遺体を火葬するという人生終焉の儀式に直接携わる重大かつ特殊な業務である。</p> <p>業務内容は、遺体の搬入、火葬炉前での見送り、火葬・収骨等の直接的な火葬業務、火葬炉の運転、焼却灰の清掃、火葬設備・機器の維持管理等の火葬炉の運転保守業務、火葬予約の受付、火葬台帳の管理、斎場利用者の案内等の施設運営業務など多岐にわたっている。</p> <p>上記事業者については、平成2年度の施設開設当初から本業務に携わっており、業務内容を熟知し経験も極めて豊富で、特に特殊な設備である火葬炉設備・機器の維持管理・保守を含めた本業務を円滑に遂行できる技能を有する職員を配置していることから、事故も無く極めて良好な状況で運営できている。</p> <p>本業務を上記事業者以外のものが請け負った場合、直接的な火葬業務、火葬炉の運転保守業務及び施設運営業務の習熟に相当な時間を要し、円滑な火葬業務の遂行に重大な支障が生じることが懸念される。</p> <p>以上の理由により、現在、本業務を請け負うことが可能な事業者は、市内においては上記事業者のみであるため、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	37,221,800円

令和5年度 随意契約理由書

番号	90
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 0 (直通)
契 約 案 件 名	都城市ふるさとセンター清掃等業務委託
案 件 の 概 要	都城市ふるさとセンターの清掃、草刈等、鍵管理業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市下長飯町 5 4 5 3 [名 称] 都城市斎場周辺環境整備推進協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、地元のことは地元で行うという地域参加型維持管理の推進を目的として、地元団体へ施設の清掃等業務を委託するものであり、契約の性質が競争に適さない。</p> <p>上記協議会は、都城市斎場周辺の環境整備を目的として設立された団体であり、都城市ふるさとセンターについては、建設当初から設計及び管理について同協議会が深く関与している地元還元施設である。</p> <p>また、本件は、上記協議会が地元住民から作業員を雇用して業務を履行している経緯があり、同協議会は地元及び行政との信頼関係も維持しつつ、管理の状況も極めて良好である。</p> <p>以上の理由により、地元団体であり、本件の目的に最も合致した履行が期待できる上記協議会と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 5 7 7, 4 4 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	91
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 0 (直通)
契 約 案 件 名	地下水観測井維持管理点検整備業務委託
案 件 の 概 要	市内6か所に7本ある地下水観測井の維持管理・点検整備を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市蓑原町2296番地7 [名 称] 株式会社マエムラ電設
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城盆地では、水道水源、工業・農業用水等の多くを地下水に依存している。</p> <p>このため本市では、地下水量の保全を図るため、その状況把握を重視し、昭和60年4月から地下水観測井で地下水量（地下水位）を観測している。</p> <p>現在、各観測井においては、地下水位やその状態を常時WEB上で監視できるよう、インターネットを利用した水位計遠隔監視システムを採用している。</p> <p>本業務は、当該システムにトラブルが発生した場合における復旧対応を含むものであるが、当該システムの開発事業者は現在本業務を実施しておらず、この作業については、開発事業者を除き唯一契約実績のある上記事業者でなければ、適切かつ確実な履行が期待できない。また、地下水位のデータについては毎年観測しており、観測データの整合性の担保のためにも、同一事業者による維持管理・点検整備が望ましい。</p> <p>以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 5 4 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	92
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境業務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 4 - 5 5 6 0 (直 通)
契 約 案 件 名	一般廃棄物等収集運搬業務委託
案 件 の 概 要	都城市内（本庁、山之口総合支所、高城総合支所、山田総合支所、高崎総合支所管内）の一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、有害ごみの収集運搬業務を、収集運搬計画により定められた地区割に応じて、6事業者にそれぞれ委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] [名 称] 株式会社 山崎紙源センター 他5者
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>廃棄物処理法により、市町村は、一般廃棄物の処理について、総合的な責任を有するものとされ、当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定め、この計画に従って生活環境の保全上支障が発生しないうちに収集、運搬、処分することが義務づけられている。</p> <p>本市では、毎年一般廃棄物処理実施計画を定め、一般家庭から搬出される生活系一般廃棄物の収集・運搬について、まず、ごみの種類と量、回数及び方法等を規定し、収集区域の範囲を直営で行うことができる地域と、直営では行うことができない地域に分けて処理の区分を規定している。</p> <p>本契約は、この計画に則り、本来市が行うべき収集、運搬業務に関して、直営で行うことのできない区分について、民間事業者へ委託するものである。</p> <p>その選定については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同施行令の資格要件を満たす市内に本店又は支店を有している事業者で、収集車両の保有台数等を総合的に勘案し、資本装備等資力が充実した本業務が履行できると見込まれる6事業者と、収集運搬計画に沿った地区割に応じてそれぞれ随意契約するものである。</p> <p>※契約相手方については、別紙のとおり。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	6 8 4 , 5 7 8 , 1 5 6 円

別紙(番号92関係)

委託先	所在地	収集区域	契約金額
株式会社エコ口	都城市都北町7403番地	本庁管内②	360,351,233
株式会社エコ口	都城市都北町7403番地	山田総合支所管内	32,860,443
(株)山崎紙源センター	宮崎市江平東町6番地13	本庁管内①	173,939,700
兒玉産業	都城市高崎町大牟田2106番地9	高崎総合支所管内	21,642,527
(有)大迫産業	都城市山之口町山之口2908番地1	山之口総合支所管内	39,113,454
元明運送有限公司	都城市山之口町富吉2885番地1	高城総合支所管内	56,670,799

令和5年度 随意契約理由書

番号	93
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 4 5 - 6 6 7 8 (直通)
契 約 案 件 名	廃棄物処理プラント保険
案 件 の 概 要	都城市クリーンセンターのプラント設備における事故（機械的、電気的、誤操作等）の補償を行う保険
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都文京区本郷3-3-11 IPBお茶の水7F [名 称] 公益社団法人全国都市清掃会議
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件の保険は、廃棄物処理プラントを所有する地方公共団体向けの唯一の保険であり、クリーンセンターの事故発生時のプラント復旧に係る再調達額を補償するものである。</p> <p>このような保険を取り扱っている事業者は、上記事業者しかいないため、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	3, 7 1 4, 5 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	94
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 3 1 9 (直通)
契 約 案 件 名	都城市一般廃棄物最終処分場用重機賃貸借
案 件 の 概 要	都城市一般廃棄物最終処分場で使用している油圧ショベルを再レンタルするもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市佐土原町下那珂 2 9 5 7 番地 1 2 [名 称] コマツ宮崎株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当</p> <p>現在レンタルしている油圧ショベル（以下「既存ショベル」という。）は、都城市一般廃棄物最終処分場において、焼却灰、ガラス、ブロック片、不燃残渣等の埋立、道路整地、法面作業等（以下「場内作業」という。）を実施する際に使用している油圧ショベルである。</p> <p>既存ショベルは、場内作業の実施に対応できるように油圧開閉式のシャークバケット及びキャブフロントに安全ガード等の特殊装備が取り付けられている。</p> <p>新たに同等品をレンタルする場合、既存ショベルの返納及び新規の油圧ショベルの搬入、特殊装備の取付け等に要する経費が必要となる。しかし、既存ショベルを再レンタルすることで、場内作業効率を低下させることなく経費を削減することが期待できる。</p> <p>以上の理由により、競争入札に付することが不利と認められるため、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	2, 3 1 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	95
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 3 1 9 (直通)
契 約 案 件 名	大岩田多目的広場維持管理業務委託
案 件 の 概 要	大岩田最終処分場跡地の周辺地区の生活環境整備対策として整備した、大岩田多目的広場の芝・草刈り、トイレ清掃等の日常維持管理業務及び利用者調整、受付業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市大岩田町6 1 5 7 番地7 [名 称] 八反自治公民館
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>大岩田多目的広場は、大岩田最終処分場跡地の周辺地区の生活環境整備対策として整備したものである。</p> <p>令和4年度の管理業務は、地元要望もあり、上記団体に業務委託しているが、きめの細かい丁寧な作業をしており、業務実施状況は良好である。</p> <p>芝の生長及び草の繁茂状況を把握している地元の団体・住民が地域の施設を管理することは、地域参加型維持管理の推進及び市民に身近な広場づくりの観点から望ましく、地元住民と行政との良好な関係を維持するためにも有益である。</p> <p>以上の理由により、契約の目的が競争に適さないため、上記団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 4 2 4, 5 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	96
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 4 5 - 6 6 7 8 (直通)																
契 約 案 件 名	業務用HCL計用吸収液 外																
案 件 の 概 要	ごみ焼却時に発生する排ガス中に含まれるHCL（塩化水素）の濃度を計測する機器に使用する専用薬品（吸収液、等価液）の購入																
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡市博多区博多駅中央街4番8号 [名 称] 京都電子工業株式会社九州支店																
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 クリーンセンターでは、開所時から上記事業者製のHCL濃度計を使用しており、その安定的で信頼性の高い測定に資するために、メーカー推奨の当該薬品を使用している。 当該薬品を取り扱っているのは上記事業者であり、それ以外の事業者も上記事業者より仕入れることになるため、同事業者と随意契約をするものである。																
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">1, 0 9 5, 6 0 0 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">複数単価契約</td> <td style="text-align: right;">単価</td> <td style="text-align: right;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>HCL計用吸収液（100ppm）25L</td> <td style="text-align: right;">19500 円</td> <td style="text-align: right;">48 缶</td> <td style="text-align: right;">936,000</td> </tr> <tr> <td>HCL計用等価液（100ppmレンジ用）250ml</td> <td style="text-align: right;">2500 円</td> <td style="text-align: right;">24 本</td> <td style="text-align: right;">60,000</td> </tr> </table>	執行見込総額	1, 0 9 5, 6 0 0 円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	HCL計用吸収液（100ppm）25L	19500 円	48 缶	936,000	HCL計用等価液（100ppmレンジ用）250ml	2500 円	24 本	60,000
執行見込総額	1, 0 9 5, 6 0 0 円																
複数単価契約	単価	予定数量	合計														
HCL計用吸収液（100ppm）25L	19500 円	48 缶	936,000														
HCL計用等価液（100ppmレンジ用）250ml	2500 円	24 本	60,000														

令和5年度 随意契約理由書

番号	97
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 3 1 9 (直通)																								
契 約 案 件 名	再商品化業務委託																								
案 件 の 概 要	リサイクルプラザに集積・選別されたガラスびん、ペットボトル、白色トレイの素材を再商品化する業務を委託するもの																								
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区虎ノ門1 4 番 1 号郵政琴平ビル [名 称] 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会																								
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>家庭等から排出されるごみのうち約6割は、商品の容器及び包装であり、持続可能な社会形成のためには、資源の有効利活用が必須条件となっている。</p> <p>このような中「容器包装リサイクル法（以下「法」という。）」は、一般廃棄物の減量化及び再資源化を図る目的で平成7年に制定された。これまで家庭ごみの処分については、市町村の固有の事務として行われていたが、法の制定により、リサイクル（再商品化）について、容器包装に関わっている事業者（特定事業者）に負担を求めることとなった。また、法において、市町村についても、容器包装廃棄物の再商品化について必要な措置を講ずることが求められている。</p> <p>この点、上記法人は、同法に定める唯一の指定法人として、市町村が委託した分別基準適合物の再商品化を行う法人である。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p>																								
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																								
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">9 5 4 , 6 0 2 円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">複数単価契約</td> <td style="border-top: 1px solid black;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 15%; text-align: center;">単価</th> <th style="width: 15%; text-align: center;">予定数量</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガラスびん無色</td> <td style="text-align: right;">6.6 円</td> <td style="text-align: right;">13,480 kg</td> <td style="text-align: right;">88,968</td> </tr> <tr> <td>ガラスびん茶色</td> <td style="text-align: right;">9.02 円</td> <td style="text-align: right;">68,400 kg</td> <td style="text-align: right;">616,968</td> </tr> <tr> <td>ガラスびんその他の色</td> <td style="text-align: right;">17.71 円</td> <td style="text-align: right;">13,760 kg</td> <td style="text-align: right;">243,690</td> </tr> <tr> <td>プラスチック製容器包装</td> <td style="text-align: right;">63.80 円</td> <td style="text-align: right;">78 kg</td> <td style="text-align: right;">4,976</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>	執行見込総額	9 5 4 , 6 0 2 円	複数単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 15%; text-align: center;">単価</th> <th style="width: 15%; text-align: center;">予定数量</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガラスびん無色</td> <td style="text-align: right;">6.6 円</td> <td style="text-align: right;">13,480 kg</td> <td style="text-align: right;">88,968</td> </tr> <tr> <td>ガラスびん茶色</td> <td style="text-align: right;">9.02 円</td> <td style="text-align: right;">68,400 kg</td> <td style="text-align: right;">616,968</td> </tr> <tr> <td>ガラスびんその他の色</td> <td style="text-align: right;">17.71 円</td> <td style="text-align: right;">13,760 kg</td> <td style="text-align: right;">243,690</td> </tr> <tr> <td>プラスチック製容器包装</td> <td style="text-align: right;">63.80 円</td> <td style="text-align: right;">78 kg</td> <td style="text-align: right;">4,976</td> </tr> </tbody> </table>		単価	予定数量	合計	ガラスびん無色	6.6 円	13,480 kg	88,968	ガラスびん茶色	9.02 円	68,400 kg	616,968	ガラスびんその他の色	17.71 円	13,760 kg	243,690	プラスチック製容器包装	63.80 円	78 kg	4,976
執行見込総額	9 5 4 , 6 0 2 円																								
複数単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 15%; text-align: center;">単価</th> <th style="width: 15%; text-align: center;">予定数量</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガラスびん無色</td> <td style="text-align: right;">6.6 円</td> <td style="text-align: right;">13,480 kg</td> <td style="text-align: right;">88,968</td> </tr> <tr> <td>ガラスびん茶色</td> <td style="text-align: right;">9.02 円</td> <td style="text-align: right;">68,400 kg</td> <td style="text-align: right;">616,968</td> </tr> <tr> <td>ガラスびんその他の色</td> <td style="text-align: right;">17.71 円</td> <td style="text-align: right;">13,760 kg</td> <td style="text-align: right;">243,690</td> </tr> <tr> <td>プラスチック製容器包装</td> <td style="text-align: right;">63.80 円</td> <td style="text-align: right;">78 kg</td> <td style="text-align: right;">4,976</td> </tr> </tbody> </table>		単価	予定数量	合計	ガラスびん無色	6.6 円	13,480 kg	88,968	ガラスびん茶色	9.02 円	68,400 kg	616,968	ガラスびんその他の色	17.71 円	13,760 kg	243,690	プラスチック製容器包装	63.80 円	78 kg	4,976				
	単価	予定数量	合計																						
ガラスびん無色	6.6 円	13,480 kg	88,968																						
ガラスびん茶色	9.02 円	68,400 kg	616,968																						
ガラスびんその他の色	17.71 円	13,760 kg	243,690																						
プラスチック製容器包装	63.80 円	78 kg	4,976																						

令和5年度 随意契約理由書

番号	98
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 3 (直通)
契 約 案 件 名	都城市敬老特別乗車券事業委託
案 件 の 概 要	市内を常時運行する路線バスについて、市内在住で、70歳以上の高齢者及び65歳以上70歳未満の運転免許証を有しないものを対象に、敬老特別乗車券を交付し、1回の乗車につき100円の自己負担で路線バスに乗車できる事業について委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市橘通西三丁目10番32号 [名 称] 宮崎交通株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、市内在住で、70歳以上の高齢者及び65歳以上70歳未満の運転免許証を有しないものを対象に、1,000円の手数料と引き換えに路線バスの敬老特別乗車券を交付し、それを路線バス乗車時に提示することで、1回の乗車に係る自己負担額100円で乗車できるものである。</p> <p>本事業の実施に当たっては、高齢者の利便性を図るため、路線バスの運行について、市内のできるだけ広い地域をカバーし、スムーズな運行を行う必要がある。</p> <p>市内に常時運行ルートを有するバス会社は、宮崎交通株式会社、有限会社高崎観光バス及び鹿児島交通株式会社の3事業者のみであるため、それぞれの路線網に応じて随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	60,365,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	99
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 0 2 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市健康増進施設利用助成事業委託
案 件 の 概 要	65歳以上の高齢者及び身体障害者手帳所持者等を対象に、1人当たり20回分の健康増進施設利用助成券を交付し、自己負担の残りの額を市が助成する事業について委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高城町石山4195番地 外 [名 称] 都城市ぼんち地域株式会社 外 全部で8事業者
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、65歳以上の高齢者及び身体障害者手帳所持者等を対象に、1人当たり20回分の健康増進施設利用助成券（以下「助成券」という。）を交付し、この助成券を使用した者が、1回100円の自己負担（場所、内容により金額に変更あり）で健康増進施設を利用可能となるよう、残りの額を市が助成するものである。</p> <p>本事業の実施に当たっては、都城市健康増進施設利用助成事業実施要綱（令和3年告示第245号）第2条第3項に、市内7か所及び市外5か所の健康増進施設の指定管理者とそれぞれ契約することが規定されているため、上記事業者と随意契約するものである。</p> <p>○都城市健康増進施設利用助成事業実施要綱（抜粋）</p> <p>第2条 市長は、第3条各号に掲げる対象者からの申請に基づき、当該対象者に健康増進施設利用助成券（以下「助成券」という。）を交付するものとし、当該助成券に1ポイント当たり1回の助成を受けられるポイント（以下「利用ポイント」という。）を第4条第5項に規定する回数分付与するものとする。ただし、同項第3号に掲げる対象者については、第5条第1項の規定のとおりとする。</p> <p>2 助成券の利用が可能な健康増進施設の名称及び利用の方法は、別表のとおりとする。</p> <p>3 市長は、事業の実施に当たり、前項の健康増進施設の指定管理者との間で助成券の利用に関する契約を締結するものとする。</p> <p>※契約相手方一覧は別紙1のとおり ※単価一覧は別紙2のとおり</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	執行見込総額 48,413,220円

別紙1 (番号99関係)

契約相手方	所在地	本事業の履行場所
エストレジャー有限公司	宮崎市橘通東五丁目4番14号	山之口総合交流活性化センター(青井岳温泉) 都城市山之口町山之口2123番地
都城ぼんち地域振興株式会社	都城市高城町石山4195番地	高城健康増進センター(観音さくらの里) 都城市高城町石山4195番地
同上	同上	(1)山田総合交流ターミナル複合施設 (かかしの里ゆぽっぽ) 都城市山田町中霧島3340番地2 (2)かかしの里パークゴルフ場 都城市山田町山田5025番地1
同上	同上	高崎総合公園(高崎パークゴルフ場) 都城市高崎町大牟田1399番地
社会福祉法人 スマイリングパーク	都城市牟田町26街区16号	山田温泉交流センター(極上の湯 山田温泉) 都城市山田町中霧島1913番地
株式会社大環	熊本県八代市袋町1番45号 いずみビル2階	高崎総合公園(ラスパたかざき) 都城市高崎町大牟田1332番地8
株式会社メセナ末吉	鹿児島県曾於市末吉町 深川11051番地1	(1)メセナ住吉交流センター 鹿児島県曾於市末吉町ニ之方2971番地1 (2)財部温泉健康センター 鹿児島県曾於市財部町下財部357番地1
曾於市社会福祉協議会	鹿児島県曾於市財部町 南俣504番地1	大隅弥五郎伝説の里 鹿児島県曾於市大隅町岩川5718番地1
阿部商事有限公司	三重県四日市市西新地203ハ 番地	志布志市ダグリ公園 国民宿舎ボルベリアダグリ 鹿児島県志布志市志布志町夏井203番地
株式会社蓬の郷	鹿児島県志布志市有明町 蓬原351番地3	志布志市蓬の郷 ふれあい交流センター 鹿児島県志布志市有明町蓬原351番地3

健康増進施設名 (施設の通称)	利用の方法(1人当たり)＜契約単価は消費税及び地方消費税相当額を含む。＞								
	区分	利用者区分	入浴料 (円)	契約単価 (円/枚)	予定数量 (件)	推定総額 (円)	必要枚数 (枚)	自己負担額 (円)	
(1)山之口総合交流 活性化センター (青井岳温泉)	1日浴(平日)	大人	480	330	9,999	3,299,670	1	150	
		1歳～小学生	240	110	0	0	1	130	
		幼児(1歳未満)	0	0	0	0	1	0	
	1日浴(土日祝)	大人	580	330	4,248	1,401,840	1	250	
		1歳～小学生	290	110	0	0	1	180	
		幼児(1歳未満)	0	0	0	0	1	0	
(2)高城健康増進 センター (観音さくらの里)	1回浴	大人	420	320	39,971	12,790,720	1	100	
		小学生	210	110	0	0	1	100	
		幼児(3歳以上未就学児)	無料						
	1日浴	大人	630	330	0	0	1	300	
		小学生	310	210	0	0	1	100	
		幼児(3歳以上未就学児)	無料						
	プール	大人	420	320	0	0	1	100	
		小学生	210	110	0	0	1	100	
		幼児(3歳以上未就学児)	無料						
	温泉及びプール	大人	630	330	0	0	1	300	
		小学生	310	210	0	0	1	100	
		幼児(3歳以上未就学児)	無料						
	福祉浴介護浴	福祉浴		1,570	1,270	0	0	4	300
					960	0	0	3	610
					650	0	0	2	920
					340	0	0	1	1,230
		介護浴		1,570	1,270	0	0	4	300
					960	0	0	3	610
					650	0	0	2	920
					340	0	0	1	1,230
				＜高齢者分と障害者分を併用した場合＞ ・併用4枚 3枚(960)・1枚(310) 又は 高齢者分2枚(650)・障害者分2枚(620) ・併用3枚 2枚(650)・1枚(310) ・併用2枚 高齢者分1枚(340)・障害者分1枚(310)					
				＜高齢者分と障害者分を併用した場合＞ ・併用4枚 3枚(960)・1枚(310) 又は 高齢者分2枚(650)・障害者分2枚(620) ・併用3枚 2枚(650)・1枚(310) ・併用2枚 高齢者分1枚(340)・障害者分1枚(310)					
(3)山田総合交流 ターミナル複合施設 (かかしの里ゆぼぼ)	1回浴	高校生以上	420	320	55,229	17,673,280	1	100	
		3歳以上中学生以下	210	110	0	0	1	100	
	1日浴	高校生以上	630	330	0	0	1	300	
		3歳以上中学生以下	310	210	0	0	1	100	
	家族湯 (1室当たり)		1,470	970	0	0	3	500	
				670	0	0	2	800	
			350	0	0	1	1,120		
		＜高齢者分と障害者分を併用した場合＞ ・併用3枚 2枚(670)・1枚(300) ・併用2枚 高齢者分1枚(350)・障害者分1枚(320)							
	最初の1時間を超え30分ごとに	730							
(4)山田温泉交流センター (極上の湯 山田温泉)	1回浴	高校生以上	420	320	11,333	3,626,560	1	100	
		3歳以上中学生以下	210	110	0	0	1	100	
	1日浴	高校生以上	630	330	0	0	1	300	
		3歳以上中学生以下	310	210	0	0	1	100	
(5)かかしの里 パークゴルフ場	プレー代	大人	520	320	8,942	2,861,440	1	200	
		中学生以下	210	110	0	0	1	100	
(6)高崎総合公園 (ラスパたかざき)	1回浴	大人	500	320	14,930	4,777,600	1	180	
		小学生	250	110	0	0	1	140	
		幼児(3歳以上未就学児)	100					100	
		幼児(2歳以下)	定めなし						
	1日浴	大人	700	330	0	0	1	370	
		小学生	400	110	0	0	1	290	
		幼児(3歳以上未就学児)	200					200	
		幼児(2歳以下)	定めなし						
	プール・ジム	大人	500	320	0	0	1	180	
		小学生	250	110	0	0	1	140	
		幼児(3歳以上未就学児)	100					100	
		幼児(2歳以下)	利用不可						
	温泉及び プール・ジム	大人	700	330	0	0	1	370	
		小学生	400	210	0	0	1	190	
幼児(3歳以上未就学児)		200	110	0	0	1	90		
幼児(2歳以下)		利用不可							
家族風呂	障がい者		1,000	810	0	0	3	190	
				550	0	0	2	450	
				280	0	0	1	720	
	一般		1,500	1,120	0	0	3	380	
				760	0	0	2	740	
				390	0	0	1	1,110	
		＜障がい者とともに入場し、障がい者料金で入場した場合、障がい者の契約単価とする。＞ ・併用3枚 2枚(550)・1枚(280) ・併用2枚 高齢者分1枚(280)・障害者分1枚(270)							
(7)高崎総合公園 パークゴルフ場	パークゴルフ	大人	470	270	2,735	738,450	1	200	
	プレー代	小・中学生	210	110	0	0	1	100	

温泉施設別契約単価一覧表(市外)

健康増進施設名 (施設の通称)	利用の方法(1人当たり)							
	区分	利用者区分	入浴料 (円)	契約単価 (円/枚)	予定数量 (件)	推定総額 (円)	必要枚数 (枚)	自己負担 (円)
株式会社メセナ末吉 (メセナ住吉交流センター)	1回浴	中学生以上	330	230	8,235	1,894,050	1	100
		小学生						
		身体障害者手帳等所持者	220	120	0	0	1	100
	1日浴	中学生以上	550	250	0	0	1	300
		小学生						
		身体障害者手帳等所持者	330	130	0	0	1	200
特別浴室入浴料	中学生以上	330	230	0	0	1	100	
	小学生							
	身体障害者手帳等所持者	220	120	0	0	1	100	
株式会社メセナ末吉 (財部温泉健康センター)	1回浴	高校生以上	330	230	8,425	1,937,750	1	100
		小・中学生						
		身体障害者手帳等所持者	220	120	0	0	1	100
	1日浴	高校生以上	550	250	0	0	1	300
		小・中学生						
		身体障害者手帳等所持者	330	130	0	0	1	200
家族湯入浴料	高校生以上	330	230	0	0	1	100	
	小・中学生							
	身体障害者手帳等所持者	220	120	0	0	1	100	
曾於市社会福祉協議会 (大隅弥五郎伝説の里)	1回浴	大人(中校生以上)	330	230	404	92,920	1	100
		小人(小学生)	110	110	0	0	1	0
国民宿舎 ボルベリアダグリ	1回浴	中学生以上	520	310	2,104	652,240	1	210
		小学生	310	210	0	0	1	100
		幼児(3歳以上の未就学児)	110	100	0	0	1	10
株式会社蓬の郷 (蓬の郷ふれあい交流センター)	1回浴	大人(12歳以上)	360	260	194	50,440	1	100
		小人(6歳以上12歳未満)	150	50	0	0	1	100

令和5年度 随意契約理由書

番号	100
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 3 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市自立相談支援事業委託
案 件 の 概 要	平成27年4月1日から施行された「生活困窮者自立支援法」において、福祉事務所設置自治体に実施が義務付けられている「自立相談支援事業」の実施を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市松元町4街区17号 [名 称] 社会福祉法人都城市社会福祉協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>生活困窮者自立支援法第5条第2項に基づき委託での事業実施が可能である自立相談支援事業（以下「本事業」という。）は、生活困窮者の相談を受け、その抱えている問題を分析し、法に基づく事業のほか、各関係機関の支援事業や地域の民生委員等の見守りなどの支援を盛り込んだ支援計画を策定するとともに、関係機関と連携しながら自立までの支援を行うものである。</p> <p>本事業の実施に当たっては、地域の民生委員や各種関係機関との連携体制がとれる事業者で、かつ、生活困窮者の方の相談・支援を適切に実施できる事業者でなければならない。この点、上記法人は、これらの要件を満たしており、かつ、法施行前の平成26年7月1日からモデル事業として既に同事業に取り組んでおり、継続性の観点からも適切な事業の運営が確保できると認められる。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p> <p>○生活困窮者自立支援法（抜粋） （生活困窮者自立相談支援事業） 第4条 2 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	17,387,445円

令和5年度 随意契約理由書

番号	101
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 0 (直通)
契 約 案 件 名	多機関協働事業委託
案 件 の 概 要	多様な支援関係機関が地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業を実施するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市松元町4街区17号 [名 称] 社会福祉法人都城市社会福祉協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>多機関協働事業（以下「本事業」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4第2項第5号及び第6号に定める、複数の支援関係機関相互の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関の有機的な連携を支援し、当該地域住民及びその世帯が抱える複合的な地域生活課題を解決することを目的として実施するものである。</p> <p>上記目的を達成するために、本市ではこれまで、相談者等に対する支援、相談支援包括化ネットワークの構築、相談支援包括化推進会議の開催等を上記法人に委託し実施しているところである。</p> <p>本事業は、福祉分野のみならず、医療や、介護、子ども、雇用、司法、教育、農業分野等の福祉分野以外の関係機関との連携が求められるものである。この点、上記法人は、福祉分野の主要な相談支援事業に取り組みつつ連携を図るとともに、福祉分野以外の関係機関や地域との連携体制の構築にも取り組んでいることから、本事業の適切な実施ができるものと認められる。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	15,885,282円

令和5年度 随意契約理由書

番号	102
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 3 (直通)
契 約 案 件 名	都城市敬老特別乗車券事業委託
案 件 の 概 要	市内を常時運行する路線バスについて、市内在住で、70歳以上の高齢者及び65歳以上70歳未満の運転免許証を有しないものを対象に、敬老特別乗車券を交付し、1回の乗車につき100円の自己負担で路線バスに乗車できる事業について委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高崎町縄瀬3549番地40 [名 称] 有限会社高崎観光バス
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、市内在住で、70歳以上の高齢者及び65歳以上70歳未満の運転免許証を有しないものを対象に、1,000円の手数料と引き換えに路線バスの敬老特別乗車券を交付し、それを路線バス乗車時に提示することで、1回の乗車に係る自己負担額100円で乗車できるものである。</p> <p>本事業の実施に当たっては、高齢者の利便性を図るため、路線バスの運行について、市内のできるだけ広い地域をカバーし、スムーズな運行を行う必要がある。</p> <p>市内に常時運行ルートを有するバス会社は、宮崎交通株式会社、有限会社高崎観光バス及び鹿児島交通株式会社の3事業者のみであるため、それぞれの路線網に応じて随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	11,261,400円

令和5年度 随意契約理由書

番号	103
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 0 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市地域活動支援センター I 型事業委託
案 件 の 概 要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）における地域生活支援事業のひとつである地域生活支援センター I 型事業の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市豊満町 2 6 4 7 番地 [名 称] 社会福祉法人常緑会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業は、地域生活支援センター I 型事業として、障がい者等を都城市地域活動支援センターに通わせ、創作活動及び生産活動の提供や、社会との交流促進により、障がい者等が自立した地域生活を営むことができるように支援する事業である。 本事業の実施に当たっては、精神保健福祉士の専門的知識や支援が必要となる。 このため、都城市地域活動支援センター I 型事業実施要綱（平成23年3月10日付け告示第325号）の規定に基づき、実施可能な基準を満たす事業所を有し、適切な事業の実施が確保できると認められ、また、市内で唯一の地域活動支援センターの届出事業者である上記法人と随意契約をするものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1 0 , 1 1 1 , 2 7 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	104
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 0 (直 通)
契 約 案 件 名	参加支援事業委託
案 件 の 概 要	既存の社会参加に向けた事業では対応できないニーズを把握し、地域の様々な社会資源や支援メニューの拡充や創設を通して、制度の狭間で支援困難とされていた人や世帯の支援につなげる「参加支援事業」の実施を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市松元町4街区17号 [名 称] 社会福祉法人都城市社会福祉協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、支援対象者やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源との間の調整を行うこと、また、既存の社会資源に働きかけを行うことにより、社会資源のさらなる拡充や新たな支援メニューの開発につなげることで、多様な社会参加の実現を目指すものである。</p> <p>本事業の実施に当たっては、福祉分野の社会資源はもちろんのこと、地域に存在する福祉分野以外の様々な社会資源にも働きかけながら、多様な社会参加が可能となるように支援を展開していく必要がある。</p> <p>この点、上記法人は、地域の様々な社会資源とのネットワーク構築に取り組んでいる上、その手法についても精通しているため、本事業を適切に実施できると認められる。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	7, 217, 787円

令和5年度 随意契約理由書

番号	105
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 0 (直通)
契 約 案 件 名	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業委託
案 件 の 概 要	支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、支援が届いていない人、また、自ら支援を求めることが困難な人に対して、信頼関係に基づくつながりを形成するために、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを継続的に実施していく「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の実施を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市松元町4街区17号 [名 称] 社会福祉法人都城市社会福祉協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」（以下「本事業」という。）は、長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも、必要な支援が届いていない者に支援を届けるための事業である。また、対象者の早期把握につなげるため、支援関係機関とのネットワーク及び地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集することも求められる。いわゆる個別ニーズに対応した直接的な支援と、地域や支援関係機関とのネットワーク構築という間接的な支援を行う必要があるものである。</p> <p>この点、上記法人は、相談業務及び地域福祉活動に取り組んでおり、支援関係機関とのネットワーク及び地域住民とのつながりの構築等、本事業に求められる取組展開の実施が可能であると判断でき、本事業を適切に実施できると認められる。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	7, 0 4 1, 7 8 7 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	106
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 3 (直通)
契 約 案 件 名	都城市家計改善支援事業委託
案 件 の 概 要	平成27年4月1日から施行された「生活困窮者自立支援法」において、福祉事務所設置自治体を実施の努力義務として位置づけられている「家計改善支援事業」の実施を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市松元町4街区17号 [名 称] 社会福祉法人都城市社会福祉協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>生活困窮者自立支援法第7条第3項に基づき、委託での事業実施が可能である「家計改善支援事業」（以下「本事業」という。）は、家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者の相談に応じ、相談者とともに入計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、相談者自身の家計を管理する能力を高めるための伴走型支援を通して、生活困窮状態の悪化防止及び早期自立を促進するものである。</p> <p>本事業の実施に当たっては、生活困窮者自立支援法に規定する自立相談支援事業との連携による一体的な実施が求められている。上記法人には自立相談支援事業を委託しているところであり、本事業についても上記法人に委託をすることによって、生活困窮者の自立支援に資する連携の強化及び一体的実施が可能であると認められる。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p> <p>○生活困窮者自立支援法（抜粋） （生活困窮者自立相談支援事業）</p> <p>第5条 2 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。</p> <p>（生活困窮者就労準備支援事業等）</p> <p>第7条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業を行うように努めるものとする。</p> <p>3 第五条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定により都道府県等が行う事業について準用する。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	5, 6 8 0, 9 1 8 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	107
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 3 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市健康増進施設利用助成券電子化システム保守業務委託
案 件 の 概 要	都城市健康増進施設利用助成券電子化システムの運用に必要な支援の実施を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本システムは、運用時に本市の基幹系システムであるアクロシティやWEL+（以下「基幹システム」という。）とのシームレスな連携が必要である。</p> <p>上記事業者は本システムの開発事業者であり、基幹システムの運用事業者でもあるため、本業務の適切な履行が期待できる。仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、トラブルが発生した際に原因の特定に時間を要し、システムの運用に多大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>上記の理由から、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	877,800円

令和5年度 随意契約理由書

番号	108
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 障がい福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 0 (直通)
契 約 案 件 名	都城市障がい者（児）基幹相談支援・虐待防止センター事業業務委託
案 件 の 概 要	都城市障がい者（児）基幹相談支援センター事業業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市松元町4街区17号 [名 称] 社会福祉法人 都城市社会福祉協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、都城市障がい者（児）基幹相談支援センター事業実施要綱（平成30年告示第242号。以下「要綱」という。）第4条に掲げる事業等を総合的に行うものである。</p> <p>障がい者（児）基幹相談支援・虐待防止センターは、あらゆる障がいに関してワンストップで相談できる総合相談窓口として、障がいの特性に対する専門的知識や経験を有している人材が配置されること、障がい者等を地域で支援するため民生委員やボランティア、関係機関との連携が必須となる。</p> <p>また、本事業を受託するためには、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の19に定める指定一般相談支援事業者又は同法第51条の20に定める指定特定相談支援事業者の指定を受けている法人であることが必須である。</p> <p>これらの点において、上記法人は、本事業を実施する上で必要な要件を具備しており、組織体制、経験及び地域ネットワークも有していることから、本事業の適切な実施が確保できると認められるため、同法人と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	47,818,265円

令和5年度 随意契約理由書

番号	109
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 障がい福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 0 (直通)
契 約 案 件 名	都城市療育支援事業委託
案 件 の 概 要	障がいのある児童又は障がいの疑いがある児童及びその家族が早期療育に必要な相談、支援等を受けるよう療育機能の充実を図り、障がい児等の福祉の向上を図る事業を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市小松原町 1 1 4 1 番地 [名 称] 社会福祉法人光生会 都城子ども療育センターひかり園
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、障がいのある児童又は障がいの疑いがある児童（以下「障がい児等」という。）及びその家族が早期療育に必要な相談、支援等を受けるよう療育機能の充実を図り、障がい児等の福祉の向上を図るために必要な事業であり、福祉サービスの児童通所支援と併せて行うことによって、より良い効果が現れることを目的としている。</p> <p>上記法人は、児童発達支援センターの機能を持ち、保育士だけでなく心理士や言語聴覚士、大学教授等の多職種による支援を行うことができる。</p> <p>また、市内において、長年にわたり障がい児の療育に携わっており、かつ、福祉サービスの児童通所支援では親子通園を実施しているため、その実績から保護者の障がいの理解に対する支援を行うことができる。</p> <p>以上の理由により、本事業の目的に照らし、最も適切な事業の実施ができると認められる上記法人と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	8, 2 0 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	110
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 障がい福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 0 (直通)
契 約 案 件 名	都城市障害者（児）等相談支援事業委託
案 件 の 概 要	障がい者等の自立した生活のため、障がい者、障がい児等の保護者又は障がい者等の介護者などからの相談に応じ、必要な情報を提供する等、権利擁護のために必要な援助を行う事業を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市豊満町2647番地 [名 称] 社会福祉法人常緑会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、障がい者等の自立した生活のため、障がい者、障がい児等の保護者又は障がい者等の介護者などからの相談に応じ、必要な情報を提供する等、権利擁護のために必要な援助を行う事業であり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する市町村が必ず実施しなければならない地域生活支援事業である。</p> <p>事業を実施するためには、専門知識、経験及びネットワークが必要になるが、上記法人は精神保健福祉士を4名配置しており、主に精神障害者への専門知識及び経験を有するとともに、医療機関、保健所等の関係機関との連携体制も取れている。</p> <p>また、このように専門職が配置されていることから、市町村が実施する地域生活支援事業（地域活動支援センターI型）も受託している。都城市地域活動支援センターI型事業実施要綱第4条第4項において、地域活動支援センター機能強化事業の実施には、本事業を併せて受託することも要件となっている。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p> <p>○都城市地域活動支援センターI型事業実施要綱第4条第4項（職員配置等） 事業の実施に当たっては、前条に規定する事業のほか、相談支援事業を併せて実施しなければならない。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	5, 4 7 4, 4 0 3 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	111
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 障がい福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 0 (直通)
契 約 案 件 名	障がい者等日中活動支援事業委託
案 件 の 概 要	在宅の障がい者及びその家族を対象として、関係機関との連携を図りながら日中活動の場を提供し、自立した生活に向けて支援を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高木町4664-1 [名 称] NPO法人あなたの街の応援団
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、障がい者及びその家族に日中活動の場を提供し、就労を含め、当事者が人生設計を描くことができるような自立支援、障がい者に対する理解の啓発及び障がい者の活動を支援するボランティアの育成を図る事業を委託するものである。</p> <p>本業務の実施には、専門的知識や実践の経験を有するスタッフ及び事業所による運営が必要となる。</p> <p>この点、上記法人は、障がい者に関する知識や支援経験を十分に持ち合わせているため、適切な事業の実施や人材確保が可能である。また、精神疾患に対する専門的知識を有し、同じ境遇の理解者として活動する当事者（ピアサポーター）を活用した支援への取組も可能である。</p> <p>以上の理由により、本事業の目的に照らし、最も適切な業務の履行が可能と考えられる上記法人と随意契約をするものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	5, 1 9 3, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	112
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 障がい福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 0 (直通)
契 約 案 件 名	都城市手話通訳者及び要約筆記者派遣事業委託
案 件 の 概 要	聴覚障がい者の社会参加を図るため、市内に居住する聴覚障がい者等 に対して、手話通訳者又は要約筆記者を派遣する事業について委託する もの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市松元町4街区14号 [名 称] 都城市聴覚障害者協会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、聴覚障がい者の社会参加を図るため、市内に居住する聴覚障がい者等に対して、手話通訳者又は要約筆記者を派遣する事業を委託するものである。</p> <p>本事業の実施については、「都城市手話通訳者及び要約筆記者派遣事業実施要綱」第3条の規定により、都城市聴覚障害者協会に委託することとなっているため、同協会と随意契約するものである。</p> <p>なお、手話通訳及び要約筆記について事業を理解し、かつ、実績のある市内の団体は、上記協会以外に存在しない。</p> <p>○都城市手話通訳者及び要約筆記者派遣事業実施要綱 (派遣の委託) 第3条 市は、通訳者等の派遣(以下「派遣」という。)を都城市聴覚障害者協会(以下「協会」という。)に委託するものとする。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	2, 7 5 3, 8 8 4 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	113
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 障がい福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 0 (直通)
契 約 案 件 名	都城市手話奉仕員及び要約筆記者養成事業委託
案 件 の 概 要	聴覚障がい者等の福祉の増進及び市民啓発を図るため、手話奉仕員及び要約筆記者を養成する事業を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市松元町4街区14号 [名 称] 都城市聴覚障害者協会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、聴覚障がい者等の福祉の増進及び市民啓発を図るため、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者の福祉に理解と熱意のある者に対し、手話や要約筆記等の指導を行い、手話奉仕員及び要約筆記者を養成する事業を委託するものである。</p> <p>本事業の実施については、「都城市手話奉仕員養成事業実施要綱」第2条及び「都城市要約筆記者養成事業実施要綱」第2条の規定により、都城市聴覚障害者協会に委託することとなっているため、同協会と随意契約するものである。</p> <p>なお、手話奉仕員及び要約筆記者を養成できる市内の団体は、上記協会以外に存在しない。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	2, 4 9 0, 7 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	114
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 障がい福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 0 (直 通)
契 約 案 件 名	障害福祉サービス請求内容チェックシステム (商標名 : オクトパス ver. 4) 使用許諾及びサポート
案 件 の 概 要	障害福祉サービスの給付に係る請求内容をチェックするためのシステムについて、使用許諾及びサポートを受けるもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県大野城市川久保三丁目 1 番 2 3 号 [名 称] 株式会社ニック
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>障害福祉サービスの給付に当たっては、事業所からの請求内容を国保連合会が審査し、その審査結果を基に、市が再審査した上で給付の決定及び支払を行う。</p> <p>この再審査は、国保連合会で審査されていない部分の確認であり、膨大な量のデータが対象となる。</p> <p>現在、上記事業者が導入したシステムを利用してこれらの作業を行っており、スムーズに再審査ができていくところである。</p> <p>このような審査機能に特化したシステムを開発・提供及び導入後のサポートをしている事業者は、上記事業者のみである。</p> <p>以上の理由により、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	9 5 0 , 4 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	115
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 保護課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 4 (直通)
契 約 案 件 名	レセプト管理システム機器保守業務委託
案 件 の 概 要	レセプト管理システム機器類を正常かつ円滑に使用できるよう、機器の保守を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、レセプト管理システム機器類を正常かつ円滑に使用できるよう、機器の保守を行うものである。当システムは、上記事業者が開発・導入したものであることから、機器保守については、同事業者でなければ適切かつ確実な履行ができない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 0 1 9, 0 4 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	116
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 4 (直通)
契 約 案 件 名	令和5年度都城市児童クラブ事業委託
案 件 の 概 要	都城市放課後子ども総合プラン行動計画に基づき、利用サービスの向上、民間活力の利用、市の財政負担の軽減を図るために、放課後児童クラブ事業の委託をするもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市郡元町2845番地14 [名 称] KNM管財株式会社 ほか 全部で28法人
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>放課後児童クラブ事業は、小学校に就学している児童で、保護者の方が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、その放課後の時間帯において、保護者の代わりに家庭的機能の補完をしながら、学校や児童館・児童センター、保育園や幼稚園等の施設内で「生活」の場を提供し、安全な遊び場の提供や生活指導等を行うとともに、その健全な育成を図ることを目的としている。</p> <p>市では、都城市放課後子ども総合プラン行動計画に基づき、計画的にその整備・拡充を図るとともに、利用サービスの向上、民間活力の利用、市の財政負担の軽減を図るため事業の委託化を推進している。</p> <p>この都城市児童クラブ事業の実施委託について、「都城市放課後児童健全育成事業実施規則」第6条の規定に基づき、委託するものである。</p> <p>事業者の選定に当たっては、公募の実施等を行い、定める基準に沿った事業の実施が可能と認められる法人を選定しており、それぞれの法人と随意契約するものである。</p> <p>○都城市放課後児童健全育成事業実施規則（抜粋）（事業の委託等） 第6条 市長は、事業の全部又は一部(第18条に規定する利用料金の免除を除く。次項において同じ。)を適切な事業の運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができる。</p> <p>※契約相手方及び契約額については、別紙のとおり</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	執行見込総額 753,276,512

別紙1（番号116関係）

契約相手方一覧

事業者名	住所
KNM管財株式会社	都城市郡元町 2845 番地 14
特定非営利活動法人 子育て応援団あおぞら	都城市高崎町前田 716 番地 3
社会福祉法人 五十市保育園	都城市久保原町 29 街区 4 号
社会福祉法人 エンゼル会	都城市上長飯町 81 号 4 番地
特定非営利活動法人 エンゼルランプ育の会	都城市太郎坊町 3517 番地 3
特定非営利活動法人 子育てネットおひさまとはらっぱ	都城市蓑原町 3111 番地 55 号
社会福祉法人 郡元福祉会	都城市郡元四丁目 23-18
特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間	都城市上水流町 1624 番地 1
社会福祉法人 こまつ会	都城市乙房町 323 番地
社会福祉法人 さかえ福祉会	都城市高城町穂満坊 2553 番地 51
社会福祉法人 都城市社会福祉協議会	都城市松元町 4 街区 17 号
特定非営利活動法人 桜ます	都城市山之口町富吉 4410 番地
社会福祉法人スマイリング・パーク	都城市牟田町 26 街区 16 号
セイハネットワーク株式会社	福岡市博多区店屋町 1 番 35 号博多三井ビル 2 号館 4 階
社会福祉法人 相愛会	都城市早鈴町 1583 番地 3
高崎麓小児童クラブ運営委員会	都城市高崎町前田 2330 番地
社会福祉法人 たんぽぽ福祉会	都城市一万城町 12 号 2 番
学校法人 知勇学園	都城市上水流町 1758 番地
社会福祉法人 つくし会	都城市都原町 11 番地 5
特定非営利活動法人 子育て支援つくしっ子	都城市高崎町縄瀬 2938 番地
社会福祉法人 なかま福祉会	都城市太郎坊町 3149 番地 1
特定非営利活動法人 子育て応援団ひいらぎ	都城市志比田町 9857 番地 4
社会福祉法人 ひかり福祉会	都城市志比田町 7182 番地 1
社会福祉法人 ますみ福祉会	都城市都島町 1171 番地
社会福祉法人 みのり福祉会	都城市菓子野町 9523 番地 1
学校法人山下学園 にし幼稚園	都城市南横市町 4003 番地 2
特定非営利活動法人 結羽会都城スマッシュ幸	都城市千町 4953 番地 1
社会福祉法人 ルンビニ保育会	都城市庄内町 12468 番地

別紙2(番号116関係)

No.	児童クラブ名	法人住所	法人名	当初契約金額	利用料免除単価	利用料免除者数	単価契約予定数量	単価契約予想額	推定総額	備考
1	第一祝吉どんぐり児童クラブ	都城市郡元町2845番地14	KNM管財株式会社	14,155,700	4,000	6	72	288,000	14,443,700	
2	第二祝吉どんぐり児童クラブ	都城市郡元町2845番地14	KNM管財株式会社	14,094,000	4,000	5	60	240,000	14,334,000	
3	川東小どんぐり児童クラブ	都城市郡元町2845番地14	KNM管財株式会社	11,928,600	4,000	14	168	672,000	12,600,600	
4	高崎町放課後児童クラブあおぞら第1	都城市高崎町前田716番地3	特定非営利活動法人子育て応援団あおぞら	8,887,200	4,000	4	48	192,000	9,079,200	ただし、兄弟が同時に児童クラブを利用した場合は、2人以降は月額2,000円とする
5	高崎町放課後児童クラブあおぞら第2	都城市高崎町前田716番地3	特定非営利活動法人子育て応援団あおぞら	6,484,400	4,000	4	48	192,000	6,676,400	ただし、兄弟が同時に児童クラブを利用した場合は、2人以降は月額2,000円とする
6	五十市保育園児童クラブ	都城市久保原町29街区4号	社会福祉法人 五十市保育園	12,785,800	4,000	4	48	192,000	12,977,800	
7	五十市保育園第2児童クラブ	都城市久保原町29街区4号	社会福祉法人 五十市保育園	9,323,600	4,000	4	48	192,000	9,515,600	
8	上長飯エンゼル第1児童クラブ	都城市上長飯町81号4番地	社会福祉法人 エンゼル会	11,099,000	4,000	6	72	288,000	11,387,000	ただし、兄弟が同時に児童クラブを利用した場合は、末子を1,000円とし、その直近の上の子
9	上長飯エンゼル第2児童クラブ	都城市上長飯町81号4番地	社会福祉法人 エンゼル会	11,585,400	4,000	4	48	192,000	11,777,400	ただし、兄弟が同時に児童クラブを利用した場合は、末子を1,000円とし、その直近の上の子
10	上長飯認定こども園児童クラブ	都城市上長飯町81号4番地	社会福祉法人 エンゼル会	11,282,800	4,000	11	132	528,000	11,810,800	ただし、兄弟が同時に児童クラブを利用した場合は、末子を1,000円とし、その直近の上の子
11	わかば森のクラブ	都城市上長飯町81号4番地	社会福祉法人 エンゼル会	9,540,950	4,000	4	48	192,000	9,732,950	ただし、兄弟が同時に児童クラブを利用した場合は、末子を1,000円とし、その直近の上の子
12	沖水小こどもクラブ第1室	都城市太郎坊町3517番地3	特定非営利活動法人エンゼルランブ育の会	10,830,333	4,000	9	108	432,000	11,262,333	
13	沖水小こどもクラブ第2室	都城市太郎坊町3517番地3	特定非営利活動法人エンゼルランブ育の会	10,745,333	4,000	4	48	192,000	10,937,333	
14	沖水小こどもクラブ第3室	都城市太郎坊町3517番地3	特定非営利活動法人エンゼルランブ育の会	12,263,333	4,000	6	72	288,000	12,551,333	
15	祝吉小こどもクラブ	都城市太郎坊町3517番地3	特定非営利活動法人エンゼルランブ育の会	12,265,533	4,000	4	48	192,000	12,457,533	
16	五十市小おひさまとはらっぱ児童クラブ第1	都城市蓑原町3111番地55号	特定非営利活動法人子育てネットおひさまとはらっぱ	8,531,500	4,000	5	60	240,000	8,771,500	
17	おひさまとはらっぱ児童クラブ第2	都城市蓑原町3111番地55号	特定非営利活動法人子育てネットおひさまとはらっぱ	7,956,000	4,000	11	132	528,000	8,484,000	
18	都原おひさまとはらっぱ児童クラブ	都城市蓑原町3111番地55号	特定非営利活動法人子育てネットおひさまとはらっぱ	6,389,000	4,000	5	60	240,000	6,629,000	
19	放課後児童クラブゆうやけクラブ	都城市郡元四丁目23-18	社会福祉法人 郡元福祉会	8,768,957	4,000	4	48	192,000	8,960,957	
20	こじいの森・しわちクラブ	都城市上水流町1624番地1	特定非営利活動法人こじいの森・こどもの時間	15,109,500	4,000	4	48	192,000	15,301,500	

No.	児童クラブ名	法人住所	法人名	当初契約金額	利用料免除単価	利用料免除者数	単価契約予定数量	単価契約予想額	推定総額	備考
21	こじいの森・やさクラブ	都城市上水流町1624番地1	特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間	13,314,500	4,000	6	72	288,000	13,602,500	
22	乙房こども園児童クラブ	都城市乙房町323番地	社会福祉法人 こまつ会	11,169,800	4,000	8	96	384,000	11,553,800	
23	乙房こども園第2児童クラブ	都城市乙房町323番地	社会福祉法人 こまつ会	9,260,800	4,000	6	72	288,000	9,548,800	
24	さかえ児童クラブ	都城市高城町穂満坊2553番地51	社会福祉法人 さかえ福祉会	11,748,750	4,000	13	156	624,000	12,372,750	
25	谷頭児童館放課後児童クラブ	都城市松元町4街区17号	社会福祉法人 都城市 社会福祉協議会	8,252,300	4,000	4	48	192,000	8,444,300	
26	すくすく第1児童クラブ	都城市山之口町富吉4410番地	特定非営利活動法人 桜ます	13,854,500	4,000	4	48	192,000	14,046,500	
27	すくすく第2児童クラブ	都城市山之口町富吉4410番地	特定非営利活動法人 桜ます	14,102,300	4,000	4	48	192,000	14,294,300	
28	すくすく沖水児童クラブ	都城市山之口町富吉4410番地	特定非営利活動法人 桜ます	14,961,700	4,000	9	108	432,000	15,393,700	
29	フォルケホイスコーレ児童クラブ 早鈴若葉	都城市牟田町26街区16号	社会福祉法人スマイリング・パーク	8,719,252	4,000	6	72	288,000	9,007,252	
30	フォルケホイスコーレ児童クラブ 大王	都城市牟田町26街区16号	社会福祉法人スマイリング・パーク	7,930,324	4,000	6	72	288,000	8,218,324	
31	フォルケホイスコーレ児童クラブ 大王2	都城市牟田町26街区16号	社会福祉法人スマイリング・パーク	8,520,100	4,000	9	108	432,000	8,952,100	
32	フォルケホイスコーレ児童クラブ まるの	都城市牟田町26街区16号	社会福祉法人スマイリング・パーク	6,876,244	4,000	6	72	288,000	7,164,244	
33	フォルケホイスコーレ児童クラブ 高城	都城市牟田町26街区16号	社会福祉法人スマイリング・パーク	7,482,988	4,000	6	72	288,000	7,770,988	
34	フォルケホイスコーレ児童クラブ 高城2	都城市牟田町26街区16号	社会福祉法人スマイリング・パーク	6,889,284	4,000	5	60	240,000	7,129,284	
35	ラビキッズ児童クラブ	福岡市博多区店屋町1番35号博多三井ビル2号館4階	セイハネットワーク株式会社	8,104,001	4,000	4	48	192,000	8,296,001	
36	明道フレンドシップ児童クラブ	都城市早鈴町1583番地3	社会福祉法人 相愛会	11,636,100	4,000	10	120	480,000	12,116,100	
37	第2明道フレンドシップ児童クラブ	都城市早鈴町1583番地3	社会福祉法人 相愛会	10,259,700	4,000	5	60	240,000	10,499,700	
38	フレンドシップ・ハウス児童クラブ	都城市早鈴町1583番地3	社会福祉法人 相愛会	14,265,780	4,000	9	108	432,000	14,697,780	
39	南フレンドシップ児童クラブ	都城市早鈴町1583番地3	社会福祉法人 相愛会	11,504,500	4,000	8	96	384,000	11,888,500	
40	第2南フレンドシップ児童クラブ	都城市早鈴町1583番地3	社会福祉法人 相愛会	10,566,700	4,000	4	48	192,000	10,758,700	
41	早鈴フレンドシップ児童クラブ	都城市早鈴町1583番地3	社会福祉法人 相愛会	12,853,500	4,000	4	48	192,000	13,045,500	
42	梅北フレンドシップ児童クラブ	都城市早鈴町1583番地3	社会福祉法人 相愛会	11,787,100	4,000	7	84	336,000	12,123,100	

No.	児童クラブ名	法人住所	法人名	当初契約金額	利用料免除単価	利用料免除者数	単価契約予定数量	単価契約予想額	推定総額	備考
43	高崎麓小児童クラブ	都城市高崎町前田2330番地	高崎麓小児童クラブ運営委員会	7,247,000	4,000	4	48	192,000	7,439,000	
44	たんぼぼ児童クラブ第1	都城市一万城町12号2番	社会福祉法人 たんぼぼ福祉会	14,215,500	4,000	9	108	432,000	14,647,500	
45	たんぼぼ児童クラブ第2	都城市一万城町12号2番	社会福祉法人 たんぼぼ福祉会	14,347,500	4,000	4	48	192,000	14,539,500	
46	たんぼぼ児童クラブ第3	都城市一万城町12号2番	社会福祉法人 たんぼぼ福祉会	14,347,500	4,000	9	108	432,000	14,779,500	
47	らいおんキッズクラブ	都城市上水流町1758番地	学校法人 知勇学園	13,114,100	4,000	4	48	192,000	13,306,100	
48	放課後児童クラブのぼるくんち	都城市都原町11番地5	社会福祉法人 つくし会	10,552,100	4,000	8	96	384,000	10,936,100	
49	放課後児童クラブのぼるくんち第2	都城市都原町11番地5	社会福祉法人 つくし会	8,766,500	4,000	4	48	192,000	8,958,500	
50	放課後児童クラブみんなのおうち	都城市都原町11番地5	社会福祉法人 つくし会	10,771,900	4,000	7	84	336,000	11,107,900	
51	高崎つくしっ子児童クラブ	都城市高崎町縄瀬2938番地	特定非営利活動法人 子育て支援つくしっ子	14,002,200	4,000	11	132	528,000	14,530,200	ただし、兄弟が同時に児童クラブを利用した場合、2人以降は月額2,000円とする
52	江平つくしっ子児童クラブ	都城市高崎町縄瀬2938番地	特定非営利活動法人 子育て支援つくしっ子	12,426,600	4,000	6	72	288,000	12,714,600	ただし、兄弟が同時に児童クラブを利用した場合、2人以降は月額2,000円とする
53	山野原保育園放課後児童クラブ	都城市太郎坊町3149番地1	社会福祉法人 なかま福祉会	7,282,250	4,000	4	48	192,000	7,474,250	
54	西小ひいらぎ児童クラブ	都城市志比田町9857番地4	特定非営利活動法人 子育て応援団ひいらぎ	9,151,500	4,000	7	84	336,000	9,487,500	
55	明和小ひいらぎ児童クラブ	都城市志比田町9857番地4	特定非営利活動法人 子育て応援団ひいらぎ	8,695,500	4,000	7	84	336,000	9,031,500	
56	東小ひいらぎ1室児童クラブ	都城市志比田町9857番地4	特定非営利活動法人 子育て応援団ひいらぎ	8,802,500	4,000	4	48	192,000	8,994,500	
57	東小ひいらぎ2室児童クラブ	都城市志比田町9857番地4	特定非営利活動法人 子育て応援団ひいらぎ	11,152,500	4,000	6	72	288,000	11,440,500	
58	東小ひいらぎ3室児童クラブ	都城市志比田町9857番地4	特定非営利活動法人 子育て応援団ひいらぎ	10,496,500	4,000	4	48	192,000	10,688,500	
59	かたひら放課後児童クラブ	都城市志比田町7182番地1	社会福祉法人 ひかり福祉会	7,866,500	4,000	10	120	480,000	8,346,500	
60	さつき児童クラブ	都城市都島町1171番地	社会福祉法人 ますみ福祉会	13,306,500	4,000	4	48	192,000	13,498,500	
61	今町小さつき児童クラブ	都城市都島町1171番地	社会福祉法人 ますみ福祉会	13,431,200	4,000	4	48	192,000	13,623,200	
62	祝吉小放課後児童クラブ	都城市菓子野町9523番地1	社会福祉法人 みのり福祉会	11,408,600	4,000	13	156	624,000	12,032,600	
63	菓子野保育園児童クラブ	都城市菓子野町9523番地1	社会福祉法人 みのり福祉会	8,610,900	4,000	8	96	384,000	8,994,900	
64	ひまわり児童クラブ	都城市菓子野町9523番地1	社会福祉法人 みのり福祉会	9,429,400	4,000	4	48	192,000	9,621,400	

No.	児童クラブ名	法人住所	法人名	当初契約金額	利用料免除単価	利用料免除者数	単価契約予定数量	単価契約予想額	推定総額	備考
65	にし幼稚園児童クラブ第1	都城市南横市町4003番地2	学校法人 山下学園	11,399,000	4,000	12	144	576,000	11,975,000	
66	にし幼稚園児童クラブ第2	都城市南横市町4003番地2	学校法人 山下学園	11,130,000	4,000	11	132	528,000	11,658,000	
67	ゆうわかいキッズハウス	都城市千町4953番地1	特定非営利活動法人 結羽会都城スマッシュ キッズ	10,962,600	4,000	7	84	336,000	11,298,600	
68	ルンビニ児童クラブ	都城市庄内町12468番地	社会福祉法人 ルンビ ニ保育会	5,488,000	4,000	4	48	192,000	5,680,000	
69	もちおどんぐり児童クラブ	都城市庄内町12468番地	社会福祉法人 ルンビ ニ保育会	5,665,000	4,000	4	48	192,000	5,857,000	
				732,156,512		440	5,280	21,120,000	753,276,512	

令和5年度 随意契約理由書

番号	117
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 4 (直通)
契 約 案 件 名	地域子育て支援センター事業
案 件 の 概 要	子育て家族の交流促進、育児不安についての相談指導等、地域の子育て家族に対する育児支援を図る事業を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市花繰町2街区24-3号 [名 称] 特定非営利活動法人りんごの木 外 2 法人
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務については、都城市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成23年度都城市告示第361号。以下「要綱」という。）第2条の規定に基づき、委託するものである。</p> <p>事業所の選定に当たっては、公募の実施等を行い、同要綱に定める基準に沿った事業の実施が可能と認められる別紙の市内3法人とそれぞれ随意契約するものである。</p> <p>○都城市地域子育て支援拠点事業実施要綱 （委託）</p> <p>第2条 市長は、事業を適正に実施することができると認められる社会福祉法人等(以下「事業実施者」という。)に事業を委託することができる。</p> <p>※契約相手方については、別紙のとおり</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	30,378,960円

別紙（番号 1 1 7 関係）

受注者一覧

事業者名	住所	契約金額（円）
特定非営利活動法人 りんごの木	都城市花繰町 2 街区 2 4 - 3 号	12,092,800 円
社会福祉法人 エンゼル会	都城市上長飯町 8 1 号 4 番地	12,303,800 円
社会福祉法人 鳴峰会	都城市高崎町大牟田 1 1 5 1 番地 3	5,982,360 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	118
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 4 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市子どもの生活・学習支援事業業務委託
案 件 の 概 要	令和3年3月に策定した「第2期みやこのじょう子どもの未来応援計画」の対策の柱である子どものための教育支援を推進していくため、子どもの生活・学習支援事業の実施を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市松元町4街区17号 [名 称] 社会福祉法人 都城市社会福祉協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、生活困難世帯又はひとり親家庭等の子どもに対して、学習習慣の定着及び基礎学力の向上を目的とした学習支援並びに安心して過ごすことのできる居場所の提供を行うものである。</p> <p>本業務の実施に当たっては、地域の民生委員・児童委員や各種関係機関との連携がとれ、かつ、複合的な課題を抱える家庭の相談・支援を適切に実施できる事業者でなければならない。</p> <p>この点、上記法人は、多様な福祉ニーズに応えるため、地域のボランティアと協力しながら、地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の子どもの学習支援事業に取り組んでいる事業者であり、本業務の目的に最も合致した履行が可能であると認められる。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	17,189,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	119
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 4 (直 通)																				
契 約 案 件 名	都城市ファミリー・サポート・センター事業委託																				
案 件 の 概 要	勤労者が家庭と育児を安心して両立できる環境を整備し、地域の子育て支援に資するため、利用会員と援助会員をマッチングさせることで育児の援助活動を行う都城市ファミリー・サポート・センター事業を委託するもの																				
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市松元町4街区17号 [名 称] 社会福祉法人 都城市社会福祉協議会																				
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城市ファミリー・サポート・センター事業（以下「本事業」という。）は、育児の援助を受けたい者（以下「利用会員」という。）と育児の援助を行いたい者（以下「援助会員」という。）を組織化し、利用会員と援助会員を適切にマッチングさせることで、勤労者が家庭と育児を安心して両立できる環境を整備し、地域の子育て支援に資することを目的としている。本業務は、本事業を委託するものである。</p> <p>本業務の履行事業者には、地域において子育てに関する知見とネットワークを有することが求められる。また、都城市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱第3条の規定により、同センターの運営を社会福祉法人等に委託することができることとされている。</p> <p>以上の理由により、市内において、子育てに関する地域間ネットワークを有し、確実な業務の履行が期待できる唯一の団体である上記法人と随意契約するものである。</p>																				
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																				
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>報酬補填額（児童1人当たり）</td> <td style="text-align: right;">300 円</td> <td style="text-align: right;">9000 時間</td> <td style="text-align: right;">2,700,000</td> </tr> <tr> <td>燃料費補填額 95,000円×12月</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,140,000</td> </tr> <tr> <td>業務委託分 10,061,400×1年</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">10,061,400</td> </tr> </table>	執行見込総額	円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	報酬補填額（児童1人当たり）	300 円	9000 時間	2,700,000	燃料費補填額 95,000円×12月	円		1,140,000	業務委託分 10,061,400×1年	円		10,061,400
執行見込総額	円																				
複数単価契約	単価	予定数量	合計																		
報酬補填額（児童1人当たり）	300 円	9000 時間	2,700,000																		
燃料費補填額 95,000円×12月	円		1,140,000																		
業務委託分 10,061,400×1年	円		10,061,400																		

令和5年度 随意契約理由書

番号	120
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 4 (直 通)													
契 約 案 件 名	母子・父子等医療費、寡婦等医療費及び重度心身障害者医療費電算処理業務委託													
案 件 の 概 要	母子・父子等医療費、寡婦等医療費及び重度心身障害者医療費助成対象者の医療費電算処理診療データを作成する業務を委託するもの													
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市下原町231番地1 [名 称] 宮崎県国民健康保険団体連合会													
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、母子・父子等医療費、寡婦等医療費及び重度心身障害者医療費助成対象者の診療データを、毎月20日までに所定の様式で作成する業務を委託するものである。</p> <p>県内市町村の母子・父子等医療費、寡婦等医療費及び重度心身障害者医療費の電算処理については、上記連合会において県内の市町村医療費事務を一括で共同処理しており、他に同様の処理を行える事業者は存在しないため、同連合会と随意契約するものである。</p> <p>なお、本件は、事務効率化のため、受注者が同じである福祉課の契約についても、こども課において一括して契約締結の処理をするものである。</p>													
契 約 締 結 日	令和5年4月1日													
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">3, 3 1 6, 0 7 8 円</td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">単価</th> <th style="width: 30%;">予定数量</th> <th style="width: 40%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療費電算処理後期高齢者医療制度分</td> <td style="text-align: center;">52.95 円 23602 件</td> <td style="text-align: right;">1, 249, 725</td> </tr> <tr> <td>医療費電算処理償還払分</td> <td style="text-align: center;">48.88 円 42274 件</td> <td style="text-align: right;">2, 066, 353</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>	執行見込総額	3, 3 1 6, 0 7 8 円	複数単価契約	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">単価</th> <th style="width: 30%;">予定数量</th> <th style="width: 40%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療費電算処理後期高齢者医療制度分</td> <td style="text-align: center;">52.95 円 23602 件</td> <td style="text-align: right;">1, 249, 725</td> </tr> <tr> <td>医療費電算処理償還払分</td> <td style="text-align: center;">48.88 円 42274 件</td> <td style="text-align: right;">2, 066, 353</td> </tr> </tbody> </table>	単価	予定数量	合計	医療費電算処理後期高齢者医療制度分	52.95 円 23602 件	1, 249, 725	医療費電算処理償還払分	48.88 円 42274 件	2, 066, 353
執行見込総額	3, 3 1 6, 0 7 8 円													
複数単価契約	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">単価</th> <th style="width: 30%;">予定数量</th> <th style="width: 40%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療費電算処理後期高齢者医療制度分</td> <td style="text-align: center;">52.95 円 23602 件</td> <td style="text-align: right;">1, 249, 725</td> </tr> <tr> <td>医療費電算処理償還払分</td> <td style="text-align: center;">48.88 円 42274 件</td> <td style="text-align: right;">2, 066, 353</td> </tr> </tbody> </table>	単価	予定数量	合計	医療費電算処理後期高齢者医療制度分	52.95 円 23602 件	1, 249, 725	医療費電算処理償還払分	48.88 円 42274 件	2, 066, 353				
単価	予定数量	合計												
医療費電算処理後期高齢者医療制度分	52.95 円 23602 件	1, 249, 725												
医療費電算処理償還払分	48.88 円 42274 件	2, 066, 353												

令和5年度 随意契約理由書

番号	121
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども政策課 [電 話 番 号] 0986-23-2684 (直通)																						
契 約 案 件 名	都城市子育て短期支援事業業務委託																						
案 件 の 概 要	未就学児の保護者が、疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等に、一定期間、当該未就学児の養育・保護を行う業務を委託するもの																						
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 児湯郡木城町大字椎木644番地1 [名 称] 社会福祉法人石井記念友愛社																						
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的としている。</p> <p>本業務の実施に当たっては、児童の宿泊や生活指導及び食事の提供を伴う養育・保護であるため、その施設要件はもちろん、地域において子育てに関するネットワークを有することも求められる。</p> <p>また、子育て短期支援事業実施要綱（平成26年5月29日 厚生労働省通知）にも、乳児院や児童養護施設等の、住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施するものと定められている。</p> <p>以上の理由により、市内において、宿泊の環境にも対応し、かつ、子育てに関する地域間のネットワークを有し、確実な業務の履行が期待できる唯一の団体である、上記法人と随意契約するものである。</p> <p>○都城市子育て短期支援事業実施要綱（抜粋）（委託）第6条 市長は、あらかじめ指定した乳児院、児童養護施設等の施設(以下「実施施設」という。)にこの事業を委託して行うものとする。</p>																						
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																						
契 約 金 額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">919,760円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">ショートステイ2歳以上</td> <td style="text-align: right;">4,740円</td> <td style="text-align: right;">99日</td> <td style="text-align: right;">469,260</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">ショートステイ2歳未満</td> <td style="text-align: right;">8,650円</td> <td style="text-align: right;">50日</td> <td style="text-align: right;">432,500</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">トワイライトステイ</td> <td style="text-align: right;">900円</td> <td style="text-align: right;">20回</td> <td style="text-align: right;">18,000</td> </tr> </table>			執行見込総額	919,760円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	ショートステイ2歳以上	4,740円	99日	469,260	ショートステイ2歳未満	8,650円	50日	432,500	トワイライトステイ	900円	20回	18,000
執行見込総額	919,760円																						
複数単価契約	単価	予定数量	合計																				
ショートステイ2歳以上	4,740円	99日	469,260																				
ショートステイ2歳未満	8,650円	50日	432,500																				
トワイライトステイ	900円	20回	18,000																				

令和5年度 随意契約理由書

番号	122
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直 通)																																																						
契 約 案 件 名	予防接種業務委託																																																						
案 件 の 概 要	予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項各号に掲げる疾病のうち、同法第5条に基づき市の指定した疾病に対する予防接種の、定期予防接種業務を委託するもの																																																						
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会																																																						
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項各号に掲げる疾病のうち、同法第5条に基づき市が指定した疾病に対する予防接種の定期予防接種業務を行うものである。</p> <p>しかし、市には、具体的にどの医療機関が定期予防接種を実施できるのか、また、各医療機関の受入可能件数がどの程度あるのかなどの情報が少ないため、本業務の実施に当たっては、実施医療機関の選定を含めて委託する必要がある。</p> <p>また、本業務の性質上、実施状況把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。</p> <p>以上の理由により、都城市北諸県圏内の医師が多く所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。</p>																																																						
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																																																						
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">執行見込総額</td> <td colspan="2" style="text-align: right; font-weight: bold;">4 2 5 , 9 6 9 , 4 6 0</td> </tr> <tr> <td style="font-weight: bold;">複数単価契約</td> <td style="font-weight: bold;">単価</td> <td style="font-weight: bold;">予定数量</td> <td style="font-weight: bold;">合計</td> </tr> <tr> <td>四種混合 1期2か月～3歳未満</td> <td>12980 円</td> <td>4855 人</td> <td>63,017,900</td> </tr> <tr> <td>四種混合 1期3歳～6歳未満</td> <td>11550 円</td> <td>125 人</td> <td>1,443,750</td> </tr> <tr> <td>四種混合 1期6歳～7歳6か月未満</td> <td>10725 円</td> <td>40 人</td> <td>429,000</td> </tr> <tr> <td>麻しん風しん混合 1期1歳～2歳未満</td> <td>12485 円</td> <td>1200 人</td> <td>14,982,000</td> </tr> <tr> <td>麻しん風しん混合 2期5歳</td> <td>11055 円</td> <td>835 人</td> <td>9,230,925</td> </tr> <tr> <td>麻しん風しん混合 2期6歳</td> <td>10230 円</td> <td>560 人</td> <td>5,728,800</td> </tr> <tr> <td>二種混合 1期2か月～3歳未満</td> <td>7315 円</td> <td>1 人</td> <td>7,315</td> </tr> <tr> <td>二種混合 1期3歳～6歳未満</td> <td>5885 円</td> <td>1 人</td> <td>5,885</td> </tr> <tr> <td>二種混合 1期6歳～7歳6か月未満</td> <td>5060 円</td> <td>1 人</td> <td>5,060</td> </tr> <tr> <td>二種混合 2期11歳～13歳未満</td> <td>5060 円</td> <td>1 人</td> <td>5,060</td> </tr> <tr> <td>乾燥細胞培養日本脳炎 1期6か月～3歳未満</td> <td>9405 円</td> <td>1800 人</td> <td>16,929,000</td> </tr> </table>			執行見込総額		4 2 5 , 9 6 9 , 4 6 0		複数単価契約	単価	予定数量	合計	四種混合 1期2か月～3歳未満	12980 円	4855 人	63,017,900	四種混合 1期3歳～6歳未満	11550 円	125 人	1,443,750	四種混合 1期6歳～7歳6か月未満	10725 円	40 人	429,000	麻しん風しん混合 1期1歳～2歳未満	12485 円	1200 人	14,982,000	麻しん風しん混合 2期5歳	11055 円	835 人	9,230,925	麻しん風しん混合 2期6歳	10230 円	560 人	5,728,800	二種混合 1期2か月～3歳未満	7315 円	1 人	7,315	二種混合 1期3歳～6歳未満	5885 円	1 人	5,885	二種混合 1期6歳～7歳6か月未満	5060 円	1 人	5,060	二種混合 2期11歳～13歳未満	5060 円	1 人	5,060	乾燥細胞培養日本脳炎 1期6か月～3歳未満	9405 円	1800 人	16,929,000
執行見込総額		4 2 5 , 9 6 9 , 4 6 0																																																					
複数単価契約	単価	予定数量	合計																																																				
四種混合 1期2か月～3歳未満	12980 円	4855 人	63,017,900																																																				
四種混合 1期3歳～6歳未満	11550 円	125 人	1,443,750																																																				
四種混合 1期6歳～7歳6か月未満	10725 円	40 人	429,000																																																				
麻しん風しん混合 1期1歳～2歳未満	12485 円	1200 人	14,982,000																																																				
麻しん風しん混合 2期5歳	11055 円	835 人	9,230,925																																																				
麻しん風しん混合 2期6歳	10230 円	560 人	5,728,800																																																				
二種混合 1期2か月～3歳未満	7315 円	1 人	7,315																																																				
二種混合 1期3歳～6歳未満	5885 円	1 人	5,885																																																				
二種混合 1期6歳～7歳6か月未満	5060 円	1 人	5,060																																																				
二種混合 2期11歳～13歳未満	5060 円	1 人	5,060																																																				
乾燥細胞培養日本脳炎 1期6か月～3歳未満	9405 円	1800 人	16,929,000																																																				

乾燥細胞培養日本脳炎 1期3歳 ～6歳未満	7975円	2100人	16,747,500
乾燥細胞培養日本脳炎 1期6歳 ～20歳未満	7150円	1500人	10,725,000
乾燥細胞培養日本脳炎 2期9歳 ～20歳未満	7150円	220人	1,573,000
麻しん 1期1歳～2歳未満	8910円	1人	8,910
麻しん 2期5歳	7480円	1人	7,480
麻しん 2期6歳	6655円	1人	6,655
風しん 1期1歳～2歳未満	8921円	1人	8,921
風しん 2期5歳	7491円	1人	7,491
風しん 2期6歳	6666円	1人	6,666
BCG 1歳に至るまで	11814円	1240人	14,649,360
不活化ポリオ2か月～3歳未満	11825円	1人	11,825
不活化ポリオ3歳～6歳未満	10395円	1人	10,395
不活化ポリオ6歳～7歳6か月未 満	9570円	1人	9,570
Hibワクチン2か月～5歳未満	8954円	5000人	44,770,000
小児用肺炎球菌2か月～5歳未満	12320円	5000人	61,600,000
子宮頸がん（2価・4価）小6～ 高校1年相当の女子および16歳～ 27歳未満の女性（ただし平成9年4 月2日～平成19年4月1日に生まれ た者）	16775円	848人	14,225,200
子宮頸がん（9価）小6～高校1 年相当の女子および16歳～27歳未 満の女性（ただし平成9年4月2日 ～平成19年4月1日に生まれた者）	26939円	1696人	45,688,544
水痘1歳～3歳未満	10780円	2340人	25,225,200
B型肝炎1歳未満	8267円	3935人	32,530,645
三種混合2か月～3歳未満	7491円	1人	7,491
三種混合3歳～6歳未満	6061円	1人	6,061
三種混合6歳～7歳6か月未満	5236円	1人	5,236
ロタウイルスワクチン（1価）出 生6週0日後～24週0日後	16500円	900人	14,850,000
ロタウイルスワクチン（5価）出 生6週0日後～32週0日後	11473円	2300人	26,387,900
接種不可6歳未満	3993円	115人	459,195
接種不可6歳以上	3168円	10人	31,680

令和5年度 随意契約理由書

番号 123

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直 通)			
契 約 案 件 名	妊婦健康診査、乳児健康診査及び乳児精密健康診査業務委託			
案 件 の 概 要	母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づく、妊婦健康診査、乳児健康診査及び乳児精密健康診査（妊婦健康診査14回、多胎妊娠の妊婦健康診査5回、子宮頸がん検査1回、乳児健康診査2回、乳児精密健康診査2回）を実施する業務を委託するもの			
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市和知川原1丁目101番地 [名 称] 公益社団法人宮崎県医師会			
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当			
	本業務は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づく、妊婦健康診査、乳児健康診査及び乳児精密健康診査（妊婦健康診査14回、多胎妊娠の妊婦健康診査5回、子宮頸がん検査1回、乳児健康診査2回、乳児精密健康診査2回）を実施する業務を委託するものである。 妊婦及び乳児の健康診査、並びに乳児精密健康診査については、上記法人が県内各医療機関における受診状況の集約及び事務処理を一括して行う体制が確立しており、他に同様の機能を有する団体は存在しない			
契 約 締 結 日	令和5年4月1日			
契 約 金 額	執行見込総額 1 3 2 , 4 0 5 , 7 9 0			
	複数単価契約	単価	予定数量	合計
	妊婦健康診査1回目	16680円	1205人	20,099,400
	妊婦健康診査2回目	6340円	1052人	6,669,680
	妊婦健康診査3回目	6340円	1056人	6,695,040
	妊婦健康診査4回目	8260円	1186人	9,796,360
	妊婦健康診査5回目	6340円	1076人	6,821,840
	妊婦健康診査6回目	6340円	1042人	6,606,280
	妊婦健康診査7回目	11470円	1177人	13,500,190
	妊婦健康診査8回目	5810円	1055人	6,129,550
	妊婦健康診査9回目	6340円	1035人	6,561,900
	妊婦健康診査10回目	5810円	963人	5,595,030
	妊婦健康診査11回目	11870円	1085人	12,878,950
	妊婦健康診査12回目	5810円	923人	5,362,630
	妊婦健康診査13回目	5810円	694人	4,032,140
	妊婦健康診査14回目	5810円	431人	2,504,110
	子宮頸がん検査	3560円	1186人	4,222,160
	乳児健康診査（1回目、2回目）	6410円	2283人	14,634,030
	乳児精密健康診査	3000円	2人	6,000
	多胎妊娠の妊婦健康診査	5810円	50人	290,500

令和5年度 随意契約理由書

番号	124
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直 通)			
契 約 案 件 名	産婦健康診査業務委託			
案 件 の 概 要	母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく、産婦健康診査を実施する業務を委託するもの			
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市和知川原1丁目101番地 [名 称] 公益社団法人宮崎県医師会			
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当			
	<p>本業務は、母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく、産婦健康診査を実施するものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、県内各医療機関における受診状況の集約及び事務処理を一括して行う体制が確立していなければならない。</p> <p>本県においては他に同様の機能を有する団体は存在しない。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p>			
契 約 締 結 日	令和5年4月1日			
契 約 金 額	執行見込総額 11,650,000円			
	単価契約	単価	予定数量	合計
	産婦健康診査	5000円	2330件	11,650,000

令和5年度 随意契約理由書

番号	125
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直通)																						
契 約 案 件 名	おたふくかぜワクチン予防接種業務委託																						
案 件 の 概 要	任意予防接種であるおたふくかぜワクチンを用いた予防接種の実施及び費用の助成に関する業務を委託するもの																						
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会																						
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務はおたふくかぜワクチンを用いた予防接種の実施及び費用の助成に関する業務を委託するものである。</p> <p>しかし、市には、具体的にどの医療機関がおたふくかぜワクチンを用いた予防接種を実施できるのか、また、各医療機関の受入可能件数がどの程度あるのかなどの情報が少ないため、本業務の実施に当たっては、実施医療機関の選定を含めて委託する必要がある。</p> <p>また、本業務の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。</p> <p>以上の理由により、都城北諸圏内の医師が多く所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。</p>																						
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																						
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">5, 8 9 8, 6 0 0 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">複数単価契約</td> <td style="text-align: right;">単価</td> <td style="text-align: right;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">生後12月から生後24月に至るまでの間にある者</td> <td style="text-align: right;">2500 円</td> <td style="text-align: right;">1100 人</td> <td style="text-align: right;">2, 750, 000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間</td> <td style="text-align: right;">2500 円</td> <td style="text-align: right;">1160 人</td> <td style="text-align: right;">2, 900, 000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">事務委託料</td> <td style="text-align: right;">110 円</td> <td style="text-align: right;">2260 人</td> <td style="text-align: right;">248, 600</td> </tr> </table>			執行見込総額	5, 8 9 8, 6 0 0 円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	2500 円	1100 人	2, 750, 000	5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間	2500 円	1160 人	2, 900, 000	事務委託料	110 円	2260 人	248, 600
執行見込総額	5, 8 9 8, 6 0 0 円																						
複数単価契約	単価	予定数量	合計																				
生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	2500 円	1100 人	2, 750, 000																				
5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間	2500 円	1160 人	2, 900, 000																				
事務委託料	110 円	2260 人	248, 600																				

令和5年度 随意契約理由書

番号	126
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直 通)		
契 約 案 件 名	新生児聴覚検査業務委託		
案 件 の 概 要	新生児聴覚検査の初回検査を実施するもの		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市和知川原1丁目101番地 [名 称] 公益社団法人宮崎県医師会		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	<p>本業務は、新生児聴覚検査の初回検査を実施するものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、県内各医療機関における受診状況の集約及び事務処理を一括して行う体制が確立していなければならない。</p> <p>本県においては他に同様の機能を有する団体は存在しない。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p>		
契 約 締 結 日	令和5年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額		5, 6 5 0, 0 0 0 円
	単価契約	単価	予定数量
	新生児聴覚検査	5000 円	1130 人
			合計 5, 6 5 0, 0 0 0

令和5年度 随意契約理由書

番号	127
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直通)			
契 約 案 件 名	妊婦歯科健康診査業務委託			
案 件 の 概 要	妊婦に対する問診、口腔内検査、口腔に関する相談の実施を委託するもの			
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市八幡町11街区3号 [名 称] 一般社団法人都城歯科医師会			
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当			
	<p>本業務は、妊婦に対する問診、口腔内検査、口腔に関する相談を実施するものである。</p> <p>しかし、市には、どの医療機関の歯科医師が妊婦を対象とした問診、口腔内検査、口腔に関する歯科保健指導を実施できるのか具体的な情報が少ないため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。</p> <p>以上の理由により、都城北諸圏内の歯科医師の多くが所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。</p>			
契 約 締 結 日	令和5年4月1日			
契 約 金 額	執行見込総額 4, 8 3 7, 5 0 0 円			
	単価契約	単価	予定数量	合計
	妊婦歯科健康診査	4300 円	1125 件	4, 837, 500

令和5年度 随意契約理由書

番号	128
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直 通)																												
契 約 案 件 名	広域予防接種業務委託																												
案 件 の 概 要	予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項各号に掲げる疾病のうち、同法第5条に基づき市の指定した疾病に対する予防接種の、定期予防接種業務を委託するもの																												
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市和知川原1丁目101番地 [名 称] 公益社団法人宮崎県医師会																												
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 <p>本業務は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項各号に掲げる疾病のうち、同法第5条に基づき市が指定した疾病に対する予防接種の定期予防接種業務を行うものである。</p> <p>市は、里帰り出産等の理由のため、県内他市町村にて予防接種を希望するものが多いことから、県内全域での接種の機会の確保する必要がある。</p> <p>しかし、市には、具体的に県内のどの医療機関が定期予防接種を実施できるのか、また、各医療機関の受入可能件数がどの程度あるのかなどの情報が少ないため、本業務の実施に当たっては、実施医療機関の選定を含めて委託する必要がある。</p> <p>また、本業務の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を集約し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。</p> <p>以上の理由により、宮崎県内の医師の多くが所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人との随意契約するものである。</p>																												
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																												
契 約 金 額	<table border="1"> <tr> <td>執行見込総額</td> <td colspan="3">3, 5 5 4, 1 9 1 円</td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td>単価</td> <td>予定数量</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）2月～3歳未満</td> <td>13425 円</td> <td>40 人</td> <td>537, 000</td> </tr> <tr> <td>四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）3歳～6歳未満</td> <td>11995 円</td> <td>1 人</td> <td>11, 995</td> </tr> <tr> <td>四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）6歳～90月に至るまで</td> <td>11170 円</td> <td>1 人</td> <td>11, 170</td> </tr> <tr> <td>三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）2月～3歳未満</td> <td>7786 円</td> <td>1 人</td> <td>7, 786</td> </tr> <tr> <td>三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）3歳～6歳未満</td> <td>6356 円</td> <td>1 人</td> <td>6, 356</td> </tr> </table>	執行見込総額	3, 5 5 4, 1 9 1 円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）2月～3歳未満	13425 円	40 人	537, 000	四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）3歳～6歳未満	11995 円	1 人	11, 995	四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）6歳～90月に至るまで	11170 円	1 人	11, 170	三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）2月～3歳未満	7786 円	1 人	7, 786	三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）3歳～6歳未満	6356 円	1 人	6, 356
執行見込総額	3, 5 5 4, 1 9 1 円																												
複数単価契約	単価	予定数量	合計																										
四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）2月～3歳未満	13425 円	40 人	537, 000																										
四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）3歳～6歳未満	11995 円	1 人	11, 995																										
四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）6歳～90月に至るまで	11170 円	1 人	11, 170																										
三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）2月～3歳未満	7786 円	1 人	7, 786																										
三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）3歳～6歳未満	6356 円	1 人	6, 356																										

三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）6歳～90月に至るまで	5531円	1人	5,531
二種混合（ジフテリア・破傷風）11歳以上13歳未満	5298円	5人	26,490
不活化ポリオ2月～3歳未満	12161円	1人	12,161
不活化ポリオ3歳～6歳未満	10731円	1人	10,731
不活化ポリオ6歳～90月に至るまで	9906円	1人	9,906
麻しん風しん混合ワクチン1歳～2歳未満	12835円	10人	128,350
麻しん風しん混合ワクチン5歳～6歳未満	11405円	5人	57,025
麻しん風しん混合ワクチン6歳～7歳未満	10580円	5人	52,900
麻しんワクチン1歳～2歳未満	9215円	1人	9,215
麻しんワクチン5歳～6歳未満	7785円	1人	7,785
風しんワクチン1歳～2歳未満	9221円	1人	9,221
風しんワクチン5歳～6歳未満	7791円	1人	7,791
風しんワクチン6歳～7歳未満	6966円	1人	6,966
日本脳炎6月～3歳未満	9732円	15人	145,980
日本脳炎3歳～6歳未満	8302円	15人	124,530
日本脳炎6歳以上90月に至るまで	9732円	6人	58,392
日本脳炎9歳～13歳未満	7477円	7人	52,339
日本脳炎20歳未満	7477円	3人	22,431
BCG1歳に至るまで	11710円	12人	140,520
Hib2月～3歳未満	10759円	45人	484,155
Hib3歳～5歳未満	3929円	2人	7,858
小児肺炎球菌2月～3歳未満	14203円	45人	639,135
小児肺炎球菌3歳～5歳未満	12773円	1人	12,773
HPV（2・4価）①小6～高1相当年齢の女子	17367円	2人	34,734
②H9.4.2からH18.4.1生まれの女子			
HPV（9価）①小6～高1相当年齢の女子	27940円	3人	83,820
②H9.4.2からH18.4.1生まれの女子			
水痘1～3歳未満	11159円	15人	167,385
B型肝炎1歳に至るまで	8417円	35人	294,595
ロタウイルス（1価）出生6週0日後から24週0日後まで	16922円	10人	169,220
ロタウイルス（5価）出生6週0日後から32週0日後まで	11785円	15人	176,775
予診のみ実施	3388円	5人	16,940
麻しんワクチン6歳～7歳未満	6960円	1人	6,960

令和5年度 随意契約理由書

番号	129
----	-----

担当課	[部課等名] こども部 こども家庭課 [電話番号] 0986-36-5661 (直通)																																																																		
契約案件名	予防接種業務委託																																																																		
案件の概要	予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項各号に掲げる疾病のうち、同法第5条に基づき市の指定した疾病に対する予防接種の、定期予防接種業務を委託するもの																																																																		
契約の相手方	[所在地] 都城市祝吉町5033番地1 [名称] 独立行政法人国立病院機構 都城医療センター																																																																		
契約の相手方の選定理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項各号に掲げる疾病のうち、同法第5条に基づき市が指定した疾病に対する予防接種の定期予防接種業務を行うものである。</p> <p>上記センターは、高度な医療が必要な乳幼児等に対し、入院及び通院による長期の治療を行う医療機関である。そのため、同センターを入院及び通院している乳幼児の予防接種の接種機関として確保する必要がある。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p>																																																																		
契約締結日	令和5年4月1日																																																																		
契約金額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">執行見込総額</th> <th colspan="2" style="text-align: right;">2,611,517円</th> </tr> <tr> <th>複数単価契約</th> <th>単価</th> <th>予定数量</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四種混合 1期2か月～3歳未満</td> <td>12,980円</td> <td>30</td> <td>389,400</td> </tr> <tr> <td>四種混合 1期3歳～6歳未満</td> <td>11,550円</td> <td>1</td> <td>11,550</td> </tr> <tr> <td>四種混合 1期6歳～7歳6か月未満</td> <td>10,725円</td> <td>1</td> <td>10,725</td> </tr> <tr> <td>麻しん風しん混合 1期1歳～2歳未満</td> <td>12,485円</td> <td>8</td> <td>99,880</td> </tr> <tr> <td>麻しん風しん混合 2期5歳</td> <td>11,055円</td> <td>3</td> <td>33,165</td> </tr> <tr> <td>麻しん風しん混合 2期6歳</td> <td>10,230円</td> <td>3</td> <td>30,690</td> </tr> <tr> <td>二種混合 1期2か月～3歳未満</td> <td>7,315円</td> <td>1</td> <td>7,315</td> </tr> <tr> <td>二種混合 1期3歳～6歳未満</td> <td>5,885円</td> <td>1</td> <td>5,885</td> </tr> <tr> <td>二種混合 1期6歳～7歳6か月未満</td> <td>5,060円</td> <td>1</td> <td>5,060</td> </tr> <tr> <td>二種混合 2期11歳以上13歳未満</td> <td>5,060円</td> <td>1</td> <td>5,060</td> </tr> <tr> <td>乾燥細胞培養日本脳炎 1期6か月～3歳未満</td> <td>9,405円</td> <td>5</td> <td>47,025</td> </tr> <tr> <td>乾燥細胞培養日本脳炎 1期3歳～6歳未満</td> <td>7,975円</td> <td>5</td> <td>39,875</td> </tr> <tr> <td>乾燥細胞培養日本脳炎 1期6歳～20歳未満</td> <td>7,150円</td> <td>5</td> <td>35,750</td> </tr> <tr> <td>乾燥細胞培養日本脳炎 2期9歳～20歳未満</td> <td>7,150円</td> <td>1</td> <td>7,150</td> </tr> </tbody> </table>			執行見込総額		2,611,517円		複数単価契約	単価	予定数量	合計	四種混合 1期2か月～3歳未満	12,980円	30	389,400	四種混合 1期3歳～6歳未満	11,550円	1	11,550	四種混合 1期6歳～7歳6か月未満	10,725円	1	10,725	麻しん風しん混合 1期1歳～2歳未満	12,485円	8	99,880	麻しん風しん混合 2期5歳	11,055円	3	33,165	麻しん風しん混合 2期6歳	10,230円	3	30,690	二種混合 1期2か月～3歳未満	7,315円	1	7,315	二種混合 1期3歳～6歳未満	5,885円	1	5,885	二種混合 1期6歳～7歳6か月未満	5,060円	1	5,060	二種混合 2期11歳以上13歳未満	5,060円	1	5,060	乾燥細胞培養日本脳炎 1期6か月～3歳未満	9,405円	5	47,025	乾燥細胞培養日本脳炎 1期3歳～6歳未満	7,975円	5	39,875	乾燥細胞培養日本脳炎 1期6歳～20歳未満	7,150円	5	35,750	乾燥細胞培養日本脳炎 2期9歳～20歳未満	7,150円	1	7,150
執行見込総額		2,611,517円																																																																	
複数単価契約	単価	予定数量	合計																																																																
四種混合 1期2か月～3歳未満	12,980円	30	389,400																																																																
四種混合 1期3歳～6歳未満	11,550円	1	11,550																																																																
四種混合 1期6歳～7歳6か月未満	10,725円	1	10,725																																																																
麻しん風しん混合 1期1歳～2歳未満	12,485円	8	99,880																																																																
麻しん風しん混合 2期5歳	11,055円	3	33,165																																																																
麻しん風しん混合 2期6歳	10,230円	3	30,690																																																																
二種混合 1期2か月～3歳未満	7,315円	1	7,315																																																																
二種混合 1期3歳～6歳未満	5,885円	1	5,885																																																																
二種混合 1期6歳～7歳6か月未満	5,060円	1	5,060																																																																
二種混合 2期11歳以上13歳未満	5,060円	1	5,060																																																																
乾燥細胞培養日本脳炎 1期6か月～3歳未満	9,405円	5	47,025																																																																
乾燥細胞培養日本脳炎 1期3歳～6歳未満	7,975円	5	39,875																																																																
乾燥細胞培養日本脳炎 1期6歳～20歳未満	7,150円	5	35,750																																																																
乾燥細胞培養日本脳炎 2期9歳～20歳未満	7,150円	1	7,150																																																																

麻しん 1期1歳～2歳未満	8,910円	1	8,910
麻しん 2期5歳	7,480円	1	7,480
麻しん 2期6歳	6,655円	1	6,655
風しん 1期1歳～2歳未満	8,921円	1	8,921
風しん 2期5歳	7,491円	1	7,491
風しん 2期6歳	6,666円	1	6,666
BCG1歳未満	11,814円	12	141,768
不活化ポリオ2か月～3歳未満	11,825円	1	11,825
不活化ポリオ3歳～6歳未満	10,395円	1	10,395
不活化ポリオ6歳～7歳6か月未満	9,570円	1	9,570
Hibワクチン生後2か月～5歳未満	8,954円	45	402,930
小児用肺炎球菌生後2か月～5歳未満	12,320円	45	554,400
子宮頸がん(2・4価)小6～高1相当年齢の女子	16,775円	1	16,775
子宮頸がん(9価)小6～高1相当年齢の女子	26,939円	2	53,878
水痘1歳～3歳未満	10,780円	15	161,700
B型肝炎1歳未満(ただし平成28年4月1日以降に生まれた者)	8,267円	25	206,675
三種混合 1期3か月～3歳未満	7,491円	1	7,491
三種混合 1期3歳～6歳未満	6,061円	1	6,061
三種混合 1期6歳～7歳6か月未満	5,236円	1	5,236
ロタウイルスワクチン(1価)出生6週0日後～24週0日後	16,500円	10	165,000
ロタウイルスワクチン(5価)出生6週0日後～32週0日後	11,473円	6	68,838
接種不可6歳未満	3,993円	2	7,986
接種不可6歳以上	3,168円	2	6,336

令和5年度 随意契約理由書

番号	130
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直 通)																		
契 約 案 件 名	2歳6か月児歯科健康診査及びフッ素塗布業務委託																		
案 件 の 概 要	2歳6か月児に対する歯科健康診査及びフッ素塗布実施並びにその保護者に対する歯科保健指導の実施を委託するもの																		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市八幡町11街区3号 [名 称] 一般社団法人都城歯科医師会																		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、2歳6か月児に対する歯科健康診査及びフッ素塗布実施並びにその保護者に対する歯科保健指導を実施するものである。</p> <p>しかし、市には、どの医療機関の歯科医師が小児を対象とした歯科健康診査及びフッ素塗布を実施できるのか具体的な情報が少ないため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。</p> <p>以上の理由により、都城北諸圏内の歯科医師の多くが所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。</p>																		
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																		
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">2, 282, 738円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">歯科医師の出勤 (診察助手手当を含む。)</td> <td style="text-align: right;">22838円</td> <td style="text-align: right;">55回</td> <td style="text-align: right;">1,256,090</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">歯科衛生士</td> <td style="text-align: right;">5238円</td> <td style="text-align: right;">196回</td> <td style="text-align: right;">1,026,648</td> </tr> </table>			執行見込総額	2, 282, 738円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	歯科医師の出勤 (診察助手手当を含む。)	22838円	55回	1,256,090	歯科衛生士	5238円	196回	1,026,648
執行見込総額	2, 282, 738円																		
複数単価契約	単価	予定数量	合計																
歯科医師の出勤 (診察助手手当を含む。)	22838円	55回	1,256,090																
歯科衛生士	5238円	196回	1,026,648																

令和5年度 随意契約理由書

番号 131

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直 通)																
契 約 案 件 名	1 歳 6 か 月 児 及 び 3 歳 児 健 康 診 査 業 務 委 託																
案 件 の 概 要	母子保健法第12条に基づき市が実施する1歳6か月児健康診査業務及び3歳児健康診査業務の内、小児科診察を委託するもの																
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都 城 市 姫 城 町 8 街 区 2 3 号 [名 称] 一 般 社 団 法 人 都 城 市 北 諸 県 郡 医 師 会																
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、母子保健法第12条及び厚生労働省の通知する実施要綱「乳幼児に対する健康診査の実施について（平成10年4月8日児発第285号）」に基づき、市が実施する1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の内、小児科診察の実施を委託するものである。 しかし、市には、市内の医療機関で小児の健康診査を実施できる小児科医師がいるのかなどの具体的な情報が少ない。また、本業務の性質上、個々の医療機関に所属する小児科医師と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。 以上の理由により、都城北諸圏内の小児科医師の多くが所属する上記法人と随意契約するものである。																
契 約 締 結 日	令 和 5 年 4 月 1 日																
契 約 金 額	<table border="1"> <tr> <td>執行見込総額</td> <td colspan="3">1, 6 4 4, 3 3 6 円</td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td>単価</td> <td>予定数量</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>1歳6か月児健康診査業務委託医師1回の出勤（診察助手手当を含む。）</td> <td>22838 円</td> <td>36 回</td> <td>822, 168</td> </tr> <tr> <td>3歳児健康診査業務委託医師1回の出勤（診察助手手当を含む。）</td> <td>22838 円</td> <td>36 回</td> <td>822, 168</td> </tr> </table>	執行見込総額	1, 6 4 4, 3 3 6 円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	1歳6か月児健康診査業務委託医師1回の出勤（診察助手手当を含む。）	22838 円	36 回	822, 168	3歳児健康診査業務委託医師1回の出勤（診察助手手当を含む。）	22838 円	36 回	822, 168
執行見込総額	1, 6 4 4, 3 3 6 円																
複数単価契約	単価	予定数量	合計														
1歳6か月児健康診査業務委託医師1回の出勤（診察助手手当を含む。）	22838 円	36 回	822, 168														
3歳児健康診査業務委託医師1回の出勤（診察助手手当を含む。）	22838 円	36 回	822, 168														

令和5年度 随意契約理由書

番号	132
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 3 6 - 5 6 6 1 (直 通)																		
契 約 案 件 名	1 歳 6 か 月 児 及 び 3 歳 児 歯 科 健 康 診 査 業 務 委 託																		
案 件 の 概 要	母子保健法第12条に基づき市が実施する1歳6か月児健康診査業務及び3歳児健康診査業務の内、歯科診察を委託するもの																		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都 城 市 八 幡 町 1 1 街 区 3 号 [名 称] 一 般 社 団 法 人 都 城 歯 科 医 師 会																		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、母子保健法第12条及び厚生労働省の通知する実施要綱「乳幼児に対する健康診査の実施について（平成10年4月8日児発第285号）」に基づき、市が実施する1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の内、歯科診察の実施を委託するものである。</p> <p>しかし、市には、市内の医療機関のうち小児の健康診査を実施できる歯科医師がいるのかなどの具体的な情報が少ない。また、本業務の性質上、個々の医療機関に所属する歯科医師と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。</p> <p>以上の理由により、都城北諸圏内の歯科医師の多くが所属する上記法人と随意契約するものである。</p>																		
契 約 締 結 日	令 和 5 年 4 月 1 日																		
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">1, 6 4 4, 3 3 6 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">複数単価契約</td> <td style="text-align: right;">単価</td> <td style="text-align: right;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1歳6か月児健康診査業務委託歯科医師1回の出勤（診察助手手当を含む。）</td> <td style="text-align: right;">22838 円</td> <td style="text-align: right;">36 回</td> <td style="text-align: right;">822, 168</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">3歳児健康診査業務委託歯科医師1回の出勤（診察助手手当を含む。）</td> <td style="text-align: right;">22838 円</td> <td style="text-align: right;">36 回</td> <td style="text-align: right;">822, 168</td> </tr> </table>			執行見込総額	1, 6 4 4, 3 3 6 円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	1歳6か月児健康診査業務委託歯科医師1回の出勤（診察助手手当を含む。）	22838 円	36 回	822, 168	3歳児健康診査業務委託歯科医師1回の出勤（診察助手手当を含む。）	22838 円	36 回	822, 168
執行見込総額	1, 6 4 4, 3 3 6 円																		
複数単価契約	単価	予定数量	合計																
1歳6か月児健康診査業務委託歯科医師1回の出勤（診察助手手当を含む。）	22838 円	36 回	822, 168																
3歳児健康診査業務委託歯科医師1回の出勤（診察助手手当を含む。）	22838 円	36 回	822, 168																

令和5年度 随意契約理由書

番号	133
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 4 (直通)
契 約 案 件 名	助産施設入院助産等業務委託
案 件 の 概 要	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とした、入院助産等業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市祝吉町5033番地1 [名 称] 独立行政法人国立病院機構 都城医療センター
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条及び第36条に規定されているものであり、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に、助産を受けさせるものである。</p> <p>また、本業務を行う施設については、児童福祉法第45条の規定に基づき、児童福祉施設最低基準に定められた第1種助産施設又は第2種助産施設とされており、都道府県に届出が必要である。</p> <p>この点、本市において上記の要件を満たしているのは、上記法人のみであるため、同法人と随意契約するものである。</p> <p>○児童福祉法 第45条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。</p> <p>※契約単価については、別紙のとおり</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	執行見込総額 1,500,000円

別紙（番号133関係）

単価等内訳書

1 契約単価

（1）入院助産に要する費用

診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）並びに入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）に基づき、乙が採用している点数表により算定した額

（2）分娩介助料、胎盤処置料・新生児介補料及び保険料

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年厚生省発児第86号厚生事務次官通知）に定める額

令和5年度 随意契約理由書

番号	134
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直 通)																						
契 約 案 件 名	妊婦健康診査業務委託																						
案 件 の 概 要	母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づく妊婦健康診査を実施する業務を委託するもの																						
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市乙房町1588番地1 [名 称] ほのか助産院																						
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づく妊婦健康診査を実施（医療的判断が必要な検査項目は含まないものとする。）する業務を委託するものである。</p> <p>本市に住所がある妊婦が、助産院での妊婦健康診査を希望した場合に受診ができるよう、妊婦の受診頻度が高い上記助産院と随意契約するものである。</p>																						
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																						
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">執行見込総額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">1, 4 8 9, 7 0 0 円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">複数単価契約</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>妊婦健康診査 2・3・5・6・9回目</td> <td style="text-align: center;">6340 円</td> <td style="text-align: center;">125 人</td> <td style="text-align: center;">792, 500</td> </tr> <tr> <td>妊婦健康診査 8・10・12・13・14回目</td> <td style="text-align: center;">5810 円</td> <td style="text-align: center;">120 人</td> <td style="text-align: center;">697, 200</td> </tr> </table>			執行見込総額		1, 4 8 9, 7 0 0 円		複数単価契約					単価	予定数量	合計	妊婦健康診査 2・3・5・6・9回目	6340 円	125 人	792, 500	妊婦健康診査 8・10・12・13・14回目	5810 円	120 人	697, 200
執行見込総額		1, 4 8 9, 7 0 0 円																					
複数単価契約																							
	単価	予定数量	合計																				
妊婦健康診査 2・3・5・6・9回目	6340 円	125 人	792, 500																				
妊婦健康診査 8・10・12・13・14回目	5810 円	120 人	697, 200																				

令和5年度 随意契約理由書

番号	135
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直通)			
契 約 案 件 名	妊婦健康診査、乳児健康診査及び乳児精密健康診査業務委託			
案 件 の 概 要	母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づく、妊婦及び乳児の健康診査並びに乳児の精密健康診査（妊婦健康診査14回、子宮頸がん検査1回、乳児健康診査2回、乳児精密健康診査2回）を実施する業務を委託するもの			
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市清武町木原5200番地 [名 称] 宮崎大学医学部附属病院			
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当			
	<p>本業務は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づく、妊婦及び乳児の健康診査及び乳児の精密健康診査（妊婦健康診査14回、子宮頸がん検査1回、乳児健康診査2回、乳児精密健康診査2回）を実施する業務を委託するものである。</p> <p>妊婦及び乳児の健康診査並びに乳児の精密健康診査において、基礎疾患等により高度で先進的な医療を受けることが必要とされる妊婦及び乳児についての健診受診機会を確保するため、県内で唯一総合周産期母子医療センターの機能を持つ上記法人と随意契約するものである。</p>			
契 約 締 結 日	令和5年4月1日			
契 約 金 額	執行見込総額 1, 313, 150円			
	複数単価契約	単価	予定数量	合計
	妊婦健康診査1回目	16720円	10人	167,200
	妊婦健康診査2回目	6300円	10人	63,000
	妊婦健康診査3回目	6300円	10人	63,000
	妊婦健康診査4回目	8620円	10人	86,200
	妊婦健康診査5回目	6300円	10人	63,000
	妊婦健康診査6回目	6300円	10人	63,000
	妊婦健康診査7回目	11950円	10人	119,500
	妊婦健康診査8回目	6300円	10人	63,000
	妊婦健康診査9回目	6300円	10人	63,000
	妊婦健康診査10回目	6300円	10人	63,000
	妊婦健康診査11回目	12230円	10人	122,300
	妊婦健康診査12回目	6300円	10人	63,000
	妊婦健康診査13回目	6300円	5人	31,500
	妊婦健康診査14回目	6300円	5人	31,500
	子宮頸がん検査	3560円	10人	35,600
	乳児健康診査（1回目、2回目）	6410円	10人	64,100
	乳児精密健康診査	3000円	2人	6,000
	多胎妊娠の妊婦健康診査	5810円	25人	145,250

令和5年度 随意契約理由書

番号	136
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直通)
契 約 案 件 名	都城市保健センター室内清掃等業務委託
案 件 の 概 要	都城市保健センター施設内外の生活的環境を衛生的に保持し、施設利用者及び来訪者に、常に清潔かつ快適な利用環境を提供するための日常清掃業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市宮丸町3048-1 [名 称] つやげん九州株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城市保健センターは、子育て世代活動支援センター等複合施設の2階に設置されている。</p> <p>当該複合施設の2階には、まちなか交流センターの指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理するスペースもあり、2階フロアは、都城市及び指定管理者が管理することとなっている。</p> <p>このため、仮に、指定管理者が委託する清掃事業者と異なる事業者へ本業務を委託した場合、業務範囲等についての責任の主体が不明確となり、確実な業務の履行ができなくなるおそれがある。</p> <p>また、保健センターの事業は、主に乳幼児を対象としており、健診の途中等に嘔吐物、飲料等でフロアを汚染することがある。嘔吐物の場合、感染予防の観点からも短時間での清掃処理が必要であるが、上記事業者は常に複合施設内にいるため、即座に対応することが可能である。</p> <p>さらにフロア全体を同一の事業者が清掃することにより、経費も抑えることができ、効率的な業務履行ができる。</p> <p>以上の理由により、指定管理者が委託する清掃事業者である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 213, 300円

令和5年度 随意契約理由書

番号	137
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直通)
契 約 案 件 名	機械警備業務委託
案 件 の 概 要	警備業法（昭和47年法律第117号）に基づき、都城市保健センター内外及びこれらに付随する諸施設等の財産の保全に努めるため、警備業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市前田町7街区24号 [名 称] 南九州システム株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城市保健センターは、子育て世代活動支援センター等複合施設の2階に設置されている。</p> <p>当該複合施設の2階には、まちなか交流センターの指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理するスペースもあり、2階フロアは、都城市と指定管理者が各管理エリアを機械警備することとなっている。</p> <p>また、現在の警備用機械設備は、上記事業者が設置したものであることや、指定管理者の管理スペースに、複合施設の機械警備を統括する機器が設置してあることにより、保健センターの管理エリアのみ、機器を取り換えることは困難である。</p> <p>このため、仮に、指定管理者が委託する事業者と異なる事業者へ本業務を委託した場合、業務の履行が困難になる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者に継続して業務委託する必要があるため、随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 1 8 8, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	138
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直通)																								
契 約 案 件 名	健康診査に要した費用の支払に係る審査業務委託																								
案 件 の 概 要	母子保健法に基づき実施する妊婦健康診査、産婦健康診査、乳児健康診査、乳児精密健康診査、及び新生児聴覚検査に要した費用の支払に係る審査業務を委託するもの																								
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市和知川原1丁目101番地 [名 称] 公益社団法人宮崎県医師会																								
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づき実施する妊婦健康診査、産婦健康診査、乳児健康診査、乳児精密健康診査及び新生児聴覚検査に要した費用の支払に係る審査業務を委託するものである。</p> <p>妊婦健康診査、産婦健康診査、乳児健康診査、乳児精密健康診査及び新生児聴覚検査に要した費用の支払に係る審査については、本市の受診者が、受診時に県内各医療機関に提出した受診票を上記法人が集約し、審査を行う体制が確立しており、ほかに同様の機能を有する団体は存在しない。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p>																								
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																								
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">1, 1 1 6, 3 8 8 円</td> </tr> <tr> <td>単価契約</td> <td style="text-align: center;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>妊婦健康診査</td> <td style="text-align: center;">52 円</td> <td style="text-align: center;">21469 件</td> <td style="text-align: right;">1, 116, 388</td> </tr> <tr> <td>産婦健康診査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>乳児健康診査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新生児聴覚検査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	執行見込総額	1, 1 1 6, 3 8 8 円	単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>妊婦健康診査</td> <td style="text-align: center;">52 円</td> <td style="text-align: center;">21469 件</td> <td style="text-align: right;">1, 116, 388</td> </tr> <tr> <td>産婦健康診査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>乳児健康診査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新生児聴覚検査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		単価	予定数量	合計	妊婦健康診査	52 円	21469 件	1, 116, 388	産婦健康診査				乳児健康診査				新生児聴覚検査			
執行見込総額	1, 1 1 6, 3 8 8 円																								
単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>妊婦健康診査</td> <td style="text-align: center;">52 円</td> <td style="text-align: center;">21469 件</td> <td style="text-align: right;">1, 116, 388</td> </tr> <tr> <td>産婦健康診査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>乳児健康診査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新生児聴覚検査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		単価	予定数量	合計	妊婦健康診査	52 円	21469 件	1, 116, 388	産婦健康診査				乳児健康診査				新生児聴覚検査							
	単価	予定数量	合計																						
妊婦健康診査	52 円	21469 件	1, 116, 388																						
産婦健康診査																									
乳児健康診査																									
新生児聴覚検査																									

令和5年度 随意契約理由書

番号	139
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直 通)												
契 約 案 件 名	1歳6か月児及び3歳児健康診査に伴う心理相談業務委託												
案 件 の 概 要	母子保健法第12条に基づき市が実施する1歳6か月児健康診査業務及び3歳児健康診査業務の内、心理相談業務を委託するもの												
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市平塚町2880番地 [名 称] 社会福祉法人石井記念友愛社 児童家庭支援センターゆうりん												
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、母子保健法第12条及び厚生労働省の通知する実施要綱「乳幼児に対する健康診査の実施について(平成10年4月9日児発第285号)」に基づき、市が実施する1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の内、心理相談業務を委託するものである。</p> <p>契約相手方である社会福祉法人石井記念友愛社児童家庭支援センターゆうりんは、児童福祉施設であり、専門的な知識や技術的助言を行うことができる心理相談員を有している。</p> <p>以上の理由から、上記の契約相手方と随意契約するものである。</p>												
契 約 締 結 日	令和5年4月1日												
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">942,840円</td> </tr> <tr> <td>単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>1歳6か月児及び3歳児健康診査に伴う心理相談</td> <td style="text-align: center;">10476円</td> <td style="text-align: center;">90回</td> <td style="text-align: center;">942,840</td> </tr> </table>	執行見込総額	942,840円			単価契約	単価	予定数量	合計	1歳6か月児及び3歳児健康診査に伴う心理相談	10476円	90回	942,840
執行見込総額	942,840円												
単価契約	単価	予定数量	合計										
1歳6か月児及び3歳児健康診査に伴う心理相談	10476円	90回	942,840										

令和5年度 随意契約理由書

番号	140
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直 通)
契 約 案 件 名	産後ケア事業委託
案 件 の 概 要	支援が必要と判断される産婦及びその家族を対象として、専門的な見地からの適切な相談支援を実施する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市神宮1丁目235番地 [名 称] 一般社団法人宮崎県助産師会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、産婦等が抱える子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家等による相談支援を行い、家庭や地域での産婦等の孤立感の解消を図るため、ショートステイ、デイサービス及びアウトリーチ型による支援を行う業務を委託するものである。</p> <p>このようなことが実施可能な団体は県内において上記法人しかないため、同法人と随意契約するものである。</p> <p>※契約単価については、別紙のとおり</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	執行見込総額 8 7 4 , 5 4 5 円

別紙（番号140関係）

単価、予定数量及び予定総額（推定総額）

（1） デイサービス型及びアウトリーチ型

区 分		単 価 (消費税は非課税。)		予定数	予定総額
デイサービス型（2時間程度）	施設使用料	一回につき2,000円		12回	24,000円
	相談指導料	課税世帯	一回につき5,500円	10回	55,000円
		非課税世帯	一回につき5,700円	1回	5,700円
		生活保護世帯	一回につき6,000円	1回	6,000円
	児一人追加	課税世帯	一人につき2,800円	1人	2,800円
		非課税世帯	一人につき2,900円	1人	2,900円
		生活保護世帯	一人につき3,000円	1人	3,000円
	外部講師	一回につき5,000円		3回	15,000円
	心理士	一回につき6,000円		3回	18,000円
デイサービス型（4時間程度）	施設使用料	一回につき2,000円		11回	22,000円
	相談指導料	課税世帯	一回につき11,000円	8回	88,000円
		非課税世帯	一回につき11,500円	1回	11,500円
		生活保護世帯	一回につき12,000円	2回	24,000円
	児一人追加	課税世帯	一人につき2,800円	1人	2,800円
		非課税世帯	一人につき2,900円	1人	2,900円
		生活保護世帯	一人につき3,000円	1人	3,000円
	外部講師	一回につき5,000円		2回	10,000円
	心理士	一回につき6,000円		2回	12,000円
アウトリーチ型	訪問指導料	課税世帯	一回につき5,500円	13回	71,500円
		非課税世帯	一回につき5,700円	1回	5,700円
		生活保護世帯	一回につき6,000円	1回	6,000円
	児一人追加	課税世帯	一人につき2,800円	5人	14,000円
		非課税世帯	一人につき2,900円	1人	2,900円
		生活保護世帯	一人につき3,000円	1人	3,000円

	外部講師	一回につき5,000円	10回	50,000円
	心理士	一回につき6,000円	2回	12,000円

(2) ショートステイ型

区 分			単 価 (消費税は非課税。)		予定数	予定総額
ショートステイ型 母子一組	母子一組 につき	1泊2日	課税世帯	一組につき29,000円	2組	58,000円
			非課税世帯	一組につき33,500円	1組	33,500円
			生活保護世帯	一組につき34,500円	1組	34,500円
		一日追加	課税世帯	一組につき20,000円	8組	160,000円
			非課税世帯	一組につき22,300円	1組	22,300円
			生活保護世帯	一組につき22,800円	1組	22,800円
	母子一組 に児一人 追加され た場合	1泊2日	課税世帯	一人につき4,000円	1人	4,000円
			非課税世帯	一人につき4,900円	1人	4,900円
			生活保護世帯	一人につき5,000円	1人	5,000円
		一日追加	課税世帯	一人につき4,000円	1人	4,000円
			非課税世帯	一人につき4,500円	1人	4,500円
			生活保護世帯	一人につき4,500円	1人	4,500円

*母子一組とは、出産後1年を経過しない女子及び乳児各一人ずつとする

(3) その他

区 分	単 価 (消費税は非課税)	予定数	予定総額
事務手数料	一回のサービス利用につき30円	42回	1,260円
諸経費	当該月のサービス利用料合計の5%	12月	41,585円

令和5年度 随意契約理由書

番号	141
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直通)		
契 約 案 件 名	産前・産後サポート事業委託		
案 件 の 概 要	支援を受けることが必要と判断される妊産婦及びその家族を対象として、専門的な見地からの適切な相談支援を実施するもの		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市神宮1丁目235番地 [名 称] 一般社団法人宮崎県助産師会		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	<p>本業務は、妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図るため、教室の実施や相談による支援を行う業務である。</p> <p>このようなことが実施可能な団体は県内において上記法人しかないため、同法人と随意契約するものである。</p>		
契 約 締 結 日	令和5年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額		775,674円
	複数単価契約	単価	予定数量
	産前・産後サポート事業 (保健センター実施)	39778円	15回
産前・産後サポート事業 (上田助産院実施)	29834円	6回	596,670
			179,004

令和5年度 随意契約理由書

番号	142
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直通)
契 約 案 件 名	都城市保健センターエレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	都城市保健センターに設置されているエレベータの毎月の遠隔定期診断、技術員の巡回保守点検及び調整、稼働状況に応じたプログラムによる整備等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区長浜2-4-1 [名 称] 東芝エレベータ株式会社九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>エレベータの仕様・構造は、メーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で安全管理を行っている。</p> <p>このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の不備によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。</p> <p>以上の点を考慮し、設置されているエレベータの施工及びメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	765,600円

令和5年度 随意契約理由書

番号	143
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直 通)
契 約 案 件 名	母子健康情報サービス利用
案 件 の 概 要	母子健康手帳に記録されている情報を電子化することにより、保護者等の利用者が、パソコンやスマホにより母子健康手帳情報の閲覧及び記録並びに様々な子育て支援を受けることを可能とするもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 群馬県前橋市大友町一丁目6-11 [名 称] 一般社団法人ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、母子健康手帳に記録されている情報を電子化することにより、保護者等の利用者が、パソコンやスマホでの情報の閲覧及び記録並びに様々な子育て支援を受けることを可能とするものである。</p> <p>母子健康情報サービス事業システムの構築に当たっては、セキュリティレベルが最も高いマイナンバーカードによる本人認証を必須としているが、上記事業者は、母子健康情報サービスにおいて、マイナンバーカードによる認証を実現している唯一の事業者であり、他自治体での導入実績も有している。</p> <p>また、上記事業者は、マイナンバーカードの利用において、民間事業者として全国で初めて総務大臣から認定を受けており、総務大臣認定基準を満たすデータセンターを設置していることから、システムの安全性・安定性も高いレベルで実現されている。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	660,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	144
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直 通)																						
契 約 案 件 名	妊婦健康診査業務委託																						
案 件 の 概 要	母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づく妊婦健康診査（14回）を実施する業務を委託するもの																						
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 北諸県郡三股町新馬場 2 5 番地 3 [名 称] みまた助産院																						
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づく妊婦健康診査を実施（医療的判断が必要な検査項目は含まないものとする。）する業務を委託するものである。</p> <p>本市に住所がある妊婦が、助産院での妊婦健康診査を希望した場合に受診ができるよう、妊婦の受診頻度が高い上記助産院と随意契約するものである。</p>																						
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																						
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">執行見込総額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">5 7 8 , 4 5 0 円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">複数単価契約</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>妊婦健康診査 2・3・5・6・9回目</td> <td style="text-align: center;">6340 円</td> <td style="text-align: center;">50 人</td> <td style="text-align: center;">317,000</td> </tr> <tr> <td>妊婦健康診査 8・10・12・13・14回目</td> <td style="text-align: center;">5810 円</td> <td style="text-align: center;">45 人</td> <td style="text-align: center;">261,450</td> </tr> </table>			執行見込総額		5 7 8 , 4 5 0 円		複数単価契約					単価	予定数量	合計	妊婦健康診査 2・3・5・6・9回目	6340 円	50 人	317,000	妊婦健康診査 8・10・12・13・14回目	5810 円	45 人	261,450
執行見込総額		5 7 8 , 4 5 0 円																					
複数単価契約																							
	単価	予定数量	合計																				
妊婦健康診査 2・3・5・6・9回目	6340 円	50 人	317,000																				
妊婦健康診査 8・10・12・13・14回目	5810 円	45 人	261,450																				

令和5年度 随意契約理由書

番号	145
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 保育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 4 8 9 4 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市一時預かり等ネット検索予約システム運用保守業務委託
案 件 の 概 要	都城市一時預かり等ネット検索予約システムの運用保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 大阪府大阪市西区江戸堀二丁目1番1号 [名 称] シフトプラス株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城市一時預かり等ネット検索予約システムは、公募型プロポーザルにより選定した上記事業者が制作したものであるため、同事業者でなければ本委託業務の適切かつ確実な履行を期待できない。</p> <p>仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、システム運用に支障が出る恐れがある。</p> <p>以上の理由により、当該システムを制作した上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 1 1 6, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	146
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 4 3 8 3 (直通)																																		
契 約 案 件 名	新型コロナウイルス感染症の予防接種等の費用の支払いに係る委託																																		
案 件 の 概 要	新型コロナウイルス感染症予防接種費用の支払等業務を委託するもの																																		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会																																		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、本市を住所地とする予防接種対象者が、本市に所在する医療機関等において本予防接種を受けた場合に、当該医療機関等に対して支払うべき本予防接種費用の支払等の業務を行うものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、各医療機関から提出される予診票の確認、市に対する請求金額の集計及び各医療機関への支払に係る業務を委託する必要があるため、唯一、都城市の医療機関の取りまとめや調整を行うことのできる上記法人と随意契約するものである。</p>																																		
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																																		
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">執行見込総額</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">円</th> <th></th> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">複数単価契約</th> <th style="text-align: center;">単価</th> <th style="text-align: center;">予定数量</th> <th style="text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接種費用</td> <td style="text-align: right;">2277 円</td> <td style="text-align: right;">125760</td> <td style="text-align: right;">286,355,520</td> </tr> <tr> <td>予診のみを実施した場合の予診費用</td> <td style="text-align: right;">1694 円</td> <td style="text-align: right;">80</td> <td style="text-align: right;">135,520</td> </tr> <tr> <td>6歳未満の者に係る加算費用</td> <td style="text-align: right;">726 円</td> <td style="text-align: right;">6400</td> <td style="text-align: right;">4,646,400</td> </tr> <tr> <td>事務委託料（予診票1件当たり）</td> <td style="text-align: right;">200 円</td> <td style="text-align: right;">125840</td> <td style="text-align: right;">25,168,000</td> </tr> <tr> <td>時間外に接種又は予診のみを実施した場合の加算費用</td> <td style="text-align: right;">803 円</td> <td style="text-align: right;">18864</td> <td style="text-align: right;">15,147,792</td> </tr> <tr> <td>休日に接種又は予診のみを実施した場合の加算費用</td> <td style="text-align: right;">2343 円</td> <td style="text-align: right;">18864</td> <td style="text-align: right;">44,198,352</td> </tr> </tbody> </table>			執行見込総額	円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	接種費用	2277 円	125760	286,355,520	予診のみを実施した場合の予診費用	1694 円	80	135,520	6歳未満の者に係る加算費用	726 円	6400	4,646,400	事務委託料（予診票1件当たり）	200 円	125840	25,168,000	時間外に接種又は予診のみを実施した場合の加算費用	803 円	18864	15,147,792	休日に接種又は予診のみを実施した場合の加算費用	2343 円	18864	44,198,352
執行見込総額	円																																		
複数単価契約	単価	予定数量	合計																																
接種費用	2277 円	125760	286,355,520																																
予診のみを実施した場合の予診費用	1694 円	80	135,520																																
6歳未満の者に係る加算費用	726 円	6400	4,646,400																																
事務委託料（予診票1件当たり）	200 円	125840	25,168,000																																
時間外に接種又は予診のみを実施した場合の加算費用	803 円	18864	15,147,792																																
休日に接種又は予診のみを実施した場合の加算費用	2343 円	18864	44,198,352																																

令和5年度 随意契約理由書

番号	147
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)			
契 約 案 件 名	都城市後期高齢者健康診査業務委託			
案 件 の 概 要	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び宮崎県後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年宮広域条例第17号）第3条第2項に基づく健康診査を実施するもの			
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人 都城市北諸県郡医師会			
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当			
	<p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び宮崎県後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年宮広域条例第17号）第3条第2項に基づき、本市が宮崎県後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて実施する後期高齢者健康診査業務のうち、対象者への案内や健康診査結果の集約等の事務的な部分を除く健康診査本体部分の実施を委託するものである。</p> <p>しかし、市には、具体的にどの医療機関が後期高齢者健康診査を実施できるのか、また、各医療機関の受入可能件数がどの程度あるのかなどの情報が少ないため、本事業の実施に当たっては、実施機関の選定を含めて委託する必要がある。</p> <p>また、本事業の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。</p> <p>このため、都城北諸圏内の医師の多くが所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。</p>			
契 約 締 結 日	令和5年4月1日			
契 約 金 額	執行見込総額		1 2 5, 6 2 4, 4 0 0	
	複数単価契約	単価	予定数量	
	基本的な健診	8998 円	10800 人	97, 178, 400
	基本的な健診及び詳細な健診 (心電図及び眼底)	11440 円	100 人	1, 144, 000
	基本的な健診及び詳細な健診 (眼底)	9790 円	100 人	979, 000
基本的な健診及び詳細な健診 (心電図)	10648 円	2500 人	26, 620, 000	

令和5年度 随意契約理由書

番号	148
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直 通)			
契 約 案 件 名	都城市国民健康保険特定健康診査業務委託			
案 件 の 概 要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施する特定診査業務を委託するもの			
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人 都城市北諸県郡医師会			
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当			
	<p>本業務は、生活習慣病の早期発見・早期予防及び健康の保持増進を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき実施する特定診査業務を委託するものである。</p> <p>しかし、市には、具体的にどの医療機関が特定健康診査を実施できるのか、また、各医療機関の受入可能件数がどの程度あるかなどの情報が少ないため、本事業の実施に当たっては、実施機関の選定を含めて委託する必要がある。</p> <p>また、本事業の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。</p> <p>以上の理由により、都城北諸圏内の医師の多くが所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。</p>			
契 約 締 結 日	令和5年4月1日			
契 約 金 額	執行見込総額		100,015,080	
	複数単価契約	単価	予定数量	
	基本的な健診	8998 円	9100 人	81,881,800
	基本的な健診及び詳細な健診 (心電図及び眼底)	11440 円	100 人	1,144,000
	基本的な健診及び詳細な健診 (眼底)	9790 円	100 人	979,000
基本的な健診及び詳細な健診 (心電図)	10648 円	1300 人	13,842,400	

令和5年度 随意契約理由書

番号	149
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 4 3 8 3 (直 通)
契 約 案 件 名	新型コロナワクチン接種予約受付及び管理等並びに個別接種関連業務委託
案 件 の 概 要	新型コロナウイルスワクチン接種に当たり、予約システムを利用し、接種予約の受付・管理等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 延岡市天下町1176番13 [名 称] センコービジネスサポート株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、新型コロナウイルスワクチン接種に当たり、予約システムを利用し、接種予約の受付・管理等の業務を委託するものである。</p> <p>円滑なワクチン接種受付体制の構築に当たっては、上記事業者が導入した、現在運用中の予約システム（以下「予約システム」という）を利活用することが望ましい。</p> <p>上記事業者が本業務を受注した場合、予約システムに精通したスタッフによる予約受付業務が可能である。</p> <p>また、上記事業者は、令和4年1月から予約受付・管理の実績があり、市民も予約システムに慣れてきていることから、市の接種体制において最も適当な性能を有すると認められる。</p> <p>以上により、上記事業者へ委託することで、市民の安心安全なワクチン接種を確保することができるため、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	95,586,260円

令和5年度 随意契約理由書

番号	150
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直 通)																						
契 約 案 件 名	都城市国民健康保険日帰り人間ドック業務委託																						
案 件 の 概 要	都城市国民健康保険被保険者の人間ドック受診事業を実施するもの																						
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人 都城市北諸県郡医師会																						
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市国民健康保険被保険者の人間ドック受診事業を実施するものである。</p> <p>しかし、市には具体的にどの医療機関が人間ドックを実施できるのか、また、各医療機関の受入可能件数がどの程度であるのかなどの情報が少ないため、本業務の実施に当たっては、実施機関の選定を含めて委託する必要がある。</p> <p>また、本業務の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。</p> <p>以上の理由により、都城北諸県圏内の医師の多くが所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。</p>																						
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																						
契 約 金 額	<table border="1"> <tr> <td>執行見込総額</td> <td colspan="3">84,075,800円</td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td>単価</td> <td>予定数量</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険人間ドック（特定健診を含む。）</td> <td>25918円</td> <td>3100件</td> <td>80,345,800</td> </tr> <tr> <td>骨密度測定（希望者のみ）</td> <td>1250円</td> <td>1620件</td> <td>2,025,000</td> </tr> <tr> <td>電子化手数料</td> <td>550円</td> <td>3100件</td> <td>1,705,000</td> </tr> </table>			執行見込総額	84,075,800円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	国民健康保険人間ドック（特定健診を含む。）	25918円	3100件	80,345,800	骨密度測定（希望者のみ）	1250円	1620件	2,025,000	電子化手数料	550円	3100件	1,705,000
執行見込総額	84,075,800円																						
複数単価契約	単価	予定数量	合計																				
国民健康保険人間ドック（特定健診を含む。）	25918円	3100件	80,345,800																				
骨密度測定（希望者のみ）	1250円	1620件	2,025,000																				
電子化手数料	550円	3100件	1,705,000																				

令和5年度 随意契約理由書

番号	151
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 0 5 6 (直 通)
契 約 案 件 名	休日急患診療事業委託
案 件 の 概 要	休日昼間の急患を診療するため、1休日につき6医療機関の開業を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町9街区3号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業は、休日昼間の急患を診療するため、1休日につき6医療機関の開業により対応している。 事業実施に当たっては、医療機関の協力が不可欠であり、また、実施機関の選定を含めて委託する必要があるため、唯一、都城市及び三股町内の医療機関の取りまとめや調整を行うことのできる上記法人と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	25,485,913円

令和5年度 随意契約理由書

番号 152

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直 通)														
契 約 案 件 名	大腸がん検診 (集 団 方 式) 業 務 委 託														
案 件 の 概 要	健康増進法に基づく大腸がん検診事業を集団方式で実施する業務を委託するもの														
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 熊本県熊本市中央区大江3丁目2番55号 [名 称] 社会医療法人社団高野会 大腸肛門病センター高野病院														
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、医療関係機関でなければ履行できないものであり、競争入札方式になじまないため、受注者の選定に当たり、県内で当該業務を行うことが可能と想定される事業者3者に対して、本業務の履行が可能かどうか事前に確認したところ、受託の意思を示したのは上記法人のみであった。</p> <p>他に市の近隣地域において本件の業務を実施可能と認められる事業者はないため、上記法人と随意契約するものである。</p>														
契 約 締 結 日	令和5年4月1日														
契 約 金 額	<p>執行見込総額 23,742,000円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>複数単価契約</th> <th>単価</th> <th>予定数量</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大腸がん検診 (受 診 者 負 担 金 あ り)</td> <td>2140 円</td> <td>6900 件</td> <td>14,766,000</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診 (受 診 者 負 担 金 な し)</td> <td>2640 円</td> <td>3400 件</td> <td>8,976,000</td> </tr> </tbody> </table>			複数単価契約	単価	予定数量	合計	大腸がん検診 (受 診 者 負 担 金 あ り)	2140 円	6900 件	14,766,000	大腸がん検診 (受 診 者 負 担 金 な し)	2640 円	3400 件	8,976,000
複数単価契約	単価	予定数量	合計												
大腸がん検診 (受 診 者 負 担 金 あ り)	2140 円	6900 件	14,766,000												
大腸がん検診 (受 診 者 負 担 金 な し)	2640 円	3400 件	8,976,000												

令和5年度 随意契約理由書

番号	153
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 4 3 8 3 (直 通)			
契 約 案 件 名	新型コロナワクチン接種券等発送関連業務委託			
案 件 の 概 要	令和5年4月以降に発送する新型コロナワクチンの接種券等について、印刷・封入封緘、発送直前の引抜き及び発送の一連の業務を委託するもの			
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 延岡市天下町1176番13 [名 称] センコービジネスサポート株式会社			
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当			
	<p>本件は、令和5年4月以降に発送する新型コロナワクチンの接種券等について、印刷・封入封緘、発送直前の引抜き及び発送の一連の業務を委託するものである。</p> <p>接種対象者の判断においては、正確な接種間隔を空ける必要があることから、以前の接種記録が管理されている上記事業者が導入し、業務委託を行っている予約システムとの関連性が極めて高い。</p> <p>また、上記事業者は、新型コロナワクチンの3～5回目接種において、当該業務の実績がある上、県内に本店を有しており、状況変化の局面においても、迅速かつ柔軟な対応が可能である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>			
契 約 締 結 日	令和5年4月1日			
契 約 金 額	執行見込総額 20,750,100円			
	複数単価契約	単価	予定数量	合計
	送付物一式作成	131円	137000セッ	17,947,000
	送付物一式作成(乳幼児用)	391円	1300セッ	508,300
	引抜き作業	66円	1000件	66,000
	郵便局持込及び指定場所納品	30800円	30回	924,000
	郵便局持込(延岡郵便局)	4400円	21回	92,400
	再発行一式作成	176円	3000セッ	528,000
	同封物変更対応	66円	1000件	66,000
	送付物一式作成(施設分)	63円	8000セッ	504,000
	施設配送費用	715円	160箇所	114,400

令和5年度 随意契約理由書

番号	154
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)																		
契 約 案 件 名	肺がん検診 (集団方式) 業務委託																		
案 件 の 概 要	健康増進法に基づき、令和5年度肺がん検診(集団方式)業務を委託するもの																		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会																		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>市では、本事業実施についての医師看護師等の医療従事者や施設を保有していないため、本事業を直営で実施することはできない。</p> <p>現在、本事業の実施においては、都城健康サービスセンターに配置している市所有のレントゲン車を使用し、同センターの指定管理者である上記法人が、市内の各自治公民館等を巡回して実施している。がんの早期発見と治療に向けた早期受診の観点から、過去の受診記録を追跡管理及び事後指導に活用する必要がある。</p> <p>以上の理由により、同センターの指定管理者であり、これまで本業務の実施を委託している上記法人と随意契約するものである。</p>																		
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																		
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">19,184,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>胸部エックス線検査</td> <td style="text-align: right;">1,540円</td> <td style="text-align: right;">12,000</td> <td style="text-align: right;">18,480,000</td> </tr> <tr> <td>喀痰細胞診検査</td> <td style="text-align: right;">3,520円</td> <td style="text-align: right;">200</td> <td style="text-align: right;">704,000</td> </tr> </table>			執行見込総額	19,184,000円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	胸部エックス線検査	1,540円	12,000	18,480,000	喀痰細胞診検査	3,520円	200	704,000
執行見込総額	19,184,000円																		
複数単価契約	単価	予定数量	合計																
胸部エックス線検査	1,540円	12,000	18,480,000																
喀痰細胞診検査	3,520円	200	704,000																

令和5年度 随意契約理由書

番号	155
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)			
契 約 案 件 名	結核定期健康診断エックス線撮影検査及び診断業務委託			
案 件 の 概 要	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、令和5年度結核定期健康診断エックス線撮影検査及び診断業務を委託するもの			
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会			
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当			
	<p>市では、医師看護師等の医療従事者や施設を保有していないため、本業務を直営で実施することはできない。</p> <p>現在、本業務の実施においては、都城健康サービスセンターに配置している市所有のレントゲン車を使用し、同センターの指定管理者である上記法人が、市内の各自治公民館等を巡回して実施している。結核の蔓延防止の観点から、過去の受診記録を追跡管理及び事後指導に活用する必要がある。</p> <p>以上の理由により、同センターの指定管理者であり、これまで本業務の実施を委託している上記法人と随意契約するものである。</p>			
契 約 締 結 日	令和5年4月1日			
契 約 金 額	執行見込総額 16,786,000円			
	単価契約	単価	予定数量	合計
	結核定期検診診断エックス線撮影	1,540円	10,900	16,786,000

令和5年度 随意契約理由書

番号	156
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)																						
契 約 案 件 名	高齢者の肺炎球菌感染症予防接種業務委託																						
案 件 の 概 要	予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条に基づく令和5年度高齢者の肺炎球菌感染症予防接種業務を委託するもの																						
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会																						
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条に基づき、高齢者の肺炎球菌感染症予防接種を実施するものであり、本事業の対象者は、都城市内に住所を有する令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者及び60歳以上65歳未満の者で、該当する基礎疾患を有するものであり、その対象者数は、約8千人となる。しかし、市では、医師看護師等の医療従事者や施設がなく、本事業を直営で実施することはできないため、事業委託するものである。</p> <p>事業委託に当たり、市には、具体的に市内のどの医療機関が高齢者の肺炎球菌感染症予防接種を実施できるのか、また、各医療機関の受入可能件数がどの程度あるのかなどの情報が少ないため、本事業の実施に当たっては、実施機関の選定を含めて委託する必要がある。</p> <p>また、本業務の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡をとることが望ましい。</p> <p>以上の理由により、都城北諸圏内の医師の多くが所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。</p>																						
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																						
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">11,875,355円</td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: right;">5,208円</td> <td style="text-align: right;">2,200人</td> <td style="text-align: right;">11,457,600</td> </tr> <tr> <td>生活保護者</td> <td style="text-align: right;">7,708円</td> <td style="text-align: right;">50人</td> <td style="text-align: right;">385,400</td> </tr> <tr> <td>接種不可者</td> <td style="text-align: right;">2,157円</td> <td style="text-align: right;">15人</td> <td style="text-align: right;">32,355</td> </tr> </table>			執行見込総額	11,875,355円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	一般	5,208円	2,200人	11,457,600	生活保護者	7,708円	50人	385,400	接種不可者	2,157円	15人	32,355
執行見込総額	11,875,355円																						
複数単価契約	単価	予定数量	合計																				
一般	5,208円	2,200人	11,457,600																				
生活保護者	7,708円	50人	385,400																				
接種不可者	2,157円	15人	32,355																				

令和5年度 随意契約理由書

番号	157
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 0 5 6 (直通)
契 約 案 件 名	歯科休日急患診療事業委託
案 件 の 概 要	休日昼間の歯科急患を診療するため、1休日につき1歯科医療機関の開業を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市八幡町11街区3号 [名 称] 一般社団法人都城歯科医師会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、休日昼間の歯科急患を診療するため、1休日につき1歯科医療機関の開業により対応している。</p> <p>事業実施に当たっては、歯科医療機関の協力が不可欠であり、また、実施機関の選定を含めて委託する必要があるため、唯一、都城市及び三股町内の歯科医療機関の取りまとめや調整を行うことのできる上記法人と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	3, 0 0 8, 6 5 5 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	158
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)																								
契 約 案 件 名	都城市生活保護受給者健康診査業務委託																								
案 件 の 概 要	健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく生活保護受給者の健康診査業務を実施するもの																								
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人 都城市北諸県郡医師会																								
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、生活習慣病の早期発見・早期予防及び健康の保持増進を図るため、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき実施する生活保護受給者健康診査業務を委託するものである。</p> <p>しかし、市には、具体的にどの医療機関が生活保護受給者健康診査を実施できるのか、また、各医療機関の受入可能件数がどの程度あるのかなどの情報が少ないため、本事業の実施に当たっては、実施機関の選定を含めて委託する必要がある。</p> <p>また、本事業の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。</p> <p>以上の理由により、都城北諸圏内の医師の多くが所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約をするのもである。</p>																								
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																								
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">2, 6 1 1, 5 1 0 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">複数単価契約</td> <td style="text-align: right;">単価</td> <td style="text-align: right;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">基本的な健診</td> <td style="text-align: right;">8998 円</td> <td style="text-align: right;">224 人</td> <td style="text-align: right;">2, 015, 552</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">基本的な健診及び詳細な健診 (心電図及び眼底)</td> <td style="text-align: right;">11440 円</td> <td style="text-align: right;">5 人</td> <td style="text-align: right;">57, 200</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">基本的な健診及び詳細な健診 (心電)</td> <td style="text-align: right;">10648 円</td> <td style="text-align: right;">46 人</td> <td style="text-align: right;">489, 808</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">基本的な健診及び詳細な健診 (眼底)</td> <td style="text-align: right;">9790 円</td> <td style="text-align: right;">5 人</td> <td style="text-align: right;">48, 950</td> </tr> </table>	執行見込総額	2, 6 1 1, 5 1 0 円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	基本的な健診	8998 円	224 人	2, 015, 552	基本的な健診及び詳細な健診 (心電図及び眼底)	11440 円	5 人	57, 200	基本的な健診及び詳細な健診 (心電)	10648 円	46 人	489, 808	基本的な健診及び詳細な健診 (眼底)	9790 円	5 人	48, 950
執行見込総額	2, 6 1 1, 5 1 0 円																								
複数単価契約	単価	予定数量	合計																						
基本的な健診	8998 円	224 人	2, 015, 552																						
基本的な健診及び詳細な健診 (心電図及び眼底)	11440 円	5 人	57, 200																						
基本的な健診及び詳細な健診 (心電)	10648 円	46 人	489, 808																						
基本的な健診及び詳細な健診 (眼底)	9790 円	5 人	48, 950																						

令和5年度 随意契約理由書

番号	159
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)																										
契 約 案 件 名	特定保健指導（動機付け支援）事業委託																										
案 件 の 概 要	都城市特定健康審査及び生活保護健康診査の結果により動機付け支援レベルの判定を受けた者で、条件を満たすものに対して3か月間の支援を行うもの																										
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町9街区3号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会																										
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、令和4年度に実施した都城市特定健康診査及び生活保護健康診査（以下「特定健診等」という。）の結果により、動機付け支援レベルの判定を受け、令和5年3月31日までに初回支援を受けた者、令和4・5年度に実施した特定健診等の結果により、動機付けレベルの判定を受け、保健指導を希望する者等に対して、3か月間の支援を行う事業を委託するものである。</p> <p>特定保健指導事業においては、市民が生活習慣病予防の指導を気軽に受け、その十分な効果を得ることができるよう、様々な選択肢を用意する必要がある。</p> <p>本業務について、特定健診等を実施した医療機関に本保健指導を委託すると、健診受診からその後の保健指導までの継続的な健康状態の把握が可能となる。また、対象者においては、かかりつけ医との信頼関係が既に築かれており、保健指導をより気軽に受けることが可能となるため、対象者が治療を必要とする場合には、より適切な時期に適切な治療を受けることにつながりやすい。</p> <p>以上の理由により、本事業の趣旨を踏まえると、本業務の委託先は、市内医療機関で実施する特定健診等を受託している上記法人に限られるため、同法人と随意契約するものである。</p>																										
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																										
契 約 金 額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1, 2 3 1, 2 0 2 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>初回支援</td> <td style="text-align: center;">5720 円</td> <td style="text-align: center;">170 人</td> <td style="text-align: center;">972, 400</td> </tr> <tr> <td>評価 初回支援も実施した場合</td> <td style="text-align: center;">1527 円</td> <td style="text-align: center;">162 人</td> <td style="text-align: center;">247, 374</td> </tr> <tr> <td>評価 評価のみ実施した場合</td> <td style="text-align: center;">1637 円</td> <td style="text-align: center;">6 人</td> <td style="text-align: center;">9, 822</td> </tr> <tr> <td>途中終了</td> <td style="text-align: center;">803 円</td> <td style="text-align: center;">2 人</td> <td style="text-align: center;">1, 606</td> </tr> </table>			執行見込総額	1, 2 3 1, 2 0 2 円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	初回支援	5720 円	170 人	972, 400	評価 初回支援も実施した場合	1527 円	162 人	247, 374	評価 評価のみ実施した場合	1637 円	6 人	9, 822	途中終了	803 円	2 人	1, 606
執行見込総額	1, 2 3 1, 2 0 2 円																										
複数単価契約	単価	予定数量	合計																								
初回支援	5720 円	170 人	972, 400																								
評価 初回支援も実施した場合	1527 円	162 人	247, 374																								
評価 評価のみ実施した場合	1637 円	6 人	9, 822																								
途中終了	803 円	2 人	1, 606																								

令和5年度 随意契約理由書

番号	160
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)																										
契 約 案 件 名	特定保健指導（積極的支援）事業委託																										
案 件 の 概 要	都城市特定健康審査及び生活保護健康診査の結果により積極的支援レベルの判定を受けた者で、条件を満たすものに対して6か月間の支援を行うもの																										
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町9街区3号 [名 称] 一般財団法人都城市北諸県郡医師会																										
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、令和4年度に実施した都城市特定健康診査及び生活保護健康診査（以下「特定健診等」という。）の結果により、積極的支援レベルの判定を受け、令和5年3月31日までに初回支援を受けた者及び令和4・5年度に実施した特定健診等の結果により、積極的レベルの判定を受け、保健指導を希望する者に対して、6か月間の支援を行う事業を委託するものである。</p> <p>特定保健指導事業においては、市民が生活習慣病予防の指導を気軽に受け、その十分な効果を得ることができるよう、様々な選択肢を用意する必要がある。</p> <p>本業務について、特定健診等を実施した医療機関に本保健指導を委託すると、健診受診からその後の保健指導までの継続的な健康状態の把握が可能となる。また、対象者においては、かかりつけ医との信頼関係が既に築かれており、保健指導をより気軽に受けることが可能となるため、対象者が治療を必要とする場合には、より適切な時期に適切な治療を受けることにつながりやすい。</p> <p>以上の理由により、本事業の趣旨を踏まえると、本業務の委託先は、市内医療機関で実施する特定健診等を受託している上記法人に限られるため、同法人と随意契約するものである。</p>																										
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																										
契 約 金 額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">1, 0 9 7, 5 4 6 円</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>初回支援</td> <td style="text-align: right;">7445 円</td> <td style="text-align: right;">60 人</td> <td style="text-align: right;">446, 700</td> </tr> <tr> <td>継続的支援・最終評価（初回も実施した場合）</td> <td style="text-align: right;">11005 円</td> <td style="text-align: right;">55 人</td> <td style="text-align: right;">605, 275</td> </tr> <tr> <td>継続的支援・最終評価（継続的支援及び採取評価のみ実施した場合）</td> <td style="text-align: right;">11115 円</td> <td style="text-align: right;">3 人</td> <td style="text-align: right;">33, 345</td> </tr> <tr> <td>中断者（18,340×5割） × （実施済ポイント数/180P）</td> <td style="text-align: right;">6113 円</td> <td style="text-align: right;">2 人</td> <td style="text-align: right;">12, 226</td> </tr> </table>			執行見込総額	1, 0 9 7, 5 4 6 円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	初回支援	7445 円	60 人	446, 700	継続的支援・最終評価（初回も実施した場合）	11005 円	55 人	605, 275	継続的支援・最終評価（継続的支援及び採取評価のみ実施した場合）	11115 円	3 人	33, 345	中断者（18,340×5割） × （実施済ポイント数/180P）	6113 円	2 人	12, 226
執行見込総額	1, 0 9 7, 5 4 6 円																										
複数単価契約	単価	予定数量	合計																								
初回支援	7445 円	60 人	446, 700																								
継続的支援・最終評価（初回も実施した場合）	11005 円	55 人	605, 275																								
継続的支援・最終評価（継続的支援及び採取評価のみ実施した場合）	11115 円	3 人	33, 345																								
中断者（18,340×5割） × （実施済ポイント数/180P）	6113 円	2 人	12, 226																								

令和5年度 随意契約理由書

番号	161
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直 通)
契 約 案 件 名	住民健診WEB予約サービス利用契約
案 件 の 概 要	本業務は、平成29年度に構築業務を上記事業者へ委託し、同事業者が導入した集団方式検診の予約をWEB上で行えるMRS（住民健診WEB予約サービス）を利用するものである。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区虎ノ門4-3-1城山トラストタワー17階 [名 称] マーソ株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>MRSは、上記事業者が開発及び運用している検診に特化したシステムであり、予約確定メールが自動送信されることに加え、検診日3日前に再度メールを自動送信し、受信忘れを防ぐことが期待される機能を有している。利用者にとっては理解しやすく、操作性も高いレベルで実現されており、インターネット予約において他自治体での導入実績も有している。</p> <p>また、蓄積された予約者情報は、受診率向上を目的としたがん検診業務の啓発活動に利用する。そのため、MRSを継続して利用する必要がある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	880,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	162
----	-----

担当課	[部課等名] 健康部 健康課 [電話番号] 0986-23-2765 (直通)			
契約案件名	都城市糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託			
案件の概要	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査の受診者のうち、要件を満たす者に対して尿中微量アルブミン検査を行う業務を委託するもの			
契約の相手方	[所在地] 都城市姫城町8街区23号 [名称] 一般社団法人 都城市北諸県郡医師会			
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当			
	<p>生活習慣病の重症化予防には、糖尿病性腎症の早期発見及び早期治療が必要である。</p> <p>そのため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査を受診した者のうち、要件を満たす者に対して尿中微量アルブミン検査を行うものである。</p> <p>しかし、市には、具体的にどの医療機関が特定健康診査を実施できるのか、また、各医療機関の受入可能件数がどの程度あるのかなどの情報が少ないため、本業務の実施に当たっては、実施機関の選定を含めて委託する必要がある。</p> <p>また、本事業の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。</p> <p>以上の理由により、都城北諸圏内の医師の多くが所属し、それぞれの医療機関の実態状況を把握している上記法人と随意契約するものである。</p>			
契約締結日	令和5年4月1日			
契約金額	執行見込総額 786,720円			
	複数単価契約	単価	予定数量	合計
	尿中微量アルブミン検査実施費用	1529円	480	733,920
	事務手数料	110円	480	52,800

令和5年度 随意契約理由書

番号	163
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)			
契 約 案 件 名	都城市国民健康保険歯周疾患検診業務委託			
案 件 の 概 要	都城市国民健康保険人間ドック事業の日帰り人間ドック受診者に対して、歯周疾患検診を実施するもの			
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市八幡町11街区3号 [名 称] 一般社団法人 都城歯科医師会			
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当			
	<p>本業務は、都城市国民健康保険人間ドック事業の日帰り人間ドック受診者に対して、歯周疾患検診を実施するものである。</p> <p>しかし、市には具体的にどの医療機関が歯周疾患検診を実施できるのか、また、各医療機関の受入可能件数がどの程度あるのかなどの情報が少ないため、本業務の実施に当たっては、実施機関の選定を含めて委託する必要がある。</p> <p>また、本業務の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。</p> <p>以上の理由により、都城市北諸県圏内の歯科医師の多くが所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。</p>			
契 約 締 結 日	令和5年4月1日			
契 約 金 額	執行見込総額		555,000円	
	単価契約	単価	予定数量	合計
	歯周疾患検診	3700円	150件	555,000

令和5年度 随意契約理由書

番号	164
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 介護保険課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 4 (直通)
契 約 案 件 名	都城市地域包括支援センター運営事業委託 (基本契約分)
案 件 の 概 要	都城市地域包括支援センター運営事業のうち基本契約分に係る業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市栄町22号5番地1 外 5か所 [名 称] 社会福祉法人豊の里 外 5法人
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>地域包括支援センター (以下「センター」という。) は、市内7か所に設置している機関で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から高齢者及びその家族を支え、本人、家族、地域住民、介護支援専門員等から受けたいろいろな相談を、適切な機関と連携して解決に努め、地域に密着した活動を行うことを目的としている。</p> <p>また、センターの運営事業者は、介護保険法に基づき6年ごとに指定介護予防支援事業者としての指定を受ける必要があり、現在の指定期間は、平成30年10月から令和6年9月までとなっている。</p> <p>このため、都城市地域包括支援センター運営事業のうち、基本契約分に係る業務の委託について、都城市地域包括支援センターの設置及び運営に関する規則 (平成18年規則第308号) 第3条の規定に基づき、適切な事業の運営が確保できると認められる上記法人 (上記指定を受けている法人) と、それぞれ随意契約するものである。</p> <p>○都城市地域包括支援センターの設置及び運営に関する規則 (平成18年規則第308号)</p> <p>第3条 市は、法第115条の45第1項第1号二及び同条第2項第1号から第3号までに掲げる事業(以下「包括的支援事業」という。)、厚生労働省令で定める事業及び市が必要と認める事業を、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者その他厚生労働省令で定める者であり、かつ市が適当と認める者に対し、前条に定める地区を指定の上、委託して実施するものとする。</p> <p>2 前項の市が適当と認める者とは、前項に定める事業を公正、中立に遂行できると判断される者をいう。</p> <p>※契約相手方については、別紙のとおり</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	186,247,000円

別紙（番号 1 6 4 関係）

※契約ごとに記入（契約が法人単位の場合は法人ごと、事業所単位の場合は事業所ごと）

	相手方住所・名称	実施場所（事業所）	委託料総額（円）
1	都城市栄町 22 号 5 番地 1 社会福祉法人 豊の里	担当地区：姫城・中郷 事業所所在地： 都城市上町 17 街区 19 号	24,790,000
2	都城市豊満町 2647 番地 社会福祉法人 常緑会	担当地区：妻ヶ丘・小松原 事業所所在地： 都城市前田町 15 街区 6 号 デラコア前田ビル 101 号	29,557,000
3	都城市松元町 15 街区 10 号 医療法人 魁成会	担当地区：五十市・横市 事業所所在地： 都城市久保原町 10 街区 20 号	29,557,000
4	都城市太郎坊町 563 番地 1 社会福祉法人 恵愛会	担当地区：祝吉・沖水 事業所所在地： 都城市祝吉町 5055 番地 5 ミラ・クレイン 102 号	29,557,000
5	都城市南横市町 4000 番地 社会福祉法人 常陽社会福祉事業団	担当地区：志和池・庄内・西岳 事業所所在地： 都城市庄内町 8160 番地 3	24,790,000
6	都城市松元町 4 街区 17 号 社会福祉法人 都城市社会福祉協議会	担当地区：山之口・高城 事業所所在地： 都城市山之口町花木 2667 番地 2	23,998,000
7	都城市松元町 4 街区 17 号 社会福祉法人 都城市社会福祉協議会	担当地区：山田・高崎 事業所所在地： 都城市高崎町大牟田 1150 番地 1	23,998,000

合計 186,247,000 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	165
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 介護保険課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 5 (直通)																																						
契 約 案 件 名	介護予防ケアマネジメント業務委託																																						
案 件 の 概 要	介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を委託するもの																																						
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市栄町22号5番地1 [名 称] 社会福祉法人豊の里 外 5 法人																																						
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)業務を実施するものである。</p> <p>総合事業業務を委託するに当たり、介護予防ケアマネジメント業務については、都城市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成28年都城市告示第419号)第5条において、各地区地域包括支援センターが実施することと規定されているため、別紙7法人とそれぞれ随意契約するものである。</p> <p>○都城市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(事業の委託及び指定) 第5条(略)</p> <p>3 介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが実施するものとする。ただし、ケアマネジメントAについて市長が認めたときは、居宅介護支援事業所に委託することができる。(略)</p> <p>※契約単価・契約相手については、別紙のとおり</p>																																						
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																																						
契 約 金 額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">執行見込総額</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">64,824,270円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>介護予防ケアマネジメントA</td> <td style="text-align: right;">4380円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>介護予防ケアマネジメントB</td> <td style="text-align: right;">2190円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>介護予防ケアマネジメントC</td> <td style="text-align: right;">3660円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>介護予防ケアA初回加算</td> <td style="text-align: right;">3000円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>介護予防ケアB初回加算</td> <td style="text-align: right;">1470円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>介護予防ケアA委託連携加算</td> <td style="text-align: right;">3000円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>短期集中予防サービス連携加算</td> <td style="text-align: right;">3000円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </table>			執行見込総額	64,824,270円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	介護予防ケアマネジメントA	4380円		0	介護予防ケアマネジメントB	2190円		0	介護予防ケアマネジメントC	3660円		0	介護予防ケアA初回加算	3000円		0	介護予防ケアB初回加算	1470円		0	介護予防ケアA委託連携加算	3000円		0	短期集中予防サービス連携加算	3000円		0
執行見込総額	64,824,270円																																						
複数単価契約	単価	予定数量	合計																																				
介護予防ケアマネジメントA	4380円		0																																				
介護予防ケアマネジメントB	2190円		0																																				
介護予防ケアマネジメントC	3660円		0																																				
介護予防ケアA初回加算	3000円		0																																				
介護予防ケアB初回加算	1470円		0																																				
介護予防ケアA委託連携加算	3000円		0																																				
短期集中予防サービス連携加算	3000円		0																																				

別紙（番号165関係）

	相手方住所・名称	実施場所（事業所）	委託料執行見込（円）
1	都城市栄町 22 号 5 番地 1 社会福祉法人 豊の里	担当地区：姫城・中郷 事業所所在地： 都城市上町 17 街区 19 号	9,260,610
2	都城市豊満町 2647 番地 社会福祉法人 常緑会	担当地区：妻ヶ丘・小松原 事業所所在地： 都城市前田町 15 街区 6 号 デラコア前田ビル 101 号	9,260,610
3	都城市松元町 15 街区 10 号 医療法人 魁成会	担当地区：五十市・横市 事業所所在地： 都城市久保原町 13 街区 9 号	9,260,610
4	都城市太郎坊町 563 番地 1 社会福祉法人 恵愛会	担当地区：祝吉・沖水 事業所所在地： 都城市祝吉町 5055 番地 5 ミラ・クレイン 102 号	9,260,610
5	都城市南横市町 4000 番地 社会福祉法人 常陽社会福祉事業団	担当地区：志和池・庄内・西岳 事業所所在地： 都城市庄内町 8160 番地 3	9,260,610
6	都城市松元町 4 街区 17 号 社会福祉法人 都城市社会福祉協議会	担当地区：山之口・高城 事業所所在地： 都城市山之口町花木 2667 番地 2	9,260,610
7	都城市松元町 4 街区 17 号 社会福祉法人 都城市社会福祉協議会	担当地区：山田・高崎 事業所所在地： 都城市高崎町大牟田 1150 番地 1	9,260,610

合計 64,824,270 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	166
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 介護保険課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 8 4 (直通)																
契 約 案 件 名	都城市食の自立支援事業委託																
案 件 の 概 要	在宅の高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう、総合的かつ効率的に食に関するサービスを提供する事業を委託するもの																
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市横市町4000番地 [名 称] 社会福祉法人常陽社会福祉事業団 外2法人																
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、在宅の高齢者等が、健康で自立した生活を送ることができるよう、食の自立の観点から十分なアセスメントを行い、総合的かつ効率的に食に関するサービスを提供する事業を委託するものである。また、食の自立支援事業の実施委託に当たって、都城市食の自立支援事業実施規則（平成18年規則第291号）第5条第2項の規定に基づき、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等とそれぞれ随意契約するものである。</p> <p>都城市食の自立支援事業実施規則 第5条 2 市長は、配食サービスの実施に当たり、対象者の決定を除く業務を適切に事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等（以下「委託法人」という。）に委託することができる。</p> <p>※契約相手方については、別紙のとおり</p>																
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">20,704,000円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">単価契約</td> <td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>食の自立支援事業単価契約</td> <td style="text-align: center;">647円</td> <td style="text-align: center;">32000食</td> <td style="text-align: right;">20,704,000</td> </tr> <tr> <td>単価契約</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">食</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	執行見込総額	20,704,000円	単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>食の自立支援事業単価契約</td> <td style="text-align: center;">647円</td> <td style="text-align: center;">32000食</td> <td style="text-align: right;">20,704,000</td> </tr> <tr> <td>単価契約</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">食</td> <td></td> </tr> </table>		単価	予定数量	合計	食の自立支援事業単価契約	647円	32000食	20,704,000	単価契約	円	食	
執行見込総額	20,704,000円																
単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>食の自立支援事業単価契約</td> <td style="text-align: center;">647円</td> <td style="text-align: center;">32000食</td> <td style="text-align: right;">20,704,000</td> </tr> <tr> <td>単価契約</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">食</td> <td></td> </tr> </table>		単価	予定数量	合計	食の自立支援事業単価契約	647円	32000食	20,704,000	単価契約	円	食					
	単価	予定数量	合計														
食の自立支援事業単価契約	647円	32000食	20,704,000														
単価契約	円	食															

別紙(番号166関係)

都城市食の自立支援事業 委託先一覧

別紙(番号〇〇関係)

法	事	委託法人名	住所	代表者氏名	予定数量	推定総額	業務の拠点場所	事業所所在地	請求者	金融機関名	支店名	預金種目	口座番号	口座名義人
1	1	社会福祉法人 常陽社会福祉事業団	都城市南横市町4000番地	理事長 馬渡 久統	2,500	1,617,500	特別養護老人ホーム 白寿園	庄内町8673番地	特別養護老人ホーム白寿園施設長	宮崎銀行	庄内出張所	普通	1020599	特別養護老人ホーム 白寿園 施設長 中別府 義美
2	2	社会福祉法人 観音の里	都城市高城町穂満坊3416番地	理事長 吉見 多喜雄	3,000	1,941,000	特別養護老人ホーム 高城園	高城町穂満坊3416番地	特別養護老人ホーム高城園園長	宮崎銀行	高城支店	普通	1184231	特別養護老人ホーム 高城園 園長 吉見 いち子
3	3	社会福祉法人 スマイリング・パーク	都城市牟田町26街区16号	理事長 山田 一久	26,500	17,145,500	特別養護老人ホーム ほほえみの園	丸谷町4670番地	特別養護老人ホーム ほほえみの園理事長	宮崎銀行	谷頭支店	普通	10243	社会福祉法人 スマイリング・パーク 特別養護老人ホームほほえみの園 理事長 山田一久

計 32,000 20,704,000

予算要求 32,000 20,704,000

R5.3.15 変更

令和5年度 随意契約理由書

番号	167
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 介護保険課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 5 (直通)
契 約 案 件 名	都城市在宅医療・介護連携推進事業委託
案 件 の 概 要	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい人生を最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する事業を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町9街区3号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい人生を最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供することを目的としている。</p> <p>在宅医療を充実させていくためには、医療機関の理解及び協力が不可欠であり、地域の医師会等と密接に連携しながら、地域の関係団体の連携体制を構築していくことが必要である。</p> <p>上記法人は、地域の医療機関にとっても公平性が高く、介護保険事業も運営し、医療と介護に精通した人材の確保が見込まれる。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	9, 8 4 3, 2 7 2 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	168
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 介護保険課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 5 (直通)
契 約 案 件 名	都城市介護保険生活支援体制整備事業委託
案 件 の 概 要	高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる支援ニーズ及びサービスを提供する事業主体と連携して、支援体制の充実・強化を図る業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市松元町4街区17号 [名 称] 社会福祉法人都城市社会福祉協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくためには、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制が必要となる。その提供体制の構築のため、支援ニーズとサービスとのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図る事業を展開する必要がある。</p> <p>本市においては、生活支援体制整備に関する事業について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第5号に基づき実施しているが、各地域において当事業を展開するためには、地域のニーズに応じた地域福祉活動を推進していく必要がある。</p> <p>この点、上記法人は、地区社会福祉協議会と連携して様々な事業に取り組み、地域福祉活動を推進しているところであり、当該事業についても目的を達成できる法人等はほかにないため、同法人と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	9, 5 4 2, 8 6 9 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	169
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 介護保険課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 8 4 (直通)
契 約 案 件 名	都城市認知症地域サポーター支援事業委託
案 件 の 概 要	地域や職域において認知症への理解を深めるとともに、地域で認知症の人とその家族を支援できるサポーターを養成し、地域での見守りネットワークの案件の概要構築を図る事業を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市吉尾町77番8 [名 称] 学校法人都城コア学園
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、認知症に関する住民の正しい理解を深めるために、認知症サポーター養成講座を実施するなど、認知症の方やその家族が住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らし続けるための事業等を実施するものである。</p> <p>本業務の実施に当たっては、医療機関、介護事業所、地域団体等多くの関係者をつなぐ認知症コーディネーターが大きな役割を担うことから、既に本市への認知症施策への支援等を通じて関係機関とのネットワークを構築している上記法人が、最も効率よく効果的に事業を実施することができる。</p> <p>また、上記法人は認知症に関する専門的な知識や指導力及び経験を持った人材を有しており、認知症地域サポーター講座の講師役であるキャラバン・メイト及び地域や職域における認知症サポーターの活動をより一層推進し、地域に広めるための支援が可能である。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	6,022,651円

令和5年度 随意契約理由書

番号	170
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 介護保険課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 5 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市生活おたすけサービス事業委託		
案 件 の 概 要	在宅高齢者の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止するため、身体の虚弱な高齢者に対し、生活援助員を派遣し、日常生活上の軽易な援助を行う事業を委託するもの		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市松元町4街区17号 [名 称] 社会福祉法人都城市社会福祉協議会		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	<p>生活おたすけサービス事業とは、自立した生活の継続及び要介護状態への進行の防止を目的に、在宅高齢者に対して生活援助員を派遣し、食事の支度など、在宅高齢者が希望する日常生活上の軽易な援助を提供するものである。本業務の履行に当たっては、地域包括支援センター、地域の民生委員等と協力しながら進める必要がある。</p> <p>この点、上記法人は、上記の条件を満たす体制を十分に備えている。また、ボランティアとして活動する生活援助員の確保、管理等についても、必要とされる高いレベルで本業務を履行できる者は、上記法人の他にない。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p>		
契 約 締 結 日	令和5年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額 3,486,400円		
	単価契約 援助員	単価 800円	予定数量 4358時間

令和5年度 随意契約理由書

番号	171
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 介護保険課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 8 4 (直通)																														
契 約 案 件 名	都城市食の自立支援事業委託																														
案 件 の 概 要	在宅の調理が困難な高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう、総合的かつ効率的に（安否の確認と栄養バランスの摂れた）食に関するサービスを提供する事業を委託するもの																														
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市下長飯町669-3 [名 称] 特定非営利活動法人あした																														
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、食の自立支援事業の実施委託について、都城市食の自立支援事業実施規則（平成18年規則第291号）第5条第2項の規定に基づき、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託するものである。</p> <p>本件においては社会福祉法人が遠方等の理由により配達困難な区域に対して配食サービスの提供を行うものである。</p> <p>上記法人は配達困難区域に対して配達可能であり、本事業の目的である見守り、栄養士による献立に基づく調理、特別食への対応等が唯一可能な事業者である。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p> <p>都城市食の自立支援事業実施規則 第5条 2 市長は、配食サービスの実施に当たり、対象者の決定を除く業務を適切に事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等（以下「委託法人」という。）に委託することができる。</p>																														
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																														
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">3, 0 0 3, 1 8 0 円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>普通食 上記以外の配達地域</td> <td style="text-align: right;">512 円</td> <td style="text-align: right;">1300 食</td> <td style="text-align: right;">665, 600</td> </tr> <tr> <td>普通食 半円径8.5km以上（庄内、沖水の一部、高城の一部、山之口の一部、中郷の一部）</td> <td style="text-align: right;">662 円</td> <td style="text-align: right;">1500 食</td> <td style="text-align: right;">993, 000</td> </tr> <tr> <td>普通食 半円径12km以上（志和池、山田の一部、高城の一部、山之口の一部）</td> <td style="text-align: right;">812 円</td> <td style="text-align: right;">0 食</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>普通食 半円径15km以上（西岳の一部、高崎の一部、山田の一部、高城の一部、山之口の一部）</td> <td style="text-align: right;">962 円</td> <td style="text-align: right;">0 食</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>普通食 半円径18km以上（御池、吉之元、西岳の一部、高崎の一部、高城の一部、山之口の一</td> <td style="text-align: right;">1112 円</td> <td style="text-align: right;">720 食</td> <td style="text-align: right;">800, 640</td> </tr> </table>			執行見込総額	3, 0 0 3, 1 8 0 円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	普通食 上記以外の配達地域	512 円	1300 食	665, 600	普通食 半円径8.5km以上（庄内、沖水の一部、高城の一部、山之口の一部、中郷の一部）	662 円	1500 食	993, 000	普通食 半円径12km以上（志和池、山田の一部、高城の一部、山之口の一部）	812 円	0 食	0	普通食 半円径15km以上（西岳の一部、高崎の一部、山田の一部、高城の一部、山之口の一部）	962 円	0 食	0	普通食 半円径18km以上（御池、吉之元、西岳の一部、高崎の一部、高城の一部、山之口の一	1112 円	720 食	800, 640
執行見込総額	3, 0 0 3, 1 8 0 円																														
複数単価契約	単価	予定数量	合計																												
普通食 上記以外の配達地域	512 円	1300 食	665, 600																												
普通食 半円径8.5km以上（庄内、沖水の一部、高城の一部、山之口の一部、中郷の一部）	662 円	1500 食	993, 000																												
普通食 半円径12km以上（志和池、山田の一部、高城の一部、山之口の一部）	812 円	0 食	0																												
普通食 半円径15km以上（西岳の一部、高崎の一部、山田の一部、高城の一部、山之口の一部）	962 円	0 食	0																												
普通食 半円径18km以上（御池、吉之元、西岳の一部、高崎の一部、高城の一部、山之口の一	1112 円	720 食	800, 640																												

複数単価契約	円	食	
特別食 半円径18 k m以上（御池、吉之元、西岳の一部、高崎の一部、高城の一部、山之口の一部）	1312 円	1300 食	1,705,600
特別食 半円径15 k m以上（西岳の一部、高崎の一部、山田の一部、高城の一部、山之口の一部）	1162 円	300 食	348,600
特別食 半円径12 k m以上（志和池、山田の一部、高城の一部、山之口の一部）	1012 円	0 食	0
特別食 半円径8.5 k m以上（庄内、沖水の一部、高城の一部、山之口の一部、中郷の一部）	862 円	520 食	448,240
特別食 上記以外の配達地域	712 円	900 食	640,800

令和5年度 随意契約理由書

番号 172

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 介護保険課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 5 (直 通)																						
契 約 案 件 名	都城市通所型短期集中予防サービス事業委託																						
案 件 の 概 要	高齢者の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止するため、高齢者のADL及びIADLの維持・改善に資するサービスの提供を行う事業を、利用者の自立に資するプログラムを実施できる事業所に委託するもの																						
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市都原町7614番地9 外5か所 [名 称] 合同会社TRC 外5件																						
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城市通所型短期集中予防サービス事業の実施委託について、「都城市通所型短期集中予防サービス事業実施要綱」第2条の規定に基づき、適切な事業運営が確保できると認められる事業所を運営する各法人とそれぞれ随意契約するものである。</p> <p>事業所の選定に当たっては公募を行い、本市が求める基準を満たした事業所を選定している</p> <p>※契約相手方については、別紙のとおり</p> <p>○都城市通所型短期集中予防サービス事業実施要綱 (業務の委託)</p> <p>第2条 市長は、事業の実施に当たり、事業の目的を理解し、ケア会議及び地域包括支援センターと連携することで利用者の自立に向けた短期集中プログラムを提供でき、かつ、市からケア会議への出席依頼があった場合においては、ケア会議に出席し、利用者に提供しているプログラム内容を報告し、多職種の助言をサービスの内容に反映できる事業者(以下「委託事業者」という。)に事業を委託するものとする。</p>																						
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																						
契 約 金 額	<table border="1"> <tr> <td>執行見込総額</td> <td colspan="3">1, 5 5 5, 4 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td>単価</td> <td>予定数量</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>通所</td> <td>5600 円</td> <td>220 回</td> <td>1, 232, 000</td> </tr> <tr> <td>訪問</td> <td>8670 円</td> <td>20 回</td> <td>173, 400</td> </tr> <tr> <td>訪問加算</td> <td>7500 円</td> <td>20 回</td> <td>150, 000</td> </tr> </table>			執行見込総額	1, 5 5 5, 4 0 0 円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	通所	5600 円	220 回	1, 232, 000	訪問	8670 円	20 回	173, 400	訪問加算	7500 円	20 回	150, 000
執行見込総額	1, 5 5 5, 4 0 0 円																						
複数単価契約	単価	予定数量	合計																				
通所	5600 円	220 回	1, 232, 000																				
訪問	8670 円	20 回	173, 400																				
訪問加算	7500 円	20 回	150, 000																				

別紙(番号172関係)

都城市通所型短期集中予防サービス事業委託先一覧

委託先	所在地	代表者	契約金額	実施事業所
合同会社TRC	都城市都原町7614番地9	代表社員 堀内 郁孝	1,555,400 円	リハビリデイサービス希望
株式会社 ライフファクトリー	都城市高城町石山3236番地13	代表取締役 福重 裕輔	1,555,400 円	ライフデイサービス丸谷
医療法人社団 睦由会	宮崎県北諸県郡三股町宮村2841-4番地	理事長 江夏 剛	1,555,400 円	江夏整形外科通所リハビリテーションセンター
株式会社 ソートフル	都城市高崎町大牟田1215番地22	代表取締役 廣瀬 美奈子	1,555,400 円	デイサービス遊癒
合同会社ワンライフサポート	都城市上水流町1182番地8	代表社員 中原 信一郎	1,555,400 円	リハビリデイサービス暮らシャキッ
有限会社 ケアプロジェクト	宮崎市学園木花台北3丁目8294番地43	代表取締役 吉野 雅統	1,555,400 円	リハビリテーション ケアふる都城

令和5年度 随意契約理由書

番号	173
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 保険年金課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 7 (直通)
契 約 案 件 名	国保市町村事務処理標準システム保守業務委託
案 件 の 概 要	国保市町村事務処理標準システムの運用保守に係る業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、国が開発し、全国的に導入を推進している国保市町村事務処理標準システム（以下「標準システム」という。）の保守業務を委託するものである。</p> <p>標準システムの導入は、本市の基幹システム「Acrocity」（以下「基幹システム」という。）で管理している住民情報や税情報とのデータの連携及び設定の変更等の基幹システムの改修作業が必要であることから上記事業者が実施したところである。</p> <p>そのため、本業務の履行については、標準システム及び基幹システムの専門知識及び設定内容を十分理解している上記事業者でなければ、本業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、障害が発生した際の速やかな対応が困難となることが懸念され、さらには、行政事務に支障を来たすおそれがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	13,706,880円

令和5年度 随意契約理由書

番号	174
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 保険年金課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 7 (直通)
契 約 案 件 名	国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務の実施に係る委託
案 件 の 概 要	国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市下原町231番1 [名 称] 宮崎県国民健康保険団体連合会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、国保情報集約システムで行う国民健康保険の被保険者資格情報の集約・管理に関する業務、高額療養費の多数該当の判定に係る業務、市町村間における情報連携業務等の作業を委託する業務である。これらの業務については、国民健康保険法第113条の3の規定に基づき、保険給付の実施、保険料の徴収、保健事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報又は整理に関する事務を、国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金が受託できることとなっており、全市町村が連合会に共同委託することになっている。</p> <p>以上の理由により、上記連合会と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	3, 8 9 8, 8 7 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	175
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 保険年金課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 3 4 (直通)		
契 約 案 件 名	第三者行為求償事務委託		
案 件 の 概 要	都城市国民健康保険に係る第三者行為求償事務を委託するもの		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市下原町231番地1 [名 称] 宮崎県国民健康保険団体連合会		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、本市の国民健康保険に係る第三者行為求償事務を委託するものである。</p> <p>上記連合会は、求償の際に必要なレセプトの一次審査を行っているため、市より早く求償事案の発生を把握できる。また、本業務については、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第64条第3項の規定により、国民健康保険団体連合会のみが受託可能と定められており、県内23市町村についても同連合会に委託している。</p> <p>以上の理由により、上記連合会と随意契約するものである。</p>		
契 約 締 結 日	令和5年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額	1,960,000円	
	単価契約 収納額の7% (28,000,000×0.07)	単価 円	予定数量 合計 1,960,000

令和5年度 随意契約理由書

番号	176
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 保険年金課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 7 (直通)		
契 約 案 件 名	へき地出張診療所医師業務委託		
案 件 の 概 要	医療の機会均等と無医地区を解消し、地域住民の健康保持及び福祉増進を図るため、夏尾町に診療所を設置し、毎週月曜日の午後2時から午後4時まで診療を行う業務を委託するもの		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市山田町中霧島3323番地8 [名 称] 医療法人公宏仁会 海老原内科		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>昭和44年に開設した夏尾診療所は、へき地出張診療所として、これまで宮崎県が宮崎県医師会に医師の確保を委託し、市町村設置のへき地診療所に医師を派遣していた。</p> <p>しかし、平成29年度から「へき地出張診療事業」の実施主体が県から市町村へ移行し、市町村へ補助を行う事業に変更となったため、都城市が医師の確保を医療機関へ委託することになったものである。</p> <p>診療所を利用する市民は、地域に住みなれた高齢者がほとんどで、医師との信頼関係が必要とされる。</p> <p>さらに、診療場所や診療日時を考慮した上で医師を確保することは、医療機関についての情報が少ない市には極めて困難であるため、一般社団法人都城市北諸県郡医師会から推薦された上記法人と随意契約するものである。</p>		
契 約 締 結 日	令和5年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額		980,400円
	複数単価契約	単価 予定数量	合計
	医療業務	19800円 48日	950,400
	日医標準レセプトソフト使用料	2500円 12日	30,000

令和5年度 随意契約理由書

番号	177
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 保険年金課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 7 (直通)																						
契 約 案 件 名	都城市国民健康保険療養費支給申請書点検等業務委託																						
案 件 の 概 要	柔道整復療養費及びはり・きゅう、あんま・マッサージ療養費の適正化のために、申請書の内容点検及び被保険者等への調査を行うとともに、被保険者に対して保険適用外の施術の療養費についての正しい知識の普及及び啓発を行う業務を委託するもの																						
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 大阪府大阪府中央区徳井町二丁目4番14号 [名 称] 株式会社メディブレーション																						
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、3種類の業務を単価契約により委託するものであるが、通常の競争入札を実施し、業務ごとに落札事業者が異なることとなった場合、本業務を一体的に円滑に遂行することが極めて困難になる。そのため、業務ごとの単価に各予定数量を乗じて加算し、総合的に最も有利な価格を提示した事業者と契約するために、競争入札に代え、委託料の合計金額の見積書の提出による競争を行った。その結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。</p>																						
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																						
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">705,100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">複数単価契約</td> <td style="text-align: right;">単価</td> <td style="text-align: right;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">申請書の内容点検</td> <td style="text-align: right;">60円</td> <td style="text-align: right;">600.0件</td> <td style="text-align: right;">396,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">被保険者への照会文書及び啓発文書作成並びに送付業務</td> <td style="text-align: right;">250円</td> <td style="text-align: right;">660.0件</td> <td style="text-align: right;">165,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">点検効果分析・報告</td> <td style="text-align: right;">20000円</td> <td style="text-align: right;">4.0回</td> <td style="text-align: right;">80,000</td> </tr> </table>			執行見込総額	705,100円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	申請書の内容点検	60円	600.0件	396,000	被保険者への照会文書及び啓発文書作成並びに送付業務	250円	660.0件	165,000	点検効果分析・報告	20000円	4.0回	80,000
執行見込総額	705,100円																						
複数単価契約	単価	予定数量	合計																				
申請書の内容点検	60円	600.0件	396,000																				
被保険者への照会文書及び啓発文書作成並びに送付業務	250円	660.0件	165,000																				
点検効果分析・報告	20000円	4.0回	80,000																				

令和5年度 随意契約理由書

番号	178
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 畜産課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 9 (直通)
契 約 案 件 名	土地 (西岳共同育成牧場採草用地) 賃貸借
案 件 の 概 要	西岳共同育成牧場採草用地として土地を借用するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町6街区21号 [名 称] 都城市土地開発公社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、西岳共同育成牧場採草用地として借用する土地の賃貸借契約であるが、面積、形状その他の立地条件を総合的に考慮した結果、当該用地として利用できる土地が他にないため、本件の土地の所有者である上記法人と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	733,800円

令和5年度 随意契約理由書

番号	179
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農村整備課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 1 (直通)
契 約 案 件 名	標準積算システム使用許諾契約書
案 件 の 概 要	農業農村整備事業の公共事業等を実施する上で、工事及び業務委託を発注するための費用算出及び設計書作成に必要な標準積算システムの使用許諾を受けるもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市柳丸町388番地14 [名 称] 宮崎県土地改良事業団体連合会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 標準積算システムは、宮崎県及び県内の各市町村が利用する統一されたシステムであり、管理・運営を上記連合会が実施している。本システムの使用許諾は、上記連合会からしか受けることができない。 以上の理由から、契約の性質が競争入札に適さないため、上記連合会と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 7 3 3, 6 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	180
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)
契 約 案 件 名	都城市シティプロモーション等業務委託契約書
案 件 の 概 要	本市の物産及び観光等の更なる振興を目的として、シティプロモーション実施に関する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区東新橋一丁目8番1号 [名 称] 株式会社 電通
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本市は平成26年度より、「日本一の肉と焼酎のふるさと・都城」とのコンセプトのもと、PR戦略を展開している。そのPR戦略の中で、「日本一の肉と焼酎のふるさと・都城」を効果的かつ戦略的に発信するためのツールとして、ふるさと納税を活用しているところである。</p> <p>本業務は、ふるさと納税等のPRツールを活用したシティプロモーションの実施により、シティブランディング「日本一の肉と焼酎のふるさと・都城」の確立を図り、本市の物産及び観光等の更なる振興につなげることを目的とする。</p> <p>目的達成のための手段として、様々なターゲットに絞って訴求することが比較的容易であり、費用対効果を検証し易いWEB広告を中心に実施する。WEB広告においては、対象となる市場を常に分析し、情報の更新を行い、より精度の高い広告施策の立案・運用が必要となる。</p> <p>この分析から広告計画立案・実施のPDCAサイクルの精度を高め、より効果的に実施するためには、平成30年度に実施した楽天DMP (DataManagementPlatform) の分析結果を活用するとともに、現在の市場環境における更新作業を併行的に行い、外部環境の変動及び市場の動きを比較検証しながら実施していくことが非常に有効である。</p> <p>「楽天DMP」は、上記事業者と楽天株式会社で設立した「楽天データマーケティング株式会社」により提供されるビッグデータであるが、その核心部分の情報については、契約上の制限により上記事業者のみが利用できる。</p> <p>以上の理由により、本業務の目的に最も合致した履行が期待できる上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	295,700,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	181
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)		
契 約 案 件 名	ふるさと納税支援サービス利用		
案 件 の 概 要	株式会社トラストバンクが企画運営するふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」において本市ふるさと納税の申込フォームを開設するもの。		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 [名 称] 株式会社トラストバンク		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>ふるさと納税の手段は、全国的にポータルサイト経由が主流となっている状況（都城市の場合、9割以上）であるため、認知度が一定以上あり、効果的な広告宣伝等による集客及び効率的な寄附獲得を期待できる大手ポータルサイトに申込フォームを開設することが有効である。</p> <p>その点、大手ポータルサイトの一つであり、ポータルサイトの中でも老舗の「ふるさとチョイス」は、申込可能自治体数が約1,600、寄附獲得に有効な返礼品の掲載数は約370,000点（2022年3月時点）となっている。</p> <p>また、ふるさと納税制度を初めて利用する者でも手軽にふるさと納税を行えるようなコンテンツも充実しており、本業務の目的に合致した履行を期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>		
契 約 締 結 日	令和5年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額	239,580,000	
	単価契約 寄付金額の10%（税別）	単価	予定数量
		円	合計

令和5年度 随意契約理由書

番号	182
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)														
契 約 案 件 名	都城市さとふる業務委託														
案 件 の 概 要	株式会社さとふるが企画運営するふるさと納税ポータルサイト「さとふる」において本市ふるさと納税の申込フォームを開設するもの														
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都中央区京橋二丁目2番1号 [名 称] 株式会社さとふる														
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>ふるさと納税の手段は、全国的にポータルサイト経由が主流となっている状況（都城市の場合、9割以上）であるため、認知度が一定以上あり、効果的な広告宣伝等による集客及び効率的な寄附獲得を期待できる大手ポータルサイトに申込フォームを開設することが有効である。</p> <p>その点、大手ポータルサイトの一つである「さとふる」は、TVCMなどを積極的に行っており、申込可能自治体数が約1,100、寄附獲得に有効な返礼品の掲載数は約417,408点（2022年3月時点）となっている。</p> <p>また、申込受付から返礼品の配送までを全て自社サービスで行っているため、他のポータルサイトと比較すると、返礼品の配送を短期間で行える強みをもっている。</p> <p>さらに、「ソフトバンクグループ」である株式会社さとふるが運営していることから、キャリア決済が充実しているとともに、安定したポータルサイト運営がなされており、本業務の目的に合致した履行を期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>														
契 約 締 結 日	令和5年4月1日														
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">159,312,000</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>単価契約</td> <td style="text-align: right;">単価</td> <td style="text-align: right;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>寄附金額の12%（税別）</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			執行見込総額	159,312,000			単価契約	単価	予定数量	合計	寄附金額の12%（税別）	円		
執行見込総額	159,312,000														
単価契約	単価	予定数量	合計												
寄附金額の12%（税別）	円														

令和5年度 随意契約理由書

番号	183
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)		
契 約 案 件 名	「ふるなび」利用契約書		
案 件 の 概 要	株式会社アイモバイルが企画運営するふるさと納税ポータルサイト「ふるなび」において本市ふるさと納税の申込フォームを開設するもの		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都渋谷区桜丘町22-14 [名 称] 株式会社アイモバイル		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>ふるさと納税の手段は、全国的にポータルサイト経由が主流となっている状況（都城市の場合、9割以上）であるため、認知度が一定以上あり、効果的な広告宣伝等による集客及び効率的な寄附獲得を期待できる大手ポータルサイトに申込フォームを開設することが有効である。</p> <p>その点、大手ポータルサイトの一つであり、ポータルサイトの中でも老舗の「ふるなび」は、申込可能自治体数が約350、寄附獲得に有効な返礼品の掲載数は約50,000点（2019年12月時点）となっている。</p> <p>また、寄附金額に応じて「Amazonギフト券」の還元があることで注目を集めているポータルサイトである。</p> <p>さらに、運営会社の「株式会社アイモバイル」は、東証一部に上場しており、安定したポータルサイト運営がなされており、本業務の目的に合致した履行を期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>		
契 約 締 結 日	令和5年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額	149,216,000	
	単価契約	単価	予定数量
	寄附金額の8%（税別）	円	合計

令和5年度 随意契約理由書

番号	184
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)
契 約 案 件 名	東京モノレール広告看板掲出業務委託
案 件 の 概 要	ふるさと納税日本一になったことへの感謝の意を表するとともに、「肉と焼酎のふるさと都城」を対外的にPRするため、東京モノレール沿線に広告看板を掲出する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区芝大門1丁目4番8号 [名 称] 株式会社モノレール・エージェンシー
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、東京モノレール沿線に、令和2年度ふるさと納税日本一になったことへの感謝の意を表するとともに、本市の「肉と焼酎のふるさと都城」を対外的にPRするため、広告看板を掲出するものである。直近のデータによると、東京モノレール浜松町駅は1日当たり利用者数が約58,000人となっており、かつ、利用者の属性がふるさと納税のメインターゲットと一致することから、東京モノレール沿線における広告看板は、非常に効率的な広告媒体である。 今回、掲出を予定している東京モノレール沿線の広告媒体は、いずれも上記事業者が管理するものであることから、本件の契約の相手方として特定される同事業者と随意契約を行うものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	31,785,336円

令和5年度 随意契約理由書

番号	185
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 9 3 (直 通)
契 約 案 件 名	市公式オンラインショップ運営業務委託
案 件 の 概 要	本市の物産を販売する市の公式オンラインショップを楽天市場内で運営するための業務全般を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市平江町44-3-2 [名 称] 有限会社九南サービス
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、一般消費者に対するEC（電子商取引）の市場規模拡大及びEC化率増大の流れに対応し、さらに、ふるさと納税をきっかけとして本市を認知して頂けた方に対し、次の段階として、「肉と焼酎」を中心とした特産品を購入して頂くことを目的とし、2018年11月から楽天市場内に開設している公式オンラインショップのデザイン、掲載商品の選定、受注・販売、配送、クレーム対応等、オンラインショップ運営一連の業務を委託するものである。</p> <p>上記事業者の運営するタマチャンショップは、楽天市場のショップ・オブ・ザ・イヤー2017において全店舗（約45,000）中2位を獲得した実績があり、取り扱う食品の種類が豊富で、商品開発の実績も有することから、本業務の目的に最も適している。</p> <p>また、楽天市場出店規約第4条にて、楽天市場と出店契約を結んだ契約者は、出店する権利その他一切の権利を譲渡・転貸・担保差入その他形態を問わず処分することはできないと定められている。</p> <p>このため、現在、出店契約を結んでいる上記事業者でなければ、市公式オンラインショップの運営の継続ができない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	18,700,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	186
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直 通)														
契 約 案 件 名	業務委託契約書														
案 件 の 概 要	ふるさと納税ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）の一つである株式会社ジーエーピーが運営する「G-Callふるさと納税」に本市ふるさと納税の申込フォームを開設するもの														
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都品川区西五反田8丁目1番14号 [名 称] 株式会社ジーエーピー														
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>ふるさと納税の手段は、全国的にポータルサイト経由が主流となっている。このため、寄附獲得のためには、認知度が一定以上あり、効果的な広告宣伝等による集客が見込まれるポータルサイトに当市のふるさと納税申込フォームを開設することが有効である。</p> <p>「G-C a l l ふるさと納税」は、申込可能自治体数が約38自治体、返礼品の掲載数は約4,500点（2022年3月時点）、寄附単価平均66,000円以上、「G-C a l l」のカタログやメールを受取る会員数約20万件（ダイナースクラブカード、アメリカンエクスプレスカード、JALカード等の高級クレジットカード会員が対象）となっており、更なる寄附獲得に繋がることが見込まれる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>														
契 約 締 結 日	令和5年4月1日														
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">14,209,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>寄附金額の10%</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			執行見込総額	14,209,000円			単価契約	単価	予定数量	合計	寄附金額の10%	円		
執行見込総額	14,209,000円														
単価契約	単価	予定数量	合計												
寄附金額の10%	円														

令和5年度 随意契約理由書

番号 187

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0986-23-2452 (直通)		
契 約 案 件 名	ANAのふるさと納税 参加申込書/利用規約		
案 件 の 概 要	ANAあきんど株式会社が企画運営するふるさと納税ポータルサイト「ANAのふるさと納税」において本市ふるさと納税の申込フォームを開設するもの		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都中央区日本橋2-14-1 フロントプレイス日本橋 [名 称] ANAあきんど株式会社		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>ふるさと納税の手段は、全国的にポータルサイト経由が主流となっている状況（都城市の場合、9割以上）であるため、認知度が一定以上あり、効果的な広告宣伝等による集客及び効率的な寄附獲得を期待できる大手ポータルサイトに申込フォームを開設することが有効である。</p> <p>その点、大手ポータルサイトの一つである「ANAのふるさと納税」は、申込可能自治体数が約560、寄附獲得に有効な返礼品の掲載数は約176,400点（2022年3月時点）となっている。</p> <p>また、寄附金額に応じて航空会社のポイント「マイル」の還元があることで注目を集めているポータルサイトである。</p> <p>さらに、「全日空商事株式会社」が運営していることから、「旅行」や「宿泊」に加え、「体験」といった航空会社の強みを生かした返礼品が豊富にあるとともに、「ANAマイレージクラブ」の会員をメインターゲットにした広告宣伝は、本業務の目的に合致した履行を期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>		
契 約 締 結 日	令和5年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額	13,482,000円	
	単価契約 寄附金額の8%（税別）	単価	予定数量 合計
		円	

令和5年度 随意契約理由書

番号	188
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直通)
契 約 案 件 名	都城市住宅リフォーム促進事業アドバイザー業務委託
案 件 の 概 要	住宅リフォームの経費の一部を補助する住宅リフォーム促進事業に係わるアドバイザー業務委託
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市別府町2-12 [名 称] 一般社団法人 宮崎県建築士会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、令和5年度に実施する都城市住宅リフォーム促進事業に係る事前審査及び工事終了審査のアドバイザー業務委託である。</p> <p>本事業では、補助申請者の申請書類の審査、着工前現地確認、完了後の実績報告書及び現地の審査を行う上で、建築基準法をはじめ、各種法令に関する有資格者の知見を必要とする部分について助言を求めるものである。</p> <p>また、申請件数について、1,000件超が想定されること、本事業の性質上、書類審査、現地確認の進捗状況の把握、連絡等について個々の事業所と行うよりも、窓口を一本化して、市との緊密な連絡体制を構築することが望ましい。</p> <p>市内で、建築士業を行える事務所登録者を複数有しているのは、上記事業者しかない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	16,252,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	189
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直通)
契 約 案 件 名	普通財産（土地）賃貸借
案 件 の 概 要	商店街利用者等のための駐車場用地として都城中央通り12番街協同組合へ市有地を賃貸するもの(歳入)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市上町6街区8号 [名 称] 都城中央通り12番街協同組合
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、市有地を商店街利用者等のための駐車場用地として上記組合へ平成8年から賃貸し続けているものであり、貸付地には同組合所有の精算機等が存在している。</p> <p>貸付地は商店街の近郊に位置しており、商店街の活性化を目的とした利用に適している。商店街の活性化のためには、商店街の活性化に取り組む地域の組合で活用されるのが効果的である。</p> <p>この点、上記組合は商店街の活性化を目的として設立されたものであり、本賃貸借の目的に合致する。</p> <p>仮に上記組合への賃貸を行わない場合、長年に渡り利用可能であった駐車場を閉鎖若しくは移転せざるを得なく、商店街利用者が不利益を被るおそれが高い。</p> <p>以上の理由により、上記組合と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	2, 4 9 3, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	190
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直 通)
契 約 案 件 名	人流分析ツールDatawise Area Marketer利用契約
案 件 の 概 要	中心市街地の来訪者について人数及び属性を調査する為、システムサービスを使用するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区虎ノ門1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー21階 [名 称] 株式会社データワイズ
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務の履行に当たっては、中心市街地内の各通り毎の人流や施設利用者の人流分析を行うため、膨大なデータを活用した、精度の高い推計処理が求められる。データソースについても、より細かく動きを追えるGPSデータ（最小：10m×10m）の活用が必要である。</p> <p>事業者から本市へのデータ提供方法についても、本市が指定するタイミングで迅速にデータ取得が行えるよう、本市が人流分析サービス（システム）本体を使用して、各種データを取得できる必要がある。</p> <p>全国の事業者について調査を行ったところ、2社（KDDI（株） / （株）データワイズ）が上記条件をクリアすることが確認されたため、両社のシステムの仕様確認や、無料トライアルを実施した。</p> <p>システムから得られた数値について、本市が過去に実施した歩行者通行量調査結果と照らし合わせたところ、両社に大きな差が生じる結果となり、上記事業者の精度が高く、より適切であることが判明した。</p> <p>上記事業者については、複数の他自治体の活用実績もあることから、自治体に対する対応、サポート体制も十分である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	2, 4 4 2, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	191
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直 通)
契 約 案 件 名	未来創造ステーション設置機器保守業務委託
案 件 の 概 要	都城市未来創造ステーションのサーバー機器等について、機器の保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市花繰町20号8番地 [名 称] 株式会社システム・ナイン
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市未来創造ステーション（以下「未来創造ステーション」という。）に導入しているサーバー機器及びUTM装置、無線LAN、セキュリティ対策ソフト（以下「サーバー機器等」という。）の保守業務の委託を行うものである。</p> <p>未来創造ステーションは、中心市街地内に位置する文化交流施設として高い稼働率を有していることから、サーバー機器等の不具合により、施設予約システム等に支障があった場合、利用者への影響、クレームの発生等が想定され、このことに起因した利用料金の減収等が生じるおそれがある。</p> <p>上記事業者は、現在の未来創造ステーションのサーバー機器等の導入・設定を行った事業者である。仮に他の事業者が本保守業務を行った後にサーバー機器等に不具合が生じた場合、その原因が機器導入によるものか保守業務によるものかが不明確に混在することとなり、障害発生時の速やかな対応等の確実な履行が期待できず、その責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 0 9 3, 4 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	192
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	都城市地域ブランド“ミートツーリズム”マーケティング業務委託
案 件 の 概 要	地域ブランド“ミートツーリズム”を磨き上げるとともに、専門的知識や豊富な実戦経験を有する人材による支援のもと、マーケティング手法を取り入れた戦略的な活動を行うことで、「売れる仕組み（地域）」をつくることを目的とする。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都中央区日本橋 2 - 1 4 - 1 フロントプレイス日本橋 [名 称] ANAあきんど株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、ミートツーリズムをはじめとした都城地域ブランドの素材及び観光コンテンツの更なる磨き上げを行うとともに、売れる地域づくりを行い、都城での地域内観光消費の拡大を図る業務である。</p> <p>本業務は、総務省地域おこし企業人交流プログラムを活用し、平成30年度から令和2年度まで、都城市地域ブランド“ミートツーリズム”プロモーション業務委託、また令和3年度、4年度は都城市地域ブランド“ミートツーリズム”マーケティング業務委託を上記事業者と実施しており、ミートツーリズム利用者が増加し続けているなど、成果を挙げたところである。</p> <p>また、令和2年度から国税庁の「酒蔵ツーリズム推進事業」に係るモデル事例対象地域に選定され、上記事業者が主体となってミートツーリズムと酒蔵ツーリズムの融合（ミート×酒蔵ツーリズム）に取り組んでおり、令和3年度には酒蔵ツーリズムコンテンツの商品造成を行い、令和4年度には販売を開始するなど、令和5年度以降も継続して取り組んでいくこととなったところである。</p> <p>このため、本業務については、これまでの施策の展開を踏まえて遂行していくことが求められ、施策展開についての一貫性及び継続性が必要となる。</p> <p>さらに、ミート×酒蔵ツーリズムに取り組むにあたり、上記事業者は多くの関係事業者とも良好な関係を築いており、事業を滞りなく進めていくためには、引き続き上記事業者でなければ、適切かつ確実な履行が期待できない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	7, 9 7 5, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	193
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	東京都港区浜松町伊川ビル屋上看板掲出業務委託
案 件 の 概 要	「肉と焼酎のふるさと都城」を対外的にPRするために、東京都港区浜松町伊川ビル屋上に看板を掲出する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 埼玉県朝霞市本町2丁目12番21号 イースト朝霞 2階 [名 称] 有限会社アド・リアル
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、東京都港区浜松町伊川ビル屋上に、本市をPRする看板を掲出するものであるが、同ビルの看板は、上記業者が管理するものである。 このため、本件の契約の相手方は上記業者に特定されることから、同事業者と随意契約を行うものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	2,200,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	194
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直 通)
契 約 案 件 名	J R 博 多 駅 構 内 デ ジ タ ル サ イ ネ ー ジ 掲 出 業 務 委 託
案 件 の 概 要	J R 博 多 駅 構 内 デ ジ タ ル サ イ ネ ー ジ の 掲 出 業 務 を 委 託 す る も の
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福 岡 県 福 岡 市 中 央 区 大 手 門 2 丁 目 1 番 1 0 号 [名 称] 株 式 会 社 西 鉄 エ ー ジェ ン シ ー
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、J R 博 多 駅 内 に お い て 本 市 を P R す る デ ジ タ ル サ イ ネ ー ジ を 掲 出 す る も の で あ る が、同 駅 看 板 は、上 記 事 業 者 が 管 理 す る も の で あ る。</p> <p>こ の た め、本 件 の 契 約 の 相 手 方 は 上 記 事 業 者 に 特 定 さ れ る こ と か ら、同 事 業 者 と 随 意 契 約 を 行 う も の で あ る。</p>
契 約 締 結 日	令 和 5 年 4 月 1 日
契 約 金 額	1, 5 6 7, 5 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	195
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	サシバ広場維持管理業務委託
案 件 の 概 要	サシバ広場(梅北町)の除草、ちり拾い等、簡易トイレ清掃、公園利用者調整等の業務の委託
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市梅北町2528番地3 [名 称] 中郷地域経済活性化対策協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>サシバ広場は、梅北町の旧ハングライダー着地点に野芝を張り、様々な利用が可能な広場として整備されたものである。</p> <p>本件は、地元のことは地元で行うという地域参加型維持管理運営の推進及び安全でより市民に身近な広場づくりを目的として、地元団体への公園管理業務委託を行うものである。</p> <p>サシバ広場の維持管理業務について、地元の団体である上記協議会に委託することで、同協議会をはじめ、地元商工会、地元自治公民館、地元地域づくり団体等も積極的に広場に関わることができ、地域住民間のつながりを深めることができる。</p> <p>また、世代間の交流・児童の生涯学習の場として活用できることはもとより、異常があった際の連絡、要望等の連絡が速やかになされるなどのメリットがある。</p> <p>このように本業務は、地元の広場の維持管理は地元住民が主体となっ て行うという、行政と住民との協働によるまちづくりの推進を目的とする ものであり、契約の目的が競争に適さないため、随意契約するもので ある。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 1 4 2, 9 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	196
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	天神地下街デジタルサイネージ掲出業務委託
案 件 の 概 要	天神地下街デジタルサイネージの掲出業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区天神2丁目14番8号 福岡天神センタービル4F [名 称] 表示灯株式会社 福岡支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、天神地下街にあるデジタルサイネージに、本市をPRする電子看板を掲出するものであるが、同地下街の看板は、上記事業者が管理するものである。 このため、本件の契約の相手方は、上記事業者にて特定されることから、同事業者と随意契約を行うものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	995,500円

令和5年度 随意契約理由書

番号	197
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市観光Wi-Fi運用業務委託
案 件 の 概 要	市内の複数の観光地等において、利用者が無料で容易に利用できるインターネット接続サービスを提供するための運用業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都千代田区内神田三丁目6番2号アーバンネット神田ビル [名 称] エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>県内の複数の観光地において、観光客等が無料で容易にインターネットを利用できるWi-Fiサービス（Miyazaki Free Wi-Fi）を、県及び県内各自治体が連携して提供を行っている。</p> <p>本市においても、利用者の利便性を考慮し、また、運用、保守及びクラウド環境整備に係る費用が削減できるとして、当該Wi-Fiシステム基盤を共同利用している。</p> <p>当該システムは、NTT西日本が構築したシステムであり、上記事業者のみが運用できるシステムである。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	958,320円

令和5年度 随意契約理由書

番号	198
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	JR都城駅デジタルサイネージ運用業務委託
案 件 の 概 要	JR都城駅に設置したデジタルサイネージの運用業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都調布市布田4-5-1 藍澤調布ビル6階 [名 称] アーティサン株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、JR都城駅に設置したデジタルサイネージの運用業務を委託するものである。当該デジタルサイネージは、本市における観光地等の魅力発信及び活性化に加え、観光情報や公共交通の正確な情報を提供し、来訪者の移動の円滑化、利便性の向上を図るため、プロポーザル方式で業者選定及び導入を行ったものである。</p> <p>本システムは上記事業者が構築したものであり、同事業者のみが運用できるものである。そのため、情報更新や故障が発生した際についても、上記事業者に委託して行わせるのが最も適切かつ確実である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	825,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	199
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	たちばな天文台天体観測設備保守点検業務委託
案 件 の 概 要	たちばな天文台に設置されている天体観測設備の保守点検業務
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県大野城市御笠川2丁目1-12 [名 称] 有限会社とみた
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本委託業務は、たちばな天文台に設置されている天体観測設備の保守点検業務である。</p> <p>天体観測用の設備は、特殊なものであり、特に主となる500mm反射望遠鏡については、たちばな天文台用として作成されたものであるため、構造上の特徴を理解し、確実な保守、点検、調整等を行う必要がある。</p> <p>上記事業者は、たちばな天文台が指定管理施設として運営されてきた令和4年度まで施設の天体観測設備を総合的に保守点検してきた事業者であり、確実な履行が見込まれる。</p> <p>また、同事業者はたちばな天文台の天体観測設備を保守点検できる九州管内で唯一の事業者であり、故障等の際にも即対応することができる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	627,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	200
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市PRロゴ利用許諾に関する契約
案 件 の 概 要	書家・アーティストである紫舟氏作成の「都城市PRロゴ」の利用許諾契約を締結するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 神奈川県鎌倉市鎌倉山二丁目9番13号 紫舟アトリエ [名 称] 株式会社東京新美術
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>「都城市PRロゴ」は、全国への都城市のPRを推進し、都城ブランドの定着が図られることを目的として、紫舟氏により作成されたものである。</p> <p>当該ロゴについては、現在、都城市PRロゴの利用に関する要綱（平成26年告示第211号）により、市や会社等で利用されており、都城市の発信をしている。</p> <p>本件については、ロゴ作成者である紫舟氏本人が当該ロゴに関する著作権を保持することから、契約相手方が特定され、競争入札には適さない。</p> <p>以上の理由により、同氏が所属する上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	550,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	201
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 都市計画課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 2 (直通)
契 約 案 件 名	土木GISシステムクラウドサービス利用契約
案 件 の 概 要	土木GISシステムクラウド型LGWAN-ASPサービスの利用
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目10番20号 [名 称] 株式会社パスコ 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本システムは、上記事業者が開発し、システムに係るライセンスを保有しているものであり、同事業者からでなければ、土木GISシステムクラウド型LGWAN-ASPサービスを利用することができない。</p> <p>また、本システムは、土木部や上下水道局等が保有する重要なデータや他システムとの連携で運用しており、上記事業者でなければ、適切かつ確実な履行が期待できず行政事務に支障がでるおそれがある。</p> <p>以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	2, 6 4 0, 0 0 0 円

別紙1 (番号202関係)

不動産鑑定評価業務業者

業 者 名	代 表 者	所 在 地
株式会社 旭総合コンサルタント	代表取締役 鬼束宜朗	都城市安久町6338番地5
株式会社 今村鑑定補償	代表取締役 長濱宏昭	都城市前田町15街区10の2号
寺本不動産鑑定事務所	代表者 寺本文俊	都城市若葉町14街区3の1号 立川貸家A号室
株式会社 田園都市鑑定	代表者 傳田和之	都城市高木町4716番地12
西村不動産鑑定事務所	代表者 西村哲治	都城市立野町9号7番地 西村マンションII302

別紙2 (番号202関係)

不動産鑑定評価等業務単価

1 不動産鑑定

(1) 基本鑑定報酬額表

(単位：円)

評価額	A 宅地又は建物の 所有権	B 宅地見込地の 所有権	C 農地、林地、 原野、池沼、 墓地、雑種地 の所有権、家 賃	D 宅地の借地 権、底地(貸 地)の所有権、 地役権	E 区分地上権及 び地代	F 自用の建物及 びその敷地の 所有権	G 建物の区分所 有権
5百万円まで	161,000	208,000	314,000	155,000	208,000	210,000	204,000
10百万円まで		260,000	368,000	180,000	234,000	236,000	230,000
15百万円まで	174,000	337,000	446,000	219,000	286,000	275,000	280,000
20百万円まで	181,000	362,000	458,000	229,000	313,000	277,000	313,000
25百万円まで	199,000	398,000	494,000	253,000	349,000	301,000	349,000
30百万円まで	211,000	422,000	518,000	277,000	373,000	325,000	373,000
40百万円まで	229,000	458,000	554,000	313,000	410,000	362,000	410,000
50百万円まで	253,000	494,000	590,000	349,000	446,000	398,000	446,000
60百万円まで	277,000	518,000	614,000	373,000	470,000	422,000	470,000
80百万円まで	313,000	554,000	651,000	410,000	506,000	458,000	506,000
100百万円まで	351,000	592,000	689,000	448,000	544,000	496,000	544,000
120百万円まで	379,000	620,000	717,000	476,000	572,000	524,000	572,000
150百万円まで	413,000	654,000	751,000	510,000	606,000	558,000	606,000
180百万円まで	449,000	685,000	781,000	540,000	637,000	588,000	637,000
210百万円まで	478,000	704,000	800,000	559,000	656,000	607,000	656,000
240百万円まで	507,000	724,000	820,000	579,000	676,000	627,000	676,000
270百万円まで	536,000	743,000	839,000	598,000	695,000	646,000	695,000
300百万円まで	564,000	762,000	858,000	617,000	714,000	665,000	714,000
350百万円まで	589,000	787,000	880,000	643,000	739,000	691,000	739,000
400百万円まで	611,000	819,000	904,000	673,000	770,000	722,000	770,000
450百万円まで	632,000	851,000	928,000	704,000	802,000	753,000	802,000
500百万円まで	654,000	882,000	952,000	734,000	833,000	784,000	833,000
550百万円まで	676,000	914,000	977,000	765,000	864,000	815,000	864,000
600百万円まで	698,000	946,000	1,001,000	795,000	896,000	845,000	896,000
700百万円まで	721,000	979,000	1,030,000	827,000	928,000	877,000	928,000
800百万円まで	744,000	1,013,000	1,064,000	860,000	962,000	910,000	962,000
900百万円まで	768,000	1,047,000	1,099,000	893,000	995,000	944,000	995,000
1,000百万円まで	791,000	1,081,000	1,133,000	926,000	1,029,000	977,000	1,029,000
1,100百万円まで	814,000	1,116,000	1,168,000	959,000	1,063,000	1,010,000	1,063,000
1,200百万円まで	837,000	1,150,000	1,203,000	991,000	1,097,000	1,044,000	1,097,000
1,200百万円を超え 2,500百万円まで のもの	837千円に 1億円ごとに 19千円を加算	1,150千円に 1億円ごとに 26千円を加算	1,203千円に 1億円ごとに 22千円を加算	991千円に 1億円ごとに 20千円を加算	1,097千円に 1億円ごとに 21千円を加算	1,044千円に 1億円ごとに 21千円を加算	1,097千円に 1億円ごとに 21千円を加算
2,500百万円を超え 5,000百万円まで のもの	1,084千円に 1億円ごとに 14千円を加算	1,488千円に 1億円ごとに 17千円を加算	1,489千円に 1億円ごとに 17千円を加算	1,251千円に 1億円ごとに 14千円を加算	1,370千円に 1億円ごとに 14千円を加算	1,317千円に 1億円ごとに 14千円を加算	1,370千円に 1億円ごとに 14千円を加算
5,000百万円を超え 10,000百万円 までのもの	1,434千円に 1億円ごとに 8千円を加算	1,913千円に 1億円ごとに 12千円を加算	1,914千円に 1億円ごとに 12千円を加算	1,601千円に 1億円ごとに 8千円を加算	1,720千円に 1億円ごとに 8千円を加算	1,667千円に 1億円ごとに 8千円を加算	1,720千円に 1億円ごとに 8千円を加算
10,000百万円を超え 50,000百万円まで のもの	1,834千円に 1億円ごとに 5千円を加算	2,513千円に 1億円ごとに 7千円を加算	2,514千円に 1億円ごとに 7千円を加算	2,001千円に 1億円ごとに 5千円を加算	2,120千円に 1億円ごとに 5千円を加算	2,067千円に 1億円ごとに 5千円を加算	2,120千円に 1億円ごとに 5千円を加算
50,000百万円を超え るもの	3,834千円に 1億円ごとに 4千円を加算	5,313千円に 1億円ごとに 6千円を加算	5,314千円に 1億円ごとに 6千円を加算	4,001千円に 1億円ごとに 4千円を加算	4,120千円に 1億円ごとに 4千円を加算	4,067千円に 1億円ごとに 4千円を加算	4,120千円に 1億円ごとに 4千円を加算

(注) 評価額とは、各類型に係る対象不動産にその所有権を制限する権利が存在しないとした場合における当該不動産の所有権の鑑定評価額。

令和5年度 随意契約理由書

番号	203
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 道路公園課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 7 5 (直通)
契 約 案 件 名	一般公共土木積算システムソフトウェア保守業務委託
案 件 の 概 要	一般公共土木積算システムの保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区上呉服町12番33号 [名 称] 株式会社リサーチアンドソリューション
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、一般公共土木積算システム（以下「システム」という。）で使用する建設資材等の単価、歩掛等のデータ更新を行うものである。業務内容は、毎月改定される建設資材等の単価や歩掛等をシステム用に変換しインストールする作業等である。</p> <p>本市において現在導入しているシステムは上記事業者が独自に開発したものであるため、同事業者でなければ本業務を確実に履行することが期待できない。</p> <p>また、システムは、行政団体以外への販売及び提供をしているものではないため、仮に本業務を他の事業者に委託した場合、システムに不具合が生じたときに、システム復旧等の対応に相当の時間を要することが考えられ、業務に支障を来すおそれが高い。</p> <p>以上の理由により、上記事業者を随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 3 7 5, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	204
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 道路公園課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	地元管理第8号外 公園 (街路) 維持管理業務委託
案 件 の 概 要	公園及び街路の維持管理業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市 上長飯町 外 [名 称] 小鷹ゴルフ愛好会公園管理部 ほか
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、市内各公園及び街路の維持管理を地域住民が主体となつて行うという、行政と住民との協働によるまちづくりの推進を目的として、地元自治公民館、青壮年会、グランドゴルフ団体等へ公園管理業務を委託するものである。</p> <p>本業務委託により、地域住民がより積極的に公園及び街路の維持管理に関わることで、地域住民間のつながりが深まることはもとより、施設に異常があった際の発見が速やかになるなどの利点がある。</p> <p>以上の理由により、本業務は契約の相手方が地域団体に特定され、競争に適さないため、別表に示す各団体とそれぞれ随意契約するものである。</p> <p>※契約相手方については、別表のとおり</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	13,621,300円

別紙（番号204関係）

地元2号随契 都道第941号

No.	団体名	公園名	位置	総額	執行課
8	小鷹ゴルフ愛好会 公園管理部	上長飯第1児童公園	上長飯町	657,800	道路公園課
15	並木自治公民館	川東第5児童公園	上川東2丁目	632,500	〃
25	馬場壮年	乙房児童公園	乙房町	566,500	〃
32	都原西もくよう会	都原第1児童公園	都原町	613,800	〃
35	折田代自治公民館	折田代農村広場	吉之元町	504,900	〃
41	一万城東部自治公民館	一万城第1児童公園	一万城町	984,500	〃
53	大王自治公民館	大王第3児童公園	大王町	666,600	〃
60	平江自治公民館	平江第1街区公園	平江町	673,200	〃
71	肱穴公園管理運営委員会	肱穴公園	横市町	1,057,100	〃
72	庄内地区まちづくり協議会	庄内児童公園(生活環境保全林)	庄内町	1,478,400	〃
79	こすもす会	大根田農村公園	志比田町	781,000	〃
84	NPO法人どんぐり千年の森をつくる会	沖水川市民緑地左岸上流	神之山町地先	871,200	〃
85	都島自治公民館壮年会	都島多目的広場	都島町地先	619,300	〃
88	宮崎ドローンレーシングクラブ	沖水川市民緑地右岸	神之山町地先	662,200	〃
89	都城ラグビー協会	沖水川市民緑地左岸ソフトボール場1外	下川東4丁目地先	1,148,400	〃
街2	下川内自治公民館	下川内639号 街路植栽帯・法面	美川町地先	1,146,200	〃
104	四家地域連絡協議会	四家地区運動広場	高城町四家	557,700	高城地域生活課
総額				13,621,300	
道路公園課執行分				13,063,600	

令和5年度 随意契約理由書

番号	205
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2 (直通)
契 約 案 件 名	大根田樋管外操作管理業務委託
案 件 の 概 要	大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市志比田町4621番地12 [名 称] 都城市消防団 姫城・小松原分団第11部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は大雨に伴う河川水位上昇時に、河川に接続する排水路等への逆流による大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するものである。</p> <p>本業務を履行するには、大雨による河川の水位上昇時に短時間で水門の配置につくことが可能であり、水門の開閉に当たって的確な状況把握及び判断が求められ、危険時には退避行動を安全かつ速やかに行なう必要がある。</p> <p>この点、上記団体の構成員は、当該水門周辺に住居があり速やかに配置につくことが可能であること、昨年度も本市の水門操作を行っていたことより、水門の開閉経験も十分であること及び周辺地理にも精通しており風雨時も安全に行動することが可能である。</p> <p>以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1,020,321円

令和5年度 随意契約理由書

番号	206
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2 (直通)
契 約 案 件 名	下水流排水樋管外操作管理業務委託
案 件 の 概 要	大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市下水流町3 1 1 6 番地7 [名 称] 都城市消防団 志和池分団第2 1 部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は大雨に伴う河川水位上昇時に、河川に接続する排水路等への逆流による大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するものである。</p> <p>本業務を履行するには、大雨による河川の水位上昇時に短時間で水門の配置につくことが可能であり、水門の開閉に当たって的確な状況把握及び判断が求められ、危険時には退避行動を安全かつ速やかに行なう必要がある。</p> <p>この点、上記団体の構成員は、当該水門周辺に住居があり速やかに配置につくことが可能であること、昨年度も本市の水門操作を行っていたことより、水門の開閉経験も十分であること及び周辺地理にも精通しており風雨時も安全に行動することが可能である。</p> <p>以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 0 1 1, 2 0 9 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	207
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2 (直通)
契 約 案 件 名	内場樋管外操作管理業務委託
案 件 の 概 要	大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市乙房町1506番地13 [名 称] 都城市消防団 庄内分団第24部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は大雨に伴う河川水位上昇時に、河川に接続する排水路等への逆流による大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するものである。</p> <p>本業務を履行するには、大雨による河川の水位上昇時に短時間で水門の配置につくことが可能であり、水門の開閉に当たって的確な状況把握及び判断が求められ、危険時には退避行動を安全かつ速やかに行なう必要がある。</p> <p>この点、上記団体の構成員は、当該水門周辺に住居があり速やかに配置につくことが可能であること、昨年度も本市の水門操作を行っていたことより、水門の開閉経験も十分であること及び周辺地理にも精通しており風雨時も安全に行動することが可能である。</p> <p>以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 0 1 1, 2 0 9 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	208
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2 (直通)
契 約 案 件 名	下長飯橋上流水門外操作管理業務委託
案 件 の 概 要	大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市下長飯町769番地1 [名 称] 都城市消防団 姫城・小松原分団第8部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は大雨に伴う河川水位上昇時に、河川に接続する排水路等への逆流による大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するものである。</p> <p>本業務を履行するには、大雨による河川の水位上昇時に短時間で水門の配置につくことが可能であり、水門の開閉に当たって的確な状況把握及び判断が求められ、危険時には退避行動を安全かつ速やかに行なう必要がある。</p> <p>この点、上記団体の構成員は、当該水門周辺に住居があり速やかに配置につくことが可能であること、昨年度も本市の水門操作を行っていたことより、水門の開閉経験も十分であること及び周辺地理にも精通しており風雨時も安全に行動することが可能である。</p> <p>以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	933,900円

令和5年度 随意契約理由書

番号	209
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2 (直通)
契 約 案 件 名	川東第3樋管外操作管理業務委託
案 件 の 概 要	大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市祝吉1丁目22番地6 [名 称] 都城市消防団 祝吉・小松原分団第14部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は大雨に伴う河川水位上昇時に、河川に接続する排水路等への逆流による大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するものである。</p> <p>本業務を履行するには、大雨による河川の水位上昇時に短時間で水門の配置につくことが可能であり、水門の開閉に当たって的確な状況把握及び判断が求められ、危険時には退避行動を安全かつ速やかに行なう必要がある。</p> <p>この点、上記団体の構成員は、当該水門周辺に住居があり速やかに配置につくことが可能であること、昨年度も本市の水門操作を行っていたことより、水門の開閉経験も十分であること及び周辺地理にも精通しており風雨時も安全に行動することが可能である。</p> <p>以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	827,059円

令和5年度 随意契約理由書

番号	210
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 23-2752 (直通)
契 約 案 件 名	思案橋樋管外操作管理業務委託
案 件 の 概 要	大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市鷹尾三丁目35街区30号 [名 称] 都城市消防団 五十市・西分団第3部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は大雨に伴う河川水位上昇時に、河川に接続する排水路等への逆流による大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するものである。</p> <p>本業務を履行するには、大雨による河川の水位上昇時に短時間で水門の配置につくことが可能であり、水門の開閉に当たって的確な状況把握及び判断が求められ、危険時には退避行動を安全かつ速やかに行なう必要がある。</p> <p>この点、上記団体の構成員は、当該水門周辺に住居があり速やかに配置につくことが可能であること、昨年度も本市の水門操作を行っていたことより、水門の開閉経験も十分であること及び周辺地理にも精通しており風雨時も安全に行動することが可能である。</p> <p>以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	717,215円

令和5年度 随意契約理由書

番号	211
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2 (直 通)
契 約 案 件 名	広瀬樋管外操作管理業務委託
案 件 の 概 要	大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市菓子野町10504番地1 [名 称] 都城市消防団 沖水分団第16部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は大雨に伴う河川水位上昇時に、河川に接続する排水路等への逆流による大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するものである。</p> <p>本業務を履行するには、大雨による河川の水位上昇時に短時間で水門の配置につくことが可能であり、水門の開閉に当たって的確な状況把握及び判断が求められ、危険時には退避行動を安全かつ速やかに行なう必要がある。</p> <p>この点、上記団体の構成員は、当該水門周辺に住居があり速やかに配置につくことが可能であること、昨年度も本市の水門操作を行っていたことより、水門の開閉経験も十分であること及び周辺地理にも精通しており風雨時も安全に行動することが可能である。</p> <p>以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	587,987円

令和5年度 随意契約理由書

番号	212
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2 (直通)
契 約 案 件 名	川東第1樋管外操作管理業務委託
案 件 の 概 要	大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市前田町2街区6号 [名 称] 都城市消防団 祝吉・小松原分団第12部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は大雨に伴う河川水位上昇時に、河川に接続する排水路等への逆流による大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するものである。</p> <p>本業務を履行するには、大雨による河川の水位上昇時に短時間で水門の配置につくことが可能であり、水門の開閉に当たって的確な状況把握及び判断が求められ、危険時には退避行動を安全かつ速やかに行なう必要がある。</p> <p>この点、上記団体の構成員は、当該水門周辺に住居があり速やかに配置につくことが可能であること、昨年度も本市の水門操作を行っていたことより、水門の開閉経験も十分であること及び周辺地理にも精通しており風雨時も安全に行動することが可能である。</p> <p>以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	533,065円

令和5年度 随意契約理由書

番号	213
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 建築対策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 5 8 4 (直通)
契 約 案 件 名	建築行政共用データベースシステム利用契約
案 件 の 概 要	建築確認審査やアスベスト対策推進事務等の業務に当たり、建築行政の充実を図るため、建築士及び建築士事務所の情報並びに特定行政庁における建築確認台帳等の情報を総合的に管理提供できるデータベースを利用するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都新宿区神楽坂一丁目15番地 [名 称] 一般財団法人建築行政情報センター
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 建築行政共用データベースシステムは、建築士、建築士事務所の登録及び特定行政庁における建築確認台帳等の情報を総合的に管理提供できるシステムである。 また、当該システムは、他に類が無いものである。 以上の理由により、建築士法関係機関、特定行政庁、指定確認検査機関等を対象に提供している唯一の法人である上記法人と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 8 0 8, 1 2 5 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	214
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 建築対策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 5 8 4 (直通)
契 約 案 件 名	特定行政庁団体賠償責任保険
案 件 の 概 要	特定行政庁の建築確認申請業務等における業務遂行上の過失に起因する事故等によって被る損害に対する賠償責任保険への加入
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都新宿区神楽坂1丁目15番地 [名 称] 日本建築行政会議
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 特定行政庁が実施した建築確認業務等の遂行上の過失に起因する事故に係る損害については、上記会議が唯一専門的業務賠償責任保険を設定している。以上の理由により、ほかに同様の保険はないため、上記会議の賠償責任保険に加入するため、同会議と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	563,330円

令和5年度 随意契約理由書

番号	215
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 住宅施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 0 5 (直通)
契 約 案 件 名	一万城団地及び蓑原団地エレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	市営一万城団地及び市営蓑原団地に設置されているエレベータのメンテナンス、定期点検及び年1回の年次検査等の委託をするもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区長浜2-4-1 [名 称] 東芝エレベータ株式会社 九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、市営一万城団地及び市営蓑原団地に設置されているエレベータの遠隔監視・点検（常時）、年4回の定期点検・定期整備、年1回の年次検査及び年1回の法定定期検査の委託を行うもので、点検・調整から修理部品の交換までのエレベータの機能維持に必要なメンテナンスの全てを含む業務である。</p> <p>エレベータの仕様・構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で安全管理を行っている。</p> <p>このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の契約不適合によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、設置されているエレベータの製造元であり、保守管理まで行っている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	4, 2 6 3, 6 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	216
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 住宅施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 0 5 (直通)
契 約 案 件 名	住宅管理システム機器保守業務委託
案 件 の 概 要	都城市住宅管理システムのカスタマイズ、不具合等が生じた際の保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市錦町1-10 [名 称] 富士通 J a p a n 株式会社 宮崎支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 都城市住宅管理システムは、上記事業者が開発・導入したものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。 仮に本業務を他の事業者に委託した場合、システムに不具合が生じ行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	3, 7 3 9, 5 6 0 円

別紙（番号 2 1 7 号関係）

単価、予定数量及び予定総額（推定総額）

修繕等の種類	規格	単価（円）	単位	予定数量	予定総額（円）
畳表替え	1 畳	4,000	1 枚	350	1,400,000
	半畳	3,000	1 枚	40	120,000
中古床取替	1 畳	6,000	1 枚	12	72,000
	半畳	4,200	1 枚	10	42,000
新調	1 畳	8,500	1 枚	12	102,000
	半畳	6,000	1 枚	1	6,000
新調 （化学床）	1 畳	10,000	1 枚	1	10,000
	半畳	7,500	1 枚	1	7,500
新調 （ワラ畳）	1 畳	9,000	1 枚	1	9,000
	半畳	6,300	1 枚	1	6,300

※単価及び予定総額には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。

令和5年度 随意契約理由書

番号	218
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 住宅施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 0 5 (直通)
契 約 案 件 名	都城市営住宅表具交換修繕
案 件 の 概 要	都城市営住宅の入居が決定した住宅における表具の交換及び修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市南横市町7888-2 [名 称] 都城市表具組合
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市営住宅の年3回（2月、6月、10月）の定期募集及び随時募集による住宅入居希望者と契約した後に、表具の交換及び修繕を行うものである。</p> <p>本業務は、契約締結から1週間以内に実施する必要があるが、都城市全域にある市営住宅の各戸を、一事業者で迅速に対応するのは困難な状況である。また、災害被災者・DV被害者等の緊急入居時には、さらに迅速な対応が求められる。このため、本業務を実施する度に入札等を実施することは困難である。</p> <p>この点、上記組合は、組合員が都城市全域の各地域にいたり、過去の実績からも組合内の連携体制が整っており、本業務への対応が可能である。以上の理由により、上記組合と随意契約するものである。</p> <p>※契約単価は、別紙のとおり</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	執行見込総額 1, 8 3 7, 1 1 0円

別紙（番号 2 1 8 号関係）

単価、予定数量及び予定総額（推定総額）

修繕の種類	規格	単価（円）	単位	予定数量	予定総額（円）
ふすま張替え	両面	3,500	1枚	250	875,000
ふすま張替え （板戸張り）	片面	2,750	1枚	70	192,500
ふすま張替え	天袋（大）	2,000	1枚	70	140,000
ふすま張替え	天袋（小）	1,600	1枚	30	48,000
ふすま張替え	幅広	5,950	1枚	10	59,500
ふすま張替え	両面（丈長）	4,100	1枚	50	205,000
ふすま張替え （板戸張り）	片面（丈長）	3,600	1枚	10	36,000
ふすま張替え	1尺×6尺	2,700	1枚	20	54,000
ふすま新調	両面	11,950	1枚	1	11,950
ふすま新調	両面（丈長）	12,500	1枚	1	12,500
ふすま新調	天袋（大）	6,750	1枚	1	6,750
縁交換	1本	1,500	1本	1	1,500
障子張替え	3尺×6尺	2,400	1枚	1	2,400
ふすま・障子の 骨の補修	一式・1枚 分	2,500	1式	10	25,000
計				525	1,670,100

※単価及び予定総額には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。

令和5年度 随意契約理由書

番号	219
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 住宅施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 5 8 1 (直通)
契 約 案 件 名	市営住宅修繕調査等業務委託
案 件 の 概 要	閉庁時間における市営住宅の給水・排水施設の不具合調査、修繕手配、電気設備不具合調査、漏水に係る調査及びその他の施設に係る緊急調査業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市下川東三丁目3238番地2 [名 称] 都城管工事協同組合
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>市営住宅の夜間・休日の緊急的な修繕については、そのほとんどが、給水若しくは排水の漏水又は詰まり解消であり、早急に対応しなければ時間の経過とともに被害は増大する。特に、二階建て以上の施設での漏水等の発生では、当該入居者はもちろん、直下階まで影響を与えることになり、複数の入居者の財産まで侵害することにつながる。</p> <p>このため、本業務の履行に当たっては、緊急時の連絡を受けた場合、現地へ急行し、的確な原因調査の上、修繕の対応を迅速かつ確実に行うことなど、被害を最小限度にとどめる体制が求められる。</p> <p>この点、上記組合は、市内の水道工事事業者の組合員による管の専門業者で構成されている組織であるため、当該体制を取ることが可能である。また、水道局において、漏水調査及び給配水管等修繕の業務の実績もあり、夜間・休日の修繕の業務についても、24時間緊急対応体制が整っている。</p> <p>以上の理由により、本業務を適切かつ確実に履行できる唯一の事業者である上記組合と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	644,600円

令和5年度 随意契約理由書

番号	220
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 技術検査室 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 8 3 (直通)
契 約 案 件 名	電子納品検査システム等保守業務委託
案 件 の 概 要	電子納品検査システム及びCADシステムのバージョンアップや不具合が生じた際の保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区上呉服町12番33号 [名 称] 株式会社リサーチアンドソリューション
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>電子納品検査システム及びCADシステム（以下「システム」という。）は、上記事業者が開発・導入したものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 6 7 3, 2 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	221
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)																				
契 約 案 件 名	学校用電子複写機保守管理及び消耗品等供給業務																				
案 件 の 概 要	学校事務用電子複写機の保守及び消耗品等供給を行うもの																				
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市花繰町16-3 [名 称] 植松商事株式会社 都城営業所																				
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、次に掲げる学校で現在使用している学校事務用電子複写機の保守及び消耗品等供給を行うパフォーマンスチャージ契約であり、当該複写機のメーカーと代理店契約している上記事業者でなければ、確実な保守サービス供給等を受けられない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。 ○該当校・川東小学校・東小学校・大王小学校・菓子野小学校・高城小学校・西岳小学校・笛水小中学校・夏尾中学校・中郷中学校・山之口中学校・明道小学校・今町小学校・吉之元小学校・夏尾小学校・丸野小学校・梅北小学校・明和小学校・有水小学校																				
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																				
契 約 金 額	<table border="1"> <tr> <td>執行見込総額</td> <td colspan="3">3,465,970円</td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td>単価</td> <td>予定数量</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>MX-M264FP 1コピーにつき</td> <td>3円</td> <td>80,947枚</td> <td>242,841</td> </tr> <tr> <td>MX-M264FP 1コピーにつき</td> <td>3円</td> <td>546,122枚</td> <td>1,638,366</td> </tr> <tr> <td>MX-M266FP 1コピーにつき</td> <td>3円</td> <td>633,284枚</td> <td>1,899,852</td> </tr> </table>	執行見込総額	3,465,970円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	MX-M264FP 1コピーにつき	3円	80,947枚	242,841	MX-M264FP 1コピーにつき	3円	546,122枚	1,638,366	MX-M266FP 1コピーにつき	3円	633,284枚	1,899,852
執行見込総額	3,465,970円																				
複数単価契約	単価	予定数量	合計																		
MX-M264FP 1コピーにつき	3円	80,947枚	242,841																		
MX-M264FP 1コピーにつき	3円	546,122枚	1,638,366																		
MX-M266FP 1コピーにつき	3円	633,284枚	1,899,852																		

令和5年度 随意契約理由書

番号	222
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)
契 約 案 件 名	小松原中外エレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	小松原中学校を含む6中学校に設置してあるエレベータの定期点検、保守、調整、関係法令の規定に準ずる年次検査等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区上呉服町10番10号 [名 称] 株式会社日立ビルシステム 西日本支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、小松原中学校を含む6中学校に設置してあるエレベータの定期点検、保守、調整、関係法令の規定に準ずる年次検査等の業務を委託するものである。</p> <p>エレベータの仕様・構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で行っている。</p> <p>このため、仮に他の事業者の本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の瑕疵によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化のため、設置されているエレベータの施工及びメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	3,036,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	223
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)
契 約 案 件 名	大王小外エレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	都城市立大王小学校を含む7小学校に設置してあるエレベータの定期点検、関係法令の規定に準ずる年次検査等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区上呉服町10番10号 [名 称] 株式会社日立ビルシステム 西日本支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市立大王小学校を含む7小学校に設置してあるエレベータの定期点検、関係法令の規定に準ずる年次検査等の業務を委託するものである。</p> <p>エレベータの仕様・構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で行っている。</p> <p>このため、仮に他の事業者の本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の瑕疵によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化のため、設置されているエレベータの施工及びメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	2, 6 4 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	224
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)
契 約 案 件 名	明道小外エレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	都城市立明道小学校を含む3小学校に設置してあるエレベータの遠隔監視、定期点検、定期整備、年次検査及び法定定期検査等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区長浜2-4-1 [名 称] 東芝エレベータ株式会社 九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市立明道小学校を含む3小学校に設置してあるエレベータの遠隔監視、定期点検、定期整備、年次検査、法定定期検査等の業務を委託するものである。</p> <p>エレベータの仕様及び構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で行っている。</p> <p>このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の瑕疵によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化のため、設置されているエレベータの施工及びメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 5 8 4, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	225
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)
契 約 案 件 名	梅北小外エレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	都城市立梅北小学校を含む4小学校に設置してあるエレベータの点検及び手入れ保全、異常監視、消耗部品の供給、品質検査等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区住吉1-2-25 [名 称] 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市立梅北小学校を含む4小学校に設置してあるエレベータの点検及び手入れ保全、異常監視、消耗部品の供給、品質検査等の業務を委託するものである。</p> <p>エレベータの仕様及び構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で行っている。</p> <p>このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の瑕疵によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化のため、設置されているエレベータの施工及びメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 4 2 5, 6 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	226
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)
契 約 案 件 名	高崎中外エレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	都城市立高崎中学校を含む3中学校に設置してあるエレベータの遠隔点検・点検・手入れ保全、異常監視・直接通話サービス、消耗部品の供給等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区住吉1-2-25 [名 称] 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市立高崎中学校を含む3中学校に設置してあるエレベータの遠隔点検・点検・手入れ保全、異常監視・直接通話サービス、消耗部品の供給等の業務を委託するものである。</p> <p>エレベータの仕様及び構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で行っている。</p> <p>このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の瑕疵によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化のため、設置されているエレベータの施工及びメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 3 4 6, 4 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	227
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)		
契 約 案 件 名	学校用電子複写機保守管理及び消耗品等供給業務		
案 件 の 概 要	学校事務用電子複写機の保守及び消耗品等供給を行うもの		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市早鈴町1651番地1 [名 称] 有限会社うすいデサキデポ		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	<p>本業務は、次に掲げる学校で現在使用している学校事務用電子複写機の保守及び消耗品等供給を行うパフォーマンスチャージ契約であり、当該複写機の販売事業者である上記事業者でなければ、確実な保守サービス供給等を受けられない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p> <p>○該当校・沖水小学校・山之口小学校・山田小学校・木之川内小学校・中霧島小学校・姫城中学校・小松原中学校・沖水中学校・庄内中学校・高城中学校・笛水小中学校</p>		
契 約 締 結 日	令和5年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額		1, 1 8 8, 5 5 8 円
	複数単価契約	単価 予定数量	合計
	TASKalfa3010i 1 コピーにつき (2,001枚目以降)	2 円 408,254 枚	816,508
	TASKalfa3010i 1 1 台基本料金 (月額) (2,000枚目まで)	2000 円 132.0 月	264,000

令和5年度 随意契約理由書

番号	228
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)
契 約 案 件 名	丸野小外エレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	都城市立丸野小学校を含む2校に設置してあるエレベータの定期点検、修理対応、及び関係法令の規定に準ずる年次検査等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市大字恒久5027 [名 称] クマリフト株式会社 宮崎営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市立丸野小学校を含む2校に設置してあるエレベータの定期点検、修理対応、及び関係法令の規定に準ずる年次検査等の業務を委託するものである。</p> <p>エレベータの仕様・構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で行っている。</p> <p>このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の瑕疵によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化のため、設置されているエレベータの施工及びメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	759,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	229
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)
契 約 案 件 名	志和池中エレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	都城市立志和池中学校に設置してあるエレベータの定期点検、遠隔監視、故障対応等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目2番13号 [名 称] 日本オーチス・エレベータ株式会社 九州支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市立志和池中学校に設置してあるエレベータの定期点検、遠隔監視、故障対応等の業務（以下「保守管理等」という。）を委託するものである。</p> <p>エレベータの仕様・構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で行っている。</p> <p>このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の瑕疵によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化のため、設置されているエレベータのメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	660,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	230
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直 通)
契 約 案 件 名	祝吉中エレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	都城市立祝吉中学校に設置してあるエレベータの定期点検、異常監視、直接通話サービス等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区綱場町4-1 [名 称] フジテック株式会社 九州支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市立祝吉中学校に設置してあるエレベータの定期点検、異常監視、直接通話サービス等（以下「保守管理等」という。）の業務を委託するものである。</p> <p>エレベータの仕様・構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で行っている。</p> <p>このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の瑕疵によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化のため、設置されているエレベータのメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	528,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	231
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)
契 約 案 件 名	西中エレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	都城市立西中学校に設置してあるエレベータの遠隔監視、定期点検、定期整備、年次検査、法定定期検査等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区長浜2-4-1 [名 称] 東芝エレベータ株式会社 九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市立西中学校に設置してあるエレベータの遠隔監視、定期点検、定期整備、年次検査、法定定期検査等（以下「保守管理等」という。）の業務を委託するものである。</p> <p>エレベータの仕様及び構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で行っている。</p> <p>このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の瑕疵によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化のため、設置されているエレベータのメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	528,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	232
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 6 1 (直通)
契 約 案 件 名	A I ドリル使用許諾契約
案 件 の 概 要	市立小・中学校に在籍する小学3年生以上の児童生徒が学習するためのA I ドリル (5教科) を導入するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都文京区小石川2丁目3番23 春日尚学ビル3階 [名 称] 株式会社COMPASS
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>A I ドリルは、個々の学習進捗や解答の正誤情報などを蓄積・分析することで、一人一人の理解度や弱点を発見し、それぞれの弱点を克服するために次に学習すべき内容をA I が自動抽出するという機能を有する教材である。</p> <p>教育委員会では、令和2年度から教育研究所の研究者によるA I ドリルの効果研究を行っており、数ヶ月間、実際に上記事業者を含む3者のA I ドリルを市内の小中学校の20校で使用した。</p> <p>A I ドリルの選定については、教育委員会職員及び小・中学校教員(教育研究所所員)により構成されるA I ドリル準備委員会を令和5年2月4日に開催し、A I ドリルを使用した児童生徒や教員の意見も参考にしながら、詳細項目による審査を行った。</p> <p>上記事業者が開発した「Qubena (キュビナ)」は、A I により個々の理解度に応じた最適な問題が即時に出題されるため、個別最適化された学習が可能である。また、「Qubena (キュビナ)」は、学力向上のエビデンスが立証されており、公立・私立小中学校約1,800校以上の自治体での導入実績がある。</p> <p>以上の経緯から、「Qubena (キュビナ)」がもっとも高い評価を獲得したため、上記事業者と引き続き随意契約し、同システムを導入するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	64,918,260円

令和5年度 随意契約理由書

番号	233
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 6 1 (直通)
契 約 案 件 名	小・中学校 I C T 支援員業務委託
案 件 の 概 要	小・中学校 I C T 支援員業務を委託し小中学校における I C T を活用した学習指導の支援を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市花繰町 2 0 号 8 番地 [名 称] 株式会社システム・ナイン
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、I C T そのもの、I C T の活用に加え、学校教育や教員の業務に関する広範かつ高度な専門的知識及び技術が必要であるため、令和4年度に指名型プロポーザルで業者を選定して上記事業者と随意契約した。</p> <p>本業務は、契約の相手方が当該役務の提供に係る業務に習熟するため一定の期間を要する内容で、当該業務に習熟していなければ適切な行政運営に支障が生じ、又は市民等に不利益を与えるおそれがある。</p> <p>また、契約の相手方が調達する当該役務の提供に必要な機材、設備等の初期投資が必要となる業務であり、昨年度の実施状況に問題等が無く、隙間なく安定的に業務を継続する必要があることから、引き続き同社と契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1 8 , 4 8 0 , 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	234
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 8 6 (直通)																		
契 約 案 件 名	教職員定期健康診断業務																		
案 件 の 概 要	学校保健安全法及び労働安全衛生規則第44条に基づき実施する、都城市の設置する小・中学校にて勤務する常勤教職員及び常勤講師を対象とした、定期健康診断の実施業務																		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会																		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務の実施に当たっては、一定期間内において多数の検診実施を可能とする受入体制を有し、かつ、各小・中学校と検診日程の調整ができることが必要である。</p> <p>このことから、本市内において、上記の要件を満たし、本業務を適切かつ確実に実施できる機関は、都城健康サービスセンターに限られている。</p> <p>以上の理由により、都城健康サービスセンターの指定管理者である上記法人と随意契約するものである。</p>																		
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																		
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">11,365,200円</td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>健康診断（胃検査を除く。）</td> <td style="text-align: right;">9240円</td> <td style="text-align: right;">970人</td> <td style="text-align: right;">8,962,800</td> </tr> <tr> <td>胃検査</td> <td style="text-align: right;">4620円</td> <td style="text-align: right;">520人</td> <td style="text-align: right;">2,402,400</td> </tr> </table>			執行見込総額	11,365,200円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	健康診断（胃検査を除く。）	9240円	970人	8,962,800	胃検査	4620円	520人	2,402,400
執行見込総額	11,365,200円																		
複数単価契約	単価	予定数量	合計																
健康診断（胃検査を除く。）	9240円	970人	8,962,800																
胃検査	4620円	520人	2,402,400																

令和5年度 随意契約理由書

番号	235
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 8 6 (直通)																		
契 約 案 件 名	心臓検診業務																		
案 件 の 概 要	学校保健安全法第13条に基づく、心臓検診の実施業務																		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町9街区3号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会																		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>この検診は、学校保健安全法第13条に基づく検診であり、小学校の1学年及び前年度未受診者並びに中学校の1学年及び前年度未受診者が対象となる。</p> <p>本業務の履行に当たっては、同一条件での検査を行うこと、学校の保健計画に応じた日程調整ができること、及び学校を訪問して検診を実施する体制を有することが必要である。</p> <p>この点、本市内において以上の要件を満たし、本業務を適切かつ確実に履行できる機関は、都城健康サービスセンターに限られている。</p> <p>以上の理由により、上記センターの指定管理者である上記法人と随意契約するものである。</p>																		
契 約 締 結 日	令和5年4月1日																		
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">9, 1 5 2, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>心臓検診業務(中学生)</td> <td style="text-align: center;">2860 円</td> <td style="text-align: center;">1600人</td> <td style="text-align: right;">4, 576, 000</td> </tr> <tr> <td>心臓検診業務(小学生)</td> <td style="text-align: center;">2860 円</td> <td style="text-align: center;">1600人</td> <td style="text-align: right;">4, 576, 000</td> </tr> </table>			執行見込総額	9, 1 5 2, 0 0 0 円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	心臓検診業務(中学生)	2860 円	1600人	4, 576, 000	心臓検診業務(小学生)	2860 円	1600人	4, 576, 000
執行見込総額	9, 1 5 2, 0 0 0 円																		
複数単価契約	単価	予定数量	合計																
心臓検診業務(中学生)	2860 円	1600人	4, 576, 000																
心臓検診業務(小学生)	2860 円	1600人	4, 576, 000																

令和5年度 随意契約理由書

番号	236
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 8 6 (直通)		
契 約 案 件 名	児童生徒等検査業務		
案 件 の 概 要	学校保健安全法第13条に基づく、都城市の設置する幼稚園、小学校及び中学校に在籍する園児から生徒までのうち、該当学年を対象とした検診業務を行うもの		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市霧島1丁目1番地2 [名 称] 公益財団法人宮崎県健康づくり協会		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、学校保健安全法第13条に基づき実施する定期健康診断のうち、尿検査及び貧血検査を行うものである。</p> <p>各検査の対象者については、尿検査は幼稚園児及び小・中学校の全児童生徒、貧血検査は小学校の6学年、中学1学年から2学年まで及び前年度未受診者である。</p> <p>本業務の実施に当たっては、全ての検診を同一条件で実施できること、検査結果を判定できる体制及び多数の受診人数に対し対応可能である体制がとれること、並びに、都城市の設置する幼稚園、小学校及び中学校と検査実施日の日程調整ができることが必要である。</p> <p>以上の条件を満たし、本業務を適切かつ確実に履行できる事業者は、本市内及び県内において、上記法人に限られるため、同法人と随意契約するものである。</p>		
契 約 締 結 日	令和5年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額		8, 0 8 2, 8 0 0 円
	複数単価契約	単価 予定数量	合計
	尿検査	352 円 14150 人	4, 980, 800
	貧血検査	660 円 4700 人	3, 102, 000

令和5年度 随意契約理由書

番号	237
----	-----

担当課	[部課等名] 教育委員会 学校教育課 [電話番号] 0986-23-2186 (直通)																																																														
契約案件名	学校環境衛生検査業務																																																														
案件の概要	学校保健安全法第6条第2項に基づき、都城市の設置する幼稚園、小学校及び中学校の学校環境衛生に関する検査を行うもの																																																														
契約の相手方	[所在地] 都城市祝吉1丁目2番地17 [名称] 一般社団法人都城市北諸県郡薬剤師会																																																														
契約の相手方の選定理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、学校保健安全法第6条第2項において、都城市の設置する幼稚園、小学校及び中学校を対象として実施する法定検査である。</p> <p>当該検査の職務執行に当たっては、学校保健安全法施行規則第24条第1項第2号において、学校薬剤師が従事することと規定されている。</p> <p>以上の理由により、市内の学校薬剤師が所属している上記法人と随意契約するものである。</p>																																																														
契約締結日	令和5年4月1日																																																														
契約金額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">執行見込総額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">4,048,230円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">複数単価契約</td> <td style="text-align: right;">単価</td> <td style="text-align: right;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>飲料水検査</td> <td style="text-align: right;">7304円</td> <td style="text-align: right;">64回</td> <td style="text-align: right;">467,456</td> </tr> <tr> <td>プール水検査</td> <td style="text-align: right;">4368円</td> <td style="text-align: right;">78回</td> <td style="text-align: right;">340,704</td> </tr> <tr> <td>プール水検査(総トリハロメタン)</td> <td style="text-align: right;">19800円</td> <td style="text-align: right;">58回</td> <td style="text-align: right;">1,148,400</td> </tr> <tr> <td>プール原水飲料水検査</td> <td style="text-align: right;">7304円</td> <td style="text-align: right;">10回</td> <td style="text-align: right;">73,040</td> </tr> <tr> <td>循環ろ過装置出口濁度検査</td> <td style="text-align: right;">1534円</td> <td style="text-align: right;">23回</td> <td style="text-align: right;">35,282</td> </tr> <tr> <td>教室等の空気検査(二酸化炭素)</td> <td style="text-align: right;">770円</td> <td style="text-align: right;">116回</td> <td style="text-align: right;">89,320</td> </tr> <tr> <td>教室等の空気検査(一酸化炭素)</td> <td style="text-align: right;">770円</td> <td style="text-align: right;">6回</td> <td style="text-align: right;">4,620</td> </tr> <tr> <td>教室等の空気検査(ホルムアルデヒド)</td> <td style="text-align: right;">9108円</td> <td style="text-align: right;">58回</td> <td style="text-align: right;">528,264</td> </tr> <tr> <td>教室等の空気検査(揮発性有機化合物)</td> <td style="text-align: right;">9108円</td> <td style="text-align: right;">58回</td> <td style="text-align: right;">528,264</td> </tr> <tr> <td>カーペットや保健室の寝具等のアレルギー検査(ダニアレルゲン)</td> <td style="text-align: right;">1772円</td> <td style="text-align: right;">290回</td> <td style="text-align: right;">513,880</td> </tr> <tr> <td>照度</td> <td style="text-align: right;">1650円</td> <td style="text-align: right;">116回</td> <td style="text-align: right;">191,400</td> </tr> <tr> <td>浮遊粉じん検査</td> <td style="text-align: right;">550円</td> <td style="text-align: right;">116回</td> <td style="text-align: right;">63,800</td> </tr> <tr> <td>気流検査</td> <td style="text-align: right;">550円</td> <td style="text-align: right;">116回</td> <td style="text-align: right;">63,800</td> </tr> </table>			執行見込総額	4,048,230円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	飲料水検査	7304円	64回	467,456	プール水検査	4368円	78回	340,704	プール水検査(総トリハロメタン)	19800円	58回	1,148,400	プール原水飲料水検査	7304円	10回	73,040	循環ろ過装置出口濁度検査	1534円	23回	35,282	教室等の空気検査(二酸化炭素)	770円	116回	89,320	教室等の空気検査(一酸化炭素)	770円	6回	4,620	教室等の空気検査(ホルムアルデヒド)	9108円	58回	528,264	教室等の空気検査(揮発性有機化合物)	9108円	58回	528,264	カーペットや保健室の寝具等のアレルギー検査(ダニアレルゲン)	1772円	290回	513,880	照度	1650円	116回	191,400	浮遊粉じん検査	550円	116回	63,800	気流検査	550円	116回	63,800
執行見込総額	4,048,230円																																																														
複数単価契約	単価	予定数量	合計																																																												
飲料水検査	7304円	64回	467,456																																																												
プール水検査	4368円	78回	340,704																																																												
プール水検査(総トリハロメタン)	19800円	58回	1,148,400																																																												
プール原水飲料水検査	7304円	10回	73,040																																																												
循環ろ過装置出口濁度検査	1534円	23回	35,282																																																												
教室等の空気検査(二酸化炭素)	770円	116回	89,320																																																												
教室等の空気検査(一酸化炭素)	770円	6回	4,620																																																												
教室等の空気検査(ホルムアルデヒド)	9108円	58回	528,264																																																												
教室等の空気検査(揮発性有機化合物)	9108円	58回	528,264																																																												
カーペットや保健室の寝具等のアレルギー検査(ダニアレルゲン)	1772円	290回	513,880																																																												
照度	1650円	116回	191,400																																																												
浮遊粉じん検査	550円	116回	63,800																																																												
気流検査	550円	116回	63,800																																																												

令和5年度 随意契約理由書

番号	238
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 6 1 (直通)
契 約 案 件 名	都城市校務支援システムネットワーク保守業務委託
案 件 の 概 要	市内の各小中学校が利用している校務支援ネットワーク回線の保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中町1街区7号 [名 称] BTV株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、市内の各小中学校が利用している校務支援ネットワーク回線の保守を委託するものである。</p> <p>現在、整備されている校務支援ネットワーク回線は、上記事業者が整備・構築を行ったものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>また、仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、学校事務に支障をきたすおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	3, 2 0 8, 6 5 6 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	239
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 8 6 (直通)														
契 約 案 件 名	腎臓精密検診業務														
案 件 の 概 要	学校保健安全法第13条に基づき、都城市内の小中学生を対象とした腎臓精密検査を実施し、検査結果が陽性の児童生徒については、その後定期的に追跡検診を行う業務														
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会														
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、小学1年生から中学3年生までを対象としてこれまでに実施された尿検査(1次検査と2次検査)の結果から、精密検査対象者を抽出して腎臓の精密検査を実施し、検査結果が陽性と判定された児童生徒については、その後も毎年度定期的に追跡検診を行うものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、精密検査を行う専門の施設、追跡検査を可能とする管理体制及び専門的な知識に基づく判定機関を有することが必要であるが、市内においてこの要件を満たし、本業務を適切かつ確実に履行できる機関は、都城健康サービスセンターに限られる。</p> <p>以上の理由により、上記サービスセンターの指定管理者である上記法人と随意契約するものである。</p>														
契 約 締 結 日	令和5年4月1日														
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">1, 5 4 0, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">単価契約</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">単価</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">予定数量</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">腎臓精密健診</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">15400 円</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">100 人</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">1, 540, 000</td> </tr> </table>			執行見込総額	1, 5 4 0, 0 0 0 円			単価契約	単価	予定数量	合計	腎臓精密健診	15400 円	100 人	1, 540, 000
執行見込総額	1, 5 4 0, 0 0 0 円														
単価契約	単価	予定数量	合計												
腎臓精密健診	15400 円	100 人	1, 540, 000												

令和5年度 随意契約理由書

番号	240
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 8 6 (直 通)
契 約 案 件 名	全国市長会学校災害賠償補償保険
案 件 の 概 要	本市の設置する幼稚園及び小・中学校における施設の瑕疵並びに学校業務等に起因する事故について、市に法律上賠償責任が生じることによって被る損害に対し、保険金支払を行う保険へ加入するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都千代田区平河町2丁目4番2号 [名 称] 全国市長会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 幼稚園及び小・中学校における施設の瑕疵又は学校業務等の遂行上の過失に起因する事故について、賠償に伴う損害に対して総合的に補償する保険は、本保険以外になく競争の対象が存在しない。 以上の理由により、本保険を取り扱っている上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 4 8 9, 2 2 1 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	241
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 6 1 (直通)
契 約 案 件 名	教育クラウドサービス年次処理等業務委託
案 件 の 概 要	本市の全小中学校に導入しているGoogle社の「Google Workspace for Education」(都城市ドメイン)の年度更新に必要な児童生徒アカウントの年次処理を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市花繰町20号8番地 [名 称] 株式会社システム・ナイン
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 現在、整備されている情報ネットワークシステムは、上記事業者が導入及び設定を実施したものであり、同事業者は今回の委託業務を確実に履行することが期待できる唯一の事業者である。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、システム内のデータ等にネットワークの導入事業者以外の事業者が作業した部分が混在することになり、障害発生時の迅速な対応が難しく、その責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 2 6 5, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	242
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 8 6 (直通)
契 約 案 件 名	歯科健康診断用歯鏡洗浄業務
案 件 の 概 要	都城市の設置する幼稚園、小学校及び中学校（以下「学校等」という。）の児童生徒を対象に行われる定期健康診断(4月から6月まで)と就学時健康診断(10月から11月まで)にて実施される歯科検診用歯鏡の洗浄業務
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市八幡町11街区3号 [名 称] 一般社団法人都城歯科医師会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務の履行に当たっては、定期健康診断及び就学時健康診断の期間内に、対象学校等へ歯科検診用歯鏡の貸出及び学校教育課への配達並びに使用済み歯科検診用歯鏡の回収ができることが必要である。 これらの点について、本市内及び県内において以上の要件を満たし、業務を適切かつ確実に履行できる者は上記法人に限られるため、同法人と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	545,600円

令和5年度 随意契約理由書

番号	243
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 生涯学習課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 2 (直通)
契 約 案 件 名	都城市立図書館システム保守業務委託
案 件 の 概 要	図書館管理システムの保守点検及び調整等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市錦町1-10 [名 称] 富士通Japan株式会社 宮崎支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>図書館管理システムは、上記事業者が開発及び導入したものであり、当該システムが常時円滑に稼動するために必要な保守業務については、開発元である同事業者でなければ確実な履行が期待できない。</p> <p>また、当該システムのソフトウェア及びハードウェアに関するサポート窓口を一本化し、障害発生時の迅速な対応を図る必要もある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	4, 9 5 1, 3 2 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	244
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 生涯学習課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 5 (直通)
契 約 案 件 名	地区公民館デマンド監視業務委託
案 件 の 概 要	地区公民館（祝吉地区公民館・五十市地区公民館・沖水地区公民館・志和池地区公民館・庄内地区公民館・中郷地区公民館）において、最大需要電力（契約電力）を引き下げる目的で、デマンド監視業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市都北町4936番地 [名 称] 一般財団法人九州電気保安協会 都城事業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、祝吉地区公民館を含む6地区公民館における最大需要電力（契約電力）を引き下げる目的で、当該6地区公民館のデマンド監視業務を委託するものである。</p> <p>本業務を履行するに当たっては、デマンド監視装置（警報装置など付属装置を含む。）の物品貸与が可能で、監視・情報収集・分析までの作業を一貫して行える事業者でなければならない。</p> <p>この点、市内において以上の要件を満たし、本業務を適切かつ確実に履行できる事業者は、上記事業者のみであるため、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	673,200円

令和5年度 随意契約理由書

番号	245
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校給食課 高城学校給食センター [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 8 - 3 0 9 1 (直通)
契 約 案 件 名	都城市高城学校給食センター調理及び配送業務委託
案 件 の 概 要	高城地区内の小学校5校、中学校3校及び幼稚園2園の給食を調理し、配送する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市葦原町2984番地12コーポ葦原108 [名 称] 株式会社学産給食
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>現在、都城市の各学校給食センターは、調理及び配送業務を上記事業者それぞれ委託している。</p> <p>上記事業者は調理技術に長け、経験及び実績も豊富であり、昨今の新型コロナウイルス感染等による職員の長期欠員が生じた際も、事業所内での応援体制を整えることにより、安定した給食の提供を行うことができた。</p> <p>各給食センターがそれぞれの事業者へ委託した場合、災害時等の人員確保や資材調達等に柔軟な対応が取れず、調理現場の混乱等で安定的な給食提供に大きな支障をきたすおそれがある。</p> <p>弾力的かつ柔軟な対応により安定した給食の提供を可能にするためには、委託事業先を一括にまとめることが望ましい。</p> <p>現在、各学校給食センターの契約期間はそれぞれであるため、他給食センターの委託期間満了（令和6年7月31日）後に一括契約を実施することとし、それまで期間延長にて対応するものである。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	38,390,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	246
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校給食課 (都城学校給食センター) [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 7 (直通)
契 約 案 件 名	都城市都城学校給食センターボイラ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	都城学校給食センターに設置されているボイラの保守点検に関する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市若葉町54-1 [名 称] 三浦工業株式会社 都城支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城学校給食センターに設置されているボイラについて、年1回の総合点検、月1回の定期点検等の保守点検に関する業務を委託するものである。</p> <p>当該ボイラは上記事業者が製造したものであり、オンライン監視等を含む保守点検業務を行うことができるのは同事業者のみである。</p> <p>また、今回契約する保守契約は上記事業者独自のもので、破損等によりボイラ缶体を交換する必要がある場合、無償で交換できる保証が含まれている。他の事業者には同様の保証の適用がなく、重大な故障が発生した際の修繕に要する費用が高額となるおそれがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 4 3 8, 1 4 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	247
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校給食課 (都城学校給食センター) [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 7 (直通)
契 約 案 件 名	給食費システム保守業務委託
案 件 の 概 要	AcrocityPLUS給食費システムの保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>AcrocityPLUS給食費システムは、学校給食費の公会計化に伴い、その管理を目的として令和3年度に導入したものである。同システムは上記事業者が開発・導入したものであり、同事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、導入事業者と保守事業者が混在することとなり、障害発生時の速やかな対応が難しく、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	1, 3 7 9, 4 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	248
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 美術館 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 5 - 1 4 4 7 (直通)
契 約 案 件 名	美術館エレベーター保守点検業務委託
案 件 の 概 要	美術館に設置されているエレベーターの毎月1回の保守点検及び調整、関係法令の規定に準ずる年次検査等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区長浜2-4-1 [名 称] 東芝エレベーター株式会社 九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、点検・調整から修理部品の交換までエレベーターの機能維持に必要なメンテナンスの全てを含む契約である。</p> <p>エレベーターの仕様・構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても、各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で安全管理を行っている。</p> <p>このため、仮に、他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の瑕疵によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられない懸念がある。</p> <p>以上の点を考慮し、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化の点から、美術館に設置されているエレベーターの施工及びメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	924,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	249
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 美術館 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 5 - 1 4 4 7 (直通)
契 約 案 件 名	美術館空調設備保守点検業務委託
案 件 の 概 要	美術館に設置されている空調設備に係る通年の保守、年2回の点検及び調整、関係法令の規定に準ずる年次検査等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡市博多区堅粕3丁目14番7号 [名 称] 日本空調サービス株式会社 九州支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、美術館に収蔵してある美術作品を、適正に保存するための空調設備の保守点検業務である。</p> <p>美術作品の保存環境において、空調は、作品の寿命を大きく左右するものであり、空調設備の制御・精度については、東京文化財研究所の指導に基づき、湿度優先で行い、展示室：温度$22 \pm 3^{\circ}\text{C}$、湿度55%収蔵庫：$22 \pm 2^{\circ}\text{C}$、湿度55%になるよう制御している。</p> <p>美術館・博物館の作品保存に関する空調設備の保守点検の技術を有する事業者は、九州管内では上記事業者のみであるため、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	682,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	250
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 都城島津邸 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城島津邸空調設備保守点検業務委託
案 件 の 概 要	都城島津邸に設置されている空調設備に係る通年の保守、年2回の点検及び調整、関係法令の規定に準ずる年次検査等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区堅粕三丁目14番7号 [名 称] 日本空調サービス株式会社 九州支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城島津邸に収蔵してある歴史史料及び美術工芸品を、適正に保存するための空調設備の保守点検業務である。</p> <p>歴史史料等の保存環境において、空調は、史料の寿命を大きく左右するものであり、空調設備の制御・精度については、東京文化財研究所の指導に基づき、湿度優先で行い、展示室：温度$22 \pm 3^{\circ}\text{C}$・湿度55%、収蔵庫：$22 \pm 2^{\circ}\text{C}$・湿度55%になるよう制御している。</p> <p>博物館の作品保存に関する空調設備の保守点検の技術を有する事業者は、九州管内では上記事業者のみである。</p> <p>以上の理由により、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	968,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	251
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 都城島津邸 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城島津邸御門仮囲い管理業務委託
案 件 の 概 要	都城島津邸御門仮囲いの管理業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市早鈴町1527番地1 [名 称] 高野建設 株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>令和4年9月の台風14号によって都城島津邸御門が倒壊し、来館者および周辺住民の安全確保、文化財保護の観点から急ぎ御門周辺に仮囲いを設置した。</p> <p>再度、仮囲いの設置業者を入札に付し、現在設置中の上記事業者から変わることになった場合、看板や鉄骨等の資材借用費、設置工事費等が再び必要となり、経費が重ねてかかることとなる。加えて、仮囲いの撤去から別業者による再設置までの期間、囲いが無い状態になり、施設管理上望ましくない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	921,800円

令和5年度 随意契約理由書

番号	252
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 都城島津邸 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城島津伝承館エレベーター保守管理業務委託
案 件 の 概 要	都城島津伝承館に設置されているエレベーターの保守管理業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区長浜2-4-1 東芝福岡ビル5階 [名 称] 東芝エレベータ株式会社 九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城島津伝承館（以下「同館」と言う。）に設置されているエレベータの保守管理業務を委託するものである。なお、本業務は点検・調整などエレベータの機能維持に必要なメンテナンスの全てを含む。</p> <p>エレベータの仕様・構造はメーカーごとに異なり、保守管理等については、各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、安全管理を実施している。同館におけるエレベータ設置の施工業者は上記事業者であるため、仮に同事業者以外の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の所在が不明確になり、確実な賠償が受けられないおそれがある。また、遠隔監視点検システムに対応できる事業者は、上記事業者のみである。</p> <p>以上の理由により、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化の点から、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	739,200円

令和5年度 随意契約理由書

番号	253
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 議会事務局 議会事務局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 9 (直通)
契 約 案 件 名	ケーブルテレビジョン放送業務委託
案 件 の 概 要	都城市議会定例会（6月、9月、12月及び3月）及び臨時会開催時に、ケーブルテレビでの生放送及び午後8時からの録画放送を行う業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中町1街区7号 [名 称] BTV株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本委託業務の内容は、都城市議会定例会及び臨時会の会期の告知、定例会及び臨時会における本会議の映像及び音声の送信・受信及び各家庭への生放送並びに録画放送である。 これらの業務を行える事業者が、市内では上記事業者以外に存在しないため、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	2, 8 2 7, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	254
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 議会事務局 議会事務局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 9 (直通)												
契 約 案 件 名	議会一般質問広報業務委託												
案 件 の 概 要	年に4回開催される都城市議会定例会における一般質問者及び一般質問の内容について新聞に掲載し、市民への広報を行う業務を委託するもの												
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中原町39街区1号 [名 称] 株式会社都城宮日サービスセンター												
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本市における新聞販売部数は、宮崎日日新聞が他の新聞を圧倒的に上回っており、最も効率的な広報が可能であるため、宮崎日日新聞広告代理店である上記事業者と随意契約するものである。</p> <p>■各新聞の市内販売部数 (合計：35,890部 令和4年10月現在)</p> <p>①宮崎日日新聞 24,185部 (67.4%) ②読売新聞 4,165部 (11.6%) ③朝日新聞 4,015部 (11.2%) ④毎日新聞 2,625部 (7.3%) ⑤日本経済新聞 900部 (2.5%)</p>												
契 約 締 結 日	令和5年4月1日												
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">執行見込総額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">990,000円</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">単価契約</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">単価</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">予定数量</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">合計</td> </tr> <tr> <td>記事下広告1段 (縦3.2cm×横 38.5cm) 当たり</td> <td>82,500円</td> <td>12段</td> <td style="text-align: right;">990,000</td> </tr> </table>	執行見込総額		990,000円		単価契約	単価	予定数量	合計	記事下広告1段 (縦3.2cm×横 38.5cm) 当たり	82,500円	12段	990,000
執行見込総額		990,000円											
単価契約	単価	予定数量	合計										
記事下広告1段 (縦3.2cm×横 38.5cm) 当たり	82,500円	12段	990,000										

令和5年度 随意契約理由書

番号	255
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 議会事務局 議会事務局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 9 (直通)
契 約 案 件 名	会議録等検索システム保守等業務委託
案 件 の 概 要	会議録検索システム（都城市議会定例会及び臨時会における会議の内容について、市民等がインターネットで会議録及び録画映像を検索できるシステム）の保守及びデータセットアップ業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 兵庫県神戸市中央区北長狭通四丁目3番8号 [名 称] 神戸総合速記株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 都城市議会の会議録検索システムについては、定例会及び臨時会の会議の内容について、会議録の特定箇所の抽出を容易にし、また、会議録検索時間の短縮及び利便性の向上並びに市民への議会情報の迅速な提供を図るため、平成14年度から上記事業者が開発したシステムを導入している。 当該システムの保守点検等については、開発者である上記事業者でなければ対応できないため、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	900,900円

令和5年度 随意契約理由書

番号	256
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 議会事務局 議会事務局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 9 (直 通)
契 約 案 件 名	議会運営管理システム代替機賃貸借
案 件 の 概 要	議会運営管理システムの制御システムの故障に伴い、代替機を賃貸借するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市早鈴町1496番地 [名 称] 九州電通建設株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、議会運営管理システムの制御システムの故障に伴い、代替機を賃貸借するものである。</p> <p>議会運営管理システムは、電子採決や議会放送等を行う議会運営の根幹を担うシステムであり、制御システム、カメラ・音響設備・マイク等（以下「議場内設備」という。）から構成されている。</p> <p>当該業務の履行にあたっては、議場内設備と連動可能な制御システムを搭載した代替機であることはもとより、議場内設備の構成内容を十分に理解していることが必要不可欠である。</p> <p>その点、上記事業者は、平成26年度に本システムを構築し、継続して保守点検業務を受託しており、同事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>また、仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、議会運営に支障を来すおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者との随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	862,400円

令和5年度 随意契約理由書

番号	257
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 2 - 8 8 8 2 (直通)
契 約 案 件 名	寝具賃貸借
案 件 の 概 要	交代制勤務者の仮眠時に使用する寝具の賃貸借を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 北 諸 県 郡 三 股 町 3 7 3 4 - 1 [名 称] ワタキューセイモア 株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当
	<p>本件は、寝具の賃貸借を行うものである。</p> <p>本件の履行に当たっては、大量の寝具貸借及び定期的な寝具交換を行う必要がある。しかし、それらの要件を満たす事業者で、本市の競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者が存在しない。</p> <p>このため、競争入札に代え、見積書の提出による競争により相手方を決定することとし、対応可能な名簿未登録者2者に対して見積依頼を行った。</p> <p>各事業者から提出のあった見積書の金額を比較した結果、上記事業者の見積りが最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	3, 3 6 0, 7 2 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	258
----	-----

担当課	[部課等名] 消防局 総務課 [電話番号] 0986-22-8882 (直通)																																		
契約案件名	産業廃棄物処理委託																																		
案件の概要	各消防署から排出される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）の収集・運搬及び処分業務の委託																																		
契約の相手方	[所在地] 都城市吉尾町2159番地 [名称] 株式会社都城北諸地区清掃公社																																		
契約の相手方の選定理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>感染性産業廃棄物の処理においては、排出事業者が自らの責任において廃棄物を処理することが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定められており、委託処理する場合においても排出事業者は廃棄物が処分されるまでの責任を負うこととされ、収集運搬又は処分の業の許可を受けたものとそれぞれに契約することとされている。</p> <p>都城市内に焼却施設を有している処分事業者は複数存在するが、感染性産業廃棄物を搬入可能な処分場は、上記事業者が有するものに限られる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>																																		
契約締結日	令和5年4月1日																																		
契約金額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">執行見込総額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">1, 267, 296円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>基本料</td> <td style="text-align: center;">1500円</td> <td style="text-align: center;">回</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック類（感染性廃棄物）</td> <td style="text-align: center;">1600円</td> <td style="text-align: center;">袋</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック類（非感染性廃棄物）</td> <td style="text-align: center;">1600円</td> <td style="text-align: center;">袋</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>注射針・注射器（感染性廃棄物）</td> <td style="text-align: center;">2400円</td> <td style="text-align: center;">個</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>20ℓ容器</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>石膏・点滴瓶・薬瓶（非感染性廃棄物）</td> <td style="text-align: center;">1000円</td> <td style="text-align: center;">袋</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </table>			執行見込総額		1, 267, 296円		複数単価契約	単価	予定数量	合計	基本料	1500円	回	0	廃プラスチック類（感染性廃棄物）	1600円	袋	0	廃プラスチック類（非感染性廃棄物）	1600円	袋	0	注射針・注射器（感染性廃棄物）	2400円	個	0	20ℓ容器				石膏・点滴瓶・薬瓶（非感染性廃棄物）	1000円	袋	0
執行見込総額		1, 267, 296円																																	
複数単価契約	単価	予定数量	合計																																
基本料	1500円	回	0																																
廃プラスチック類（感染性廃棄物）	1600円	袋	0																																
廃プラスチック類（非感染性廃棄物）	1600円	袋	0																																
注射針・注射器（感染性廃棄物）	2400円	個	0																																
20ℓ容器																																			
石膏・点滴瓶・薬瓶（非感染性廃棄物）	1000円	袋	0																																

令和5年度 随意契約理由書

番号	259
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 警防救急課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 2 - 8 8 8 3 (直通)
契 約 案 件 名	都城地区メディカルコントロール業務委託
案 件 の 概 要	メディカルコントロール業務（病院前救護体制における救急隊の応急処置などの質を医学的な観点から保証するため、救急隊へ指示、指導及び助言を24時間体制で実施するほか、事案の検証、救急救命処置等のプロトコール作成、研修会等を行う業務）について委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸郡医師会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 <p>メディカルコントロール業務の運営組織として、県においては宮崎県メディカルコントロール協議会が設置されており、その下部機関として、都城地区においては、本市が設置主体となり、都城地区メディカルコントロール協議会が置かれている。</p> <p>都城地区におけるメディカルコントロール業務については、業務の特殊性から、上記法人以外に適切に実施できる団体はないため、同法人と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	5,667,619円

令和5年度 随意契約理由書

番号	260
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 指令課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 5 (直 通)
契 約 案 件 名	消防指令施設等保守点検業務委託
案 件 の 概 要	消防指令施設、消防救急デジタル無線設備及び消防情報支援システムの運用に係る保守点検業務の委託
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区天神二丁目13番7号 [名 称] 沖電気工業株式会社 九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>消防指令施設、消防救急デジタル無線設備及び消防指令システムと連動して各種災害事案のデータ管理を行う消防情報支援システム（以下「消防指令施設等」という。）の安全かつ安定した運用を維持していくには、保守管理体制の構築が必要不可欠である。</p> <p>現在、本市が運用している消防指令施設等は、上記事業者の設計仕様に基づき独自に開発されたものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、技術情報の非開示により、受託事業者から上記事業者に対しての一括再委託となるため、メーカー保守料のほかに受託事業者の管理費が上乗せになる。</p> <p>また、関連機器の修理等においても技術開示できないことから、システムに不具合が生じた場合、他の事業者では内部の現地修理はできず、当該事業者を介して上記事業者への返却修理となるため、障害復旧の遅延も予想される。</p> <p>このような問題を回避し、安定した運用の維持及び故障した場合の迅速な対応を確保するため、当市の消防指令施設等を製造、施工し、消防指令システム全体を把握している上記事業者と随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	12,100,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	261
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 指令課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 5 (直 通)
契 約 案 件 名	緊急通報用電話に係る位置情報通知システム（統合型：NTT固定電話）の提供に関する契約
案 件 の 概 要	緊急通報(119番)時に通報者位置情報を消防局指令センターに自動的に表示させるシステムの提供を受けるもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮 崎 市 広 島 一 丁 目 5 番 3 号 [名 称] 西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 宮 崎 支 店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>位置情報通知システムは、緊急通報(119番)があった場合に当該通報者の発信位置を特定し、この情報を消防局指令センターのディスプレイに自動表示させるシステムである。</p> <p>この位置情報通知システムを利用することにより、緊急通報(119番)があった場合、NTT電話局舎交換機を介して消防局指令センターに接続されると同時に、消防局の指令ホストと接続された検索制御装置を介して上記事業者の顧客情報サーバーに接続され、当該通報の発信位置情報を得ることができる。</p> <p>このように、位置情報通知システムの運用に当たっては、同事業者の回線の利用及び同事業者の顧客情報サーバーへのアクセスが必要不可欠であるため、他に本業務を履行できる事業者はない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	8 6 9 , 6 1 6 円